

○七番(長島英次郎君) 本款ニ就キマシテ少シク修正ノ意見ガアリマス、第一項俸給及諸給ノ内ヨリ千百七拾參圓八拾壹錢ヲ減ジマス、其内譯ハ、第一目俸給ノ内ヨリ千百參拾四圓、第二目ニ於テ拾七圓九錢、第四目ニ於テ貳拾貳圓七拾貳錢ヲ減ジマシテ、前年通りニ修正ヲ致シタイ積リデアリマス、是ニ就キ聊カ其理由ヲ述ベマス、扱テ官吏増俸ノ問題ニ依リ、國庫ノ支辨ヲ受ケル官吏ノ増俸ハ、既ニ今年ヨリ實施サレタノデアリマス、是ガ比較ノ上カラ申シマシテ、縣費支辨ノ増俸モ當然デアアリマセウケレドモ、不幸ニシテ本縣ハ本年未曾有ノ水害ノ爲メニ、多大ノ損害ヲ受ケタ今日デアリマスカラ、増俸ノ點ニ於キマシテハ、本員ニ於テモ其趣旨ニハ賛成デアリマス、賛成デアリマスケレドモ、本年ノ年柄縣民ノ負擔モ多大ノ今日デアリマスカラ、一ケ年ヲ猶豫サレテ、サウシテ前年ノ通りニ致シタイ意見デアリマス、滿場ノ諸君御賛成ヲ願ヒマス、

(賛成々々)

○三十三番(飯野喜四郎君) 私ハ唯今ノ提出者ニ伺ヒマスガ、唯今ノ御説明ニ依リマスト云フト、第一目第二目丈ケノ減額ノヤウデアリマシタガ、三目、四目ニハ別ニ響カナインデアリマスカ、

○七番(長島英次郎君) 三目、四目ト申上ゲタ積リデアリマス、

○參與委員(石井事務官補) 唯今本款ニ就キマシテ、修正ノ御意見ガゴザイマシテ、ソレニ賛成ノ御聲モ聞キマシタガ、一体此郡書記ノ増俸ノコトハ、第一讀會ノ時ニモ一寸申上ゲテ置キマシタガ、本縣ノ郡書記ノ定員ノ方ハ、嘗テ申上ゲタコトモゴザイマシテ、餘程古イ時代ニ於テ此百六十九人ト云フ定員ヲ定メタノデアリマス、其後各府縣等デハ追々増員等モアリマシタヤウデスガ、本縣デハ定員ノ増加ト云フコトハ致シマセヌデ、今日各府縣ノ定員ノ上カラ、町村役場數等ニ比較シテ見マスト云フト、丁度百六十九人ノ上ニ十七人ヲ加ヘナケレバ、各府縣ノ定員ノ數ト一致シナイヤウナ譯ニナツテ居リマス、假リニ之ヲ定員ノ方デ九人増員スルトシテモ、貳千圓以上

ノ増俸ヲ要スルコトニナツテ、俸給額モ増サナケレバナラヌ、定員モ増スト云フコトヲ同時ニ求メルコトハ、修正御意見ノ理由トシテ御述ベノ如ク、既ニ此大水災ノ後デアリマスノデ、縣ノ負擔ノコトモ考ヘナケレバナラヌ、サレバ増俸ノ方デモ相當ニシテ戴キタイト思ヒマシタガ、是亦思フヤウニ増俸ヲ御協賛ヲ請フ譯ニモ參リマセヌ、デ己ムヲ得ズ極ク小額ニ止メテ、是非俊秀ノ人ノ、極ク小人數デ増サナケレバナラヌ増俸、ソレト欠員ヲ生ジタ場合ニ、他ヨリ補充ヲ求メテ參リマスル便宜上ノ必要カラ、己ムヲ得ズ僅カナリトモ此増俸ヲ計上シタ次第デアリマス、是非此増俸ニ就ラハ御協賛ヲ御願ヒシタイ次第デアリマス、

○參與委員(安達事務官) 唯今ノ修正說ハ、無論郡視學ノ俸給モ包含シテ居ルモノト思ハレマスルガ、郡視學ノ俸給ハ、是ハ増俸スルト云フタトテ、普通一般ノ増俸ノヤウニ見エマスケレドモ、是丈ケハ決シテ普通ノ増俸ト云フノデハナイノデアリマシテ、官吏増俸ニ伴ウテ自然ニ是モ増俸シナケレバナラヌト云フノデナクテ、既ニ多年ノ間其職ニ從事シテ居ツテ、ドウモ餘リ同ジ俸給ニ置イテハ、勉強サスル上ニ於テモ、イロ／＼仕事ヲヤラスル上ニ於キマシテモ甚ダ困ル、是ハ官廳ニ奉職シテ居ル者ノ例トハ一定ニ仕惡イコトガアリマシテ、ドウシテモ分ケテヤラナケレバ、外ノ者トノ權衡ヲ失スル、サウ云フ所カラ此増俸案ヲ提出致シマシタ、決シテ官吏ノ増俸ニ伴フ増俸トハ違ヒマスカラ、其點ハ御了承ノ上、ドウゾ原案通り可決アランコトヲ希望致シマス、

(採決々々)

○議長(小林拾三君) 採決致シマス、七番ヨリ第一項ニ就キ千百七拾參圓八拾壹錢ヲ減ズルト云フ修正說ガ出マシタ、是ニハ大分賛成ノ聲モ聴キマスノデ、是ニ依リ採決致シマス、七番ノ修正說ニ御同意ノ方ハ起立、

起立者 多數

○議長(小林拾三君) 多数ニ依リ七番ノ修正説ニ決シ、他ハ原案ニ決シマス、次ニ第九款教育費ノ第二讀會ヲ開キマス、

(「讀會省略」ト呼ビ「賛成々々」ノ聲起ル)

○議長(小林拾三君) 是ハ簡易ノ問題デアリマスカラ、讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

第九款 救 育 費 金參千四百五拾貳圓八拾四錢

第一項 救 育 費 金參千四百五拾貳圓八拾四錢

○參與委員(安達事務官) 退席

○參與委員(島田警部) 着席

○參與委員(石井事務官補) 本款ニ就キマシテ、一讀會ノ節ニ三十番カラ、四十二年度ノ行旅病人及死亡人ノ數ヲ御尋子デゴザイマシタガ、其時ニ調ベヲ持ツテ居リマセヌデ、此デ御答ヲ致シテ置キマス、行旅病人トシテ扱ヒマシタノハ二十一人、行旅ノ死亡人トシテ取扱ヒマシタノガ六十一人、病人デアツテ救護ヲ繼續シテ、仕舞ニ死亡シマシタノガ三十七人、總計百十九人ニナツテ居リマス、

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款ニ就キマシテハ、異議ナキモノト認メ原案ニ確定致シマス、次ニ第十款諸達諸費ノ第二讀會ヲ開キマス、

(「讀會省略」ト呼ビ「賛成々々」ノ聲起ル)

○議長(小林拾三君) 本款モ簡易ノ問題デアリマスカラ、讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

第十款 諸 達 諸 費 金參千九百九圓貳拾參錢

第一項 令 達 諸 費 金參千九百九圓貳拾參錢

○三十六番(吉田時三郎君) 此諸達ヲ巡查駐在所ニ知ラセルニハ、ドンナ具合ニ致シテ居リマスカ、

○參與委員(島田警部) 諸達ヲ駐在所ヘ知ラセルニハ、警察報ヘ掲載シテ知ラシテ居リマス、

○三十六番(吉田時三郎君) 警察報ハ此令達ノ出マシテカラ直ニ出マスデスカ、

○參與委員(島田警部) 警察報ハ毎週一回位ノ發行ニナツテ居リマス、

○三十六番(吉田時三郎君) 別ニ此事ハ大シクハアリアリマセヌガ、警察ノ方ノ巡查駐在所ト、役場トノ間ニ於テ仕事ヲシマス時ニ、大變不便ヲ感ズルヤウナコトガアリマス、例ヘハ衛生ノ清潔法ヲ執行スルトカ云フ際ニ於テモ、役場ノ方デハ斯ウ云フコトヲ執行シヤウトシテモ、巡查ハ未ダ知ラナカツタト云フ不便ヲ感ズルノデ、經費モ澤山デモナカラウト思フカラ、縣經濟ノ許ス限リハ之ヲ便利ニシタイト思フ、既ニ役場ガ準備ヲシテモ、未ダ巡查駐在所ニハ警察署ノ方カラモ何等ノ通知モナシ、何等ノコトモ知ラナカツタト云フ不便ヲ感ズルコトガ往々アリマスカラ、時機ヲ見テ此巡查駐在所ニモ縣報ヲ配付スル必要ガアラウト思フ、其意思ヲ一寸表明シテ置キマス、

(採決々々)

○議長(小林拾三君) 本款ニ就テモ別ニ異議ナキモノト認メ原案ニ確定致シマス、次ニ第十一款勸業費ノ第二讀會ヲ開キマス、

(書記朗讀)

第十一款 勸 業 費 金拾萬五百八拾壹圓貳拾貳錢

- 第一項 地方測候所費 金四千百參拾參圓貳拾參錢
- 第二項 農事試驗場費 金壹萬六千參百七拾八圓貳拾壹錢
- 第三項 蠶業費 金參萬六千六百四拾四圓五拾參錢
- 第四項 農業費 金貳萬九千貳百拾參圓九拾四錢
- 第五項 林業費 金四千四拾九圓九拾壹錢
- 第六項 畜産費 金參千九百參圓拾錢
- 第七項 圖案調製費 金參千六拾圓參拾錢
- 第八項 勸業諸費 金參千九拾八圓

○參與委員(石井事務官補) 同(島田警部) 退席

○參與委員(針ヶ谷技師) 同(梅田屬) 着席

○十番(駒崎幸右衛門君) 本員ハ本案ニ徹頭徹尾賛成ヲ表スル者デアリマス、私ガ今述ベントスルノハ、勸業上ニ就キマシテ當局者ニ是非一ツ私ノ意見ヲ容レテ戴キタイト思フコトガアルノデアリマスカラ、ソレヲ申上ゲテ賛成ヲ致シテ置キタイト思ヒマス、此際私ガ勸業上ニ關シ申上ゲタイトハ、別ノコトデアリマセヌ、本縣ノ此勸業ニ就キマシテハ、隨分總テノ方面ニ發展ヲシテ居リマスルガ、遺憾ナノハ種苗ノ取締リ、及ビ苗木、植木ニ附着シテ居ル害蟲驅除ニ就テハ十分ニ届イテ居ラヌト思ヒマス、此苗木、植木ニ就キマシテハ、先頃農商務省ヨリ獎勵サレマシテ、害蟲驅除ニ就テハ聊カ設備ガアツタノデアリマスガ、種苗取締リニ關シテハ、殆ド其取締リヲ見ナイノデアリマス、此種苗取締リニ就テハ、ドウ云フ所ニ害ヲ及ボスカト云フコトヲ一應申上ゲタイト思ヒマス、ソレハ諸君モ御案内ノ如ク、我埼玉縣ニ於ケル安行ト云フ土地ガアリマス、此安行ノ土地ハ、今日ハ埼玉縣ノ安行テナクテ、殆ド世界ニ知ラレテ居ル所ノ安行デアリマス、

サウシテ此處ニ産スルモノハ諸君モ御案内ノ通り、園藝植物デアリマス、本年ナドハ此園藝植物ノ海外ニ輸出サレマシタコトハ、ナカク少ナイモノデアリマス、而シテ其海外ニ輸出サレルニ方リマシテ、是ニ附着シテ居ル所ノ害蟲ガアリマスルト、海外ニ輸出サレタモノガ向フノ岸ニ到ツテ陸上ゲガ出來ナイト云フ譯デ、甚ダ商人ガ困難ヲシテ居リマス、是等害蟲ノ驅除ニ就テハ、縣デモ先年來研究ヲ盡サレテ居リマシタガ、此種苗ニ就テハ殆ド其取締リガ着イテ居ラヌ、ソレ故ニ前ニ御話ヲ申上ゲタ安行ノ苗木ハ、種類違ヒトカ、種類違ヒトカニ云フモノガアツテ、甚ダ困ルト云フヤウナ聲ヲ世間カラ聞クノデアリマス、是ハ洵ニ遺憾ノコトデアリマシテ、此苗木、植木ニ就テ、種類違ヒトカ、種類違ヒトナイヤウニシタイトハ山々デアリマシテ、當事者モ隨分是ニ就テハ苦慮致シテ居リマスガ、ナカク以テ當事者ガ撰擇スル丈ケデハ、其目的ハ達セラレマセヌ、ソレ故ニドウゾシテ此苗木ノ種類違ヒ、種類違ヒノナイヤウナ苗ヲ造ツテ、世間へ賣出シテ、安行ノ土地ニハ決シテ間違ツタモノハナイト云フヤウニ致シタイト思ヒマス、是ニ就キマシテハ、ドウモ取締リガナイト、所謂利ニ敏キハ人ノ常デ、儲カルヤウニ算盤ヲ取ルト云フノデ、結局他府縣ノ御得意先キニ向ヘマシテ、必ラズソレヲ純良ノ種類デアルト云ツテ出シタ所ガ、商人ハソコヘ行クト利益ヲ前キニ致シマヌヤウデアリマスカラ、必ラズ其中ニハ正良品バカリニハ行カナイト云フコトニナリマシテ、結局御得意先キニ向ツテ、甚ダ不都合ヲスルヤウナコトガ出來マス、是ハ如何トモ當事者ノ困難ヲシテ居ル所デアリマシテ、之レガ取締リヲ是非縣ノ方デ爲シテ戴カナケレバ、將來此安行ト云フ所ノ聲價ヲ落スノデアリマス、既ニ世界ニ迄知ラレテ居ル所ノ安行ガ、甚ダ後トカラ開ケル所ノ岡山トカ、或ハ愛知トカ、静岡トカ云フ所ニ劣ツテ來ルヤウナ結果ニナラウト思ヒマス、隨分此コトニ就テハ當事者モ御心配ニナルコトデアルト思ツテ居リマス、是非此種苗ノ取締リト云フコト、苗木ニ附着シテ居ル害蟲驅除ト云フコトノ取締リヲ

置カレテ、サウシテ此安行ノ土地ノ盤價ヲ落サヌヤウニ一ツ御心配ヲ希望スルノデアリマス、私ハ原案ニ賛成致シマシテ、聊カ此取締リニ就テノ希望ヲ述ベテ置クコトニ致シマス、
○三十六番(吉田時三郎君) 此種牛費ノ種牛ハ、昨年ドウ云フ種類ノモノヲ御買入レニナリマシタカ、

○參與委員(針ヶ谷技師) 種牛ノ種類ハ、主ナルモノハ「デボン」ト、「スエスブラオン」ノ退却雜種、所謂日本牛トカケ合セニシタ退却ノ雜種ヲ購入致シマス、

○十一番(田中四一郎君) 私ハ先月ノ二十五日本款ノ第一讀會ノ時ニ、共進會ノ出品物ニ就テ責任アル御挨拶ヲ伺フ特約ヲシテ置キマシタガ、本款ニ就キマシテハ修正ノ意見ヲ有ツテ居リマシガ、先ヅ其御挨拶ヲ伺ツタ上ニ、意見ヲ提出シタイ考デアリマス、

○參與委員(三宅事務官) 御答ヲ致シマス、共進會ノ出品物ニ就テノコトデアリマスガ、是ハ御承知ノ通りニ、九月十五日カラ開會スルト云フコトデアリマシタガ、本縣ハ八月ノ上旬ニ於テ非常ノ大水害ヲ被リマシタカラシテ、共進會ノ方ヘハ金ヲ出シテ入ツテハ居ルモノ、多數ノ各府縣共ニ大水害ヲ被ツテ居ルカラ、共進會ソレ自身モ或ハ延期ニナルコトハナイカト云フ考ヲ有ツテ居ルシ、又本縣ト致シマシテハ、引續キ水害後ノ救濟ニ對シテ殆ト縣廳ノ側ト云フモノハ、彼ト是トノ區別ナク、全部總掛リデ、晝夜仕事ニ從事シマシタ、從ツテ郡役所ノ方モサウ云フコトデアリマシタカラ、共進會ノ方ノ側モ、縣費ヲ使ツテ加入シテ居リマスカラ、一方ノ方デハ是ガ勸誘獎勵モ大ニ努メナケレバナリマセヌケレドモ、又一方カラ考ヘマヌルト云フト、初メノ中ハドノ村ノ方ガドシナ狀況デアツタカ、ドノ方ニ於テ反物トカ、蠶糸ト云フヤウナ側ノ出品ガ出來ルヤウニナツタカ、能ク分ラヌヤウナ狀況デ、從テ郡役所ノ方カラ縣廳ニ聞合セモアリマシタガ或ハ延期ニナルカ知ラス、又繼續スルトシテモ、ソレヨリハ先ヅ救濟ニ全力ヲ注イデ從事シナケ

レバナラヌト云フコトデ、勸誘ノ方ハ次ニシテ、初メハ救濟ニ重キヲ置イテ、共進會ノ方ハ第二ノ取扱ヲヤツタト云フヤウナ狀況デ、仕事ヲシテ行ツタノデアリマス、所ガ愈々共進會モ延期セズニ開會スルコトニナツタカラ、サウナリマスレバ出來得ル限り、費用ヲ負擔シテ居ル上ハ、勸誘モ努メナケレバナラヌト云フ事柄デ、勸誘ヲ始メマシタヤウナ風ノ次第デアリマス、一方ニハ大水害ト云フモノヲ控ヘテ、其救助ニ汲々タル狀況ヲ呈シ、一方ハ共進會ノ出品ニ就テ延期セヌト云フ所カラ、勸誘ニ努メタト云フヤウナ、先ヅ取扱ハサウ云フヤウナ風デアツテ居ツタノデアリマス、ソレデ御尋ネノ南埼玉郡ニ於ケル出品物ガ、丁度縣ノ方ノ側ハ、其當時此方ハ救濟事務ニ殆ト全般ガ掛ツテ居ツタノデ、大抵ノ事柄ハ、群馬ノ方ノ縣ノ出張所殆ト事務ヲ處辨シテ居ツタ、是モ御承知ノ通りニ、聯合會ニハ委員長ガアツテ、其下ニ聯合會事務所ガアツテ、其聯合會事務所デ決定シタモノヲ、縣ノ出張所ニ通ジ、同時ニ縣廳ニ通知ヲスルト云フノデ、縣廳ノ仕事デハアルガ、或ハ聯合會ノ方デ、仕事ニ依ツテハ、向フカラ便宜出張所ニ通知シテ、出張所ハ直接ニ郡役所ヘ仕事ノ順序ヲ極メテ通知ヲ出スコトモアリマス、ソコデ出張事務所カラ開會ハ十五日デアルカラ、十四日迄ニ着セヌモノハ受理ハ出來ヌト云フヤウナコトヲ、各郡ニ對シテ電報ヲ出シタ、是ハ縣ガシタノデハナク、聯合會ノ事務所自身ガ、開會前ニ陳列シナイ出品ハ、審査其他ノ都合上可カナイト云フノデ、水害當時デハアルガ、第一回ノサウ云フ電報ヲ各郡ヘ出シタ、從テ縣ノ方モ十四日迄ニ到着セヌケレバ可カヌモノト思ツテ居ツタ、所ガ南埼玉郡デ、或品物ヲ役場ノ方カラ郡役所ヘ送ルノニ、書面ハ九日ノ日ニ役場ヲ出シテ、出品スル書面ハ九日デアリマシタガ、品物ヲ鐵道便ニ托シテ發送シタノハ九日デナクテ、十一日ニ發送シテ居ル、ソレガ停車場ヘ來テ郡役所ノ方ノ手許ヘ着キマシタノハ、丁度十五日デアツタノミナラズ、其當時南埼玉ハ水害ニ就キ、殊ニ御承知ノ通り郡下ノ町村殆ト全部ガ水ヲ被ツタト云フノデ、其方ノ仕事ノ

ヤリ繰リヲヤツテ居ル際デアツタノデ、品物が着イタノガ十五日ト云フノデ、十四日迄ニ向フヘ着セヌモノハ受理セヌト云フ電報ヲ受ケテ居ツタノデ、即チ出品ノ期限ニ後レタ分ハ可ケナイト云フコトヲ郡役所デ極メテ、其コトヲ本人へ通知スルコトニ就テ、直グニ其時通知スレバ宜カツタノデアリマスガ、其後役場ノ方カラ九月ノ下旬、即チ二十二三日頃人ガ出テ來タノデ、ドウモ是ハ期限ガ過ギタカラ、此品物ハ受ケラレヌノデ、直グ取ツテ返ツテ呉レト言ツタ所、ソレハ直グ取ツテ返シヌ、今日ハ雨ノコトデモアルカラ、追テ便ガアラウカラ送ツテ貰ヒタイト云フ事柄デ、直グ其品物が本人ノ手ニ返ラズ、越エテ十月ノ上旬ニナツテ、品物ヲ本人ニ返スト云フコトデ、一方ハ催促ガアツテ出品シタモノデアルカラ、其後其品物ハ本人ノ手ニ返ラズトモ、早ク其コトヲ本人ニ通ジテ置ケバ、態々彼方ノ方ニ出掛ケテ行ツタト云フ不平モナカツタデアリマセウガ、品物ヲ返ス期限ガ後レタカラ、ドウモ六ケ敷イト云フ事柄ヲ本人ノ方へ通知スル事柄ガ後レタ結果、本人ハ大變迷惑ヲ感ジタ狀況ニナツテ居ルノデアリマス、其後期限後ニ出マシタ分モ、本人ノ熱心ノ度合、若ハ經驗等ヲ考ヘテ送ツタモノモアリマシテ、ソレハ特ニ事情ヲ訴ヘテ、事務所ノ方デ其事情ヲ認メタモノハ、之ヲ陳列シタト云フコトデアリマシタガ、縣廳デハドウ云フ譯カ知レマセヌガ、外ノ方デハサウ云フ事柄モ出來マシタガ、南埼玉ハ其處迄注意ガ出來ズ、尙ホ直ニ本人ニ知ラセルコトニ就テモ、當時水害ノ方ニ少カラヌカヲ盡シテ居ツタ結果、手ヌカリガ出來タト云フ始末ニナツテ居リマス、右様ノ狀況デアルト云フコトヲ玆ニ申上ゲテ置キマス、

○三十七番(清水近三郎君) 唯今十番カラ苗木ノコトニ就テ、何トカ取締ノ方法ヲ心配シ貰ヒタイト云フ御希望ガ出マシタガ、私モ實ハ是ニ大賛成ナノデアリマシテ、自分共ノ地方デモ此桑苗トカ、何トカ云フモノモ大分仕立ツテアリマスガ、近來著シキ虫害ガアル、是ニハ何トカ餘リ金ヲ掛ケナイデ御心配ヲシテ戴カヌト、仕舞ニハ餘程ノ害ヲ受ケルコトデアラウト思フ、帆柱にな

るも木の實の「つ哉」ト云フ譯デ、實ニ苗木ハ肝要ナモノデアリマスカラ、是ハ何トカ當局者ニ於テ御心配ヲ願ヒタイ、ソレカラ尙ホ一ツ當局者ノ御意見ヲ伺ヒタイノハ、第六項第四目ノ種牛費ノコトデアリマス、是ニ就テハ此程建議モ入間郡地方カラ出タヤウデアリマスガ、イロ／＼此一般ノ風評ヲ承ツテ見マスルト云フト、現在買入レタ所ノ種牛ノ種類ハ、耕作用ニハ適セヌト云フヤウナコトデアアルガ、洵ニ此雜種ハシブトイ奴デ、動キガ惡イト云フコトヲ耳ニシテ居リマス、耕作用ニ適スルモノヲ買入レルト云フ昨年來ノ御説明デアツタガ、從來ノ日本種、又韓牛等ニ比シテ、ソレハ肉用ニシマシタナラバ、或ハ宜イカ知レマセスケレドモ、耕作用トシテハ甚ダ不適當デアルト云フコトハ、一般傳アル所デアリマス、併シ何處迄モ此雜種ヲ買入レル積デアリマスカ、又在來ノ日本種、若バ韓牛ヲ買入レテ適當ノモノヲ造ルト云フ御考デアリマスカ、餘リ体ノ大キクナイ、小イ奴デ、耕作用ニ出來タモノヲ買入レテ戴キタイト云フ考デアリマスガ、一寸是ニ就テ御意見ヲ伺ヒタイノデアリマス、

○參與委員(三宅事務官) 種牛ノ方ノ事柄ハ、昨年提案致シマシタ時分ニモ説明ヲ致シテ置キマシタヤウナ風ニ、本縣ト致シマシテハ極ク少クアリマスル、ノミナラズ飼育、管理ノ事柄モ極メテ初步ニ屬シテ居リマスノデ、餘リ大シタモノヲ買入レテ、改良ヲ致シテ育テ、行キマスルコトハ、申ス迄モナク飼育、管理ニ非常ノ手數ヲ要シテ、或ハ病氣ニ罹リ、或ハ恰好ナドガ崩レルト云フコトガ往々アリマスノデ、先第一ニ牛ヲ飼ヒ、牛ヲ使フト云フコトカラ、耕作用ニ利益ガアルト云フ觀念ヲ附ケルト云フノガ主タル目的デアリマスノデ、成ルベクハソレニ適フヤウニヤリタイト云フノデ、一頭四拾圓ト云フコトデ、是ガ洋種ノ純粹ノモノトカ、或ハ比較的耕作用テナクシテ、其以外ノモノ、即チ肉用トカ、乳用トカ云フモノナレバ、一頭參百圓トカ、五百圓トカ云フコトデアリマセウガ、ソレニハ拘ラズ耕作用ト云フノデ、昨年ノ提案ニ從テ島根、鳥取、岡山

地方カラ買入レルト云フノデ、丁度岡山ニ共進會ガアツタ其時人ヲ出シ、詳シク調査サセマシタ所ガ、向フノ牛ニ就キマシテハ、純粹ノ和牛トシテハ、或ハ又幾ラカ込入ツタ學理上ニ就テハ劣リマスケレドモ、粹純ノ和牛ハドンナモノダカ「レボン」ヲカケタモノハドンナモノカ、粹純ノ和牛ト韓牛トハ大シタ區別ガ附カヌト云フコトモ、學者ガ唱ヘテ居ルト云フヤウナ側デ、和牛ヲ主トシテ、和牛デ或部分ハ多少洋種ノ種類ガ入ツテ居ツテ、體モ丈夫デ、一時敏活ノ働キガナクテモ、長ク耕作ニ使フ上ニ於テ、耐久力ガアルト云フヤウナ風ノ事柄カラ致シマシテ、和牛ノ多少ノ洋種ヲ加味シテ居ル所ノ品物ヲ買ヒニ參ツタノデアリマス、併ナガラ買ヒニ行キマシテ、實際ノ狀況ヲ見マスト云フト、此牛ノ方ハ俗ニ言フ博勞ト云フ者ノ手ヲ經テヤルコトガアリマスガ、サウ云フヤウナ手ヲ抜イテ、各所ノ産牛馬組合デ、縣廳ノ方ノ力ヲ借リテ彼所デ三頭、此處デ五頭集メルト云フ目的ヲ立ツテ岡山ニ參リマシタガ、一方金ノ方ハ平均四拾圓位ト云フノデ、物ハ欲シクテモ、或ハ拾圓足ラヌトカ何トカ云フノデ、ドウシテモ四拾圓平均デ數丈ケハ集メナケレバナラヌト云フヤウナ風デ、或ハサウシナケレバ希望通りノ配當ガ附カヌト云フノデ、全部初メノ目的通りノ品物ヲ買ツタカト云フト、サウハ行カヌ、大部分ハサウ致シマシタガ、金ノ都合デ向ラデ談判致シマシテモ、負ゲナイモノハ折角品物ニハ惚レ込ダダ、ソレヲ買ヒバ外ノモノハ買ヒナイト云フ有様デアルノデ、或一部ノ方ハ此方ガ多少不十分ト思ツテモ、折角買入レニ行ツテ、返ツテ更ニ亦人ヲ連レテ行ツテ買入レサヌニハ、旅費モ多ク要ルト云フ所カラ、少部分ノモノハ、目的通りノ品物ガ買ヒナカツタ事實ガアルノデアリマス、是非非常ニ困難ノコトデアリマスカラ、本年經驗シテ、來年ニナレバ其方ヘ手ヲ廻シテ、出來得ル限リ早ク手ヲ附ケテ、品物ヲ集メルト云フコトニ致シマスレバ、本年ヨリ多ク縣ガ買入レマスト目的ノモノガ買ヒヤウカト思フノデアリマス、ソレデ先ヅ洋種ヲ主ト致シマスガ、買ヒニ行ツテ洋種ノ立派ナモノガ幸ニアツテ

モ、五六拾圓モ出サナケレバナラヌ、又之ヲ委託シテ、其委託ヲ受ケタ者モ、途中デ故障ガアレバ賠償シナケレバナラヌシ、子供ヲ生メバ三分ノ一金ヲ出シテ、後トヲ貰フト云フ風ノ關係カラ、或ハ相談スルニ四拾圓内外ト云フ相場ヲ執ツテ居リマスカラ、非常ニ高イモノモ買ヒヌト云フコトモゴザイマシテ、是カラ後ト雖モ、和牛ヲ主ト致シマシテモ、ドウシテモ外ノ血統ガチツトモ雜ラナイ、粹純ノモノヲ十八頭ナラ十八頭集メルト云フ方ノ側ハ、一方行カナイダラウト思ヒマス、殊ニ牛ハ少シ大キケレバ使役ニ不便デアルノデ、小サイ分カラ買入レ、而カモ値段ハ斯ウ云フ限リヲ附ケテ居リマスカラ、實際ニ洋種ガチツトモ雜ツテ居ナイ、雜種ニナツテ居ナイモノ、全部ヲ纏メルコトハ出來ナカラウト思ヒマス、右申シタヤウナ次第デ、和牛ヲ主トシテヤルトシテモ、尙ホ斯ウ云フヤウナ風ノコトデアリマシテ、本年ノコトハ洵ニ遺憾デアリマスガ、成ベクサウ云フコトノナイヤウニ、産牛馬組合トカ、或ハ縣廳トカ、相當ノ所ニ相談シテ、是非目的ヲ達シタイ考デアリマス、

○議長(小林拾三君) 最早散會ノ例刻ニ垂々トシテ居リマスガ、本日ハ議事ノ都合ニ依リ時間ヲ延長致シマスカラ、左様御承知ヲ請ヒマス、

(異議ナシ)

○十一番(田中四一郎君) 唯今共進會ノ出品ノコトニ就キマシテ、詳細御答ガアリマシテ、事情ハ了解致シマシタ、御説明ニ依リマスト、聯合會事務所ガ仕事ヲシタノデ、縣ノ方デハ怠慢ハナイ、郡役所ノ方ニモ亦過失ガナイ、シテ見ルト水害ノ爲メニ後レタノデアル、然ルニ他郡ニ於テハ、期限ガ經過シタニモ拘ラズ、熱キ情ヲ以テ出品ヲ向フヘ送り届ケテ、審査ヲ求メテ居ルノニ、南埼玉ハサウ云フコトヲヤラナカツタト云フ御答ノヤウニ承知致シマシタ、詰局私ハ事情ガ斯ノ如キモノナラバ、又是ハ何等申上ゲル所モナイノデ、唯ダ南埼玉郡役所ハ冷タキ情ヲ以テ出

品事務ヲ取扱ツタト云フコトニ解釋致シテ、他ノコトハ申シマセズ、議事ノ進行上直ニ修正意見ヲ提出致シマス、本款第八項ノ勸業諸費中第一目獎勵費ニ於テ、五百圓ヲ減シ之ヲ千九拾八圓ト修正スル意見ヲ提出致シマス、其理由ハ極ク簡單デアリマシテ、此農具改良獎勵費ハ、今年初メテ置カレマシタ費目デ、初メテノコトハ其經驗ト云フモノガドシテアルカ、金ヲ澤山出シテ、ソレ丈ノ効果ガアルカドウカト云フコトハ容易ニ決スベカラザルモノデアリマス、然レバ種牛費ノ如キ、四十三年度ニ於テ種牛費ハ初メテ出サレマシタ結果、何處カラ購入シタカ知レマセヌガ、餘リ結果ノ好ササウナデナイト云フヤウナ事實モ承知致シテ居リマスカラ、先シ試シト云フヤウナ、意味デ、之ヲ五百圓位減シテ置キマシテモ、千九拾八圓アツタナレバ、相當、萬能トカ、鉄トカ、唐箕トカ云フヤウナモノハ、試験的ニ買ヒマシテ、サウシテ相當獎勵スルコトガ出來ルダラウト思ヒマス、デ果シテ此仕事ガ効果ヲ奏スルヤウナレバ、明年度ニ於テ増加シテ晩クバナカラウト云フノデ、修正ノ意見ヲ提出シタ次第デアリマス、ドウゾ滿場ノ起立ヲ以テ御賛成ヲ願ヒマス、

(賛成々々ト呼ブ者アリ)

○三十六番(吉田時三郎君) 唯今十一番カラ獎勵費ノ中、五百圓ヲ削減シテ、千九拾八圓ニ修正スルト云フ意見ガアリマシタ、本員ハ是ニ賛成スル者デアリマス、而シテ後トハ全部勸業費ニ就テハ原案ニ賛成致シマス、此修正說ニ賛成ヲシマシタ理由ヲ簡單ニ述ベヤウト思ヒマス、成程今日ノ農業狀態ニ在リマシテハ、イロ／＼種苗ノ改良トカ、或ハ耕地ノ改良トカ、イロ／＼當局者モ獎勵サレテ、漸次改良ノ途ニ向ツテ居リマスガ、如何セン勞力ヲ省ク所ノ耕作方法ノ點ニ就テハ未ダ餘リ進歩ガ少イノデアリマス、本年縣廳ハ矢張り斯ウ云フ所ニ見ル所ガアツテカ、二毛作ノ耕耘用トシテ、イロ／＼ノ道具ヲ御集メニナツテ之ヲ所々デ使用サセタ、私ノ方デモ矢張り之

ヲ使用ヲシマシタガ、其結果ハ確カニ好イノデアリマス、直チニ私ノ方ノ農會デハソレヲ應用シテ、向山ノ鍛冶屋ニ造ラセテ使用致シマシタガ、確カニ効驗ガアリマシタガ、昨年御勸メニナツタ「ブラオ」ヨリハ、本年御示シニナツタ「ブラオ」ノ方ガ大變成績ガ良イノデ、或ハ昨年購入シタモノヲ、今日ハ既ニ廢棄シナケレバナラヌヤウナ狀態デアツテ、農民ハ昨年購入シタモノヲ、又今年買ハナケレバナラヌト云フ窮境ニサツテ居ル、折角御示シニナツタモノガ、昨年御示シニナツテ、今年ハソレヲ棄テナケレバナラヌト云フヤウナ具合ニナルト、小資本家ノ農家ハ非常ニ困ルノデアル、ドウカ此獎勵致シマシテ、農具ノ適當ノモノヲ御見付ニナツテ、之ヲ御示シニナルハ洵ニ結構ノコトデアリマスガ、昨年使ツタモノヲ今年棄テナケレバナラヌト云フコトデナク、初メニ慎重ノ態度ヲ以テ調査シテ、少クモ二年ヤ三年ハ使ハレテ、ソレ以上良イモノハ先ツ無イト云フヤウナ、立派ナモノヲ見付ケテ御示シテ願ヒタイノデアル、サウナルト此獎勵費ハ、壹萬圓ニナラウガ、貳萬圓ニナラウガ、皆様方モ御出シニナルコトヲ敢テ厭ハナイデアラウト私ハ信ズルノデアリマス、本年ハ未曾有ノ洪水デモアリマスカラ、此一方ノ獎勵費バカリ多額ヲ要スルモドウカトモ思ヒマスデ、遺憾ナガラ削減說ニ賛成シタ次第デアリマス、尙ホ一言種牛ノコトニ就テ申述ベテ置キタイノハ、唯今委員カラノ御説明ニ依リマスト、本年ハ和牛ヲ努メテ御買ヒニナルト云フ御答ガアツテ、洵ニ私共モ喜ブノデアリマスガ、昨年ノ雜種牛ヲ棄テ、來年カラ和牛ヲ御買ヒニナルト云フコトニ就テハ、私共ハ非常ニ同感ニ堪ヘナイ次第デアリマス、一体此畜力ヲ應用スルト云フコトハ、埼玉縣ノ農業界ニ於ケル一大革變ノ時期ダラウト私ハ思フノデアリマス、今日迄ハ段々商工業ノ發達ニ伴ヘ、又勞銀ノ騰貴ニ伴ツテ、勞力ガ段々減ジテ來テ居リマス、此時ニ當ツテ畜牛ノ使用ヲ以テ、此勞力ノ不足ヲ補フト云フコトハ、餘程慎重ノ態度ヲ以テ、其種類ヲ選ブコトニ努メナケレバナラヌト思ヒマス、若シ誤ツテ今日選ミ方ガ違ツタ其結果ハ、農家

トシテ誰モ畜力應用ノコトニ首ヲ傾ケナイヤウニナル、サウ致シマシタナレバ、今後埼玉縣ノ農業界ノ勞力ノ不足ノ結果、田畑ハ草ト林トニ變ズルヤウナ有様ニナラヌトモ限ラナイ、斯ウ云フ杞憂ハ私ハ確カニアルト思ヒマス、私ガ諄々シク申ス迄モナク、勞力ヲ畜力ニ代ヘルト云フコトハドウシテモ飼養ガ容易クテ、サウシテ柔順デ、サウシテ又買入レ價格ガ安イモノデナケレバナルマイト思フ、此點ニ就テ和牛ハ確カニ雜種牛ニ優ツテ居ルノデアリマス、彼ノ働キニ於テモ、作業ノ程度ニ於テモ、無論雜種牛ヨリ和牛ノ方ガ優ツテ居ルノデアアル、又長時間ノ勞力ニモ、和牛ノ方ガ耐ヘルト云フコトヲ私ハ確信シテ居リマス、幸ニ當局者ハ、明年度ニ於テハ和牛ヲ御買入レニナルト云フコトデ、私共モ非常ニ本縣ノ農業界ノ爲メニ安心シタノデアリマスガ、ドウカ努メテ此方針ニ就テ進ンデ戴キタイト云フ考デアリマス、デ私ハ徒ニ説ヲ述ベテ喜ブモノデアリマセヌノデ、本年ノ夏關西地方ヘ旅行シタ際、車ヲ止メテ是等ノコトニ就テ取調ベタ所モアリマスノデ、蛇足トハ思ヒマシタガ、一言意見ヲ申述ベテ御參考ニ供スル次第デアリマス、

○三十番(吉田茂助君) 本案ニ取レマシテハ十一番ノ修正説ニ賛成スルノデアリマス、其理由ハ提出者及三十六番カラ縷々申述ベテアリマスカラ、別ニ申シマセヌガ、先ヅ以テ十一番ノ修正説ニ賛成スル次第デアリマス、

○三十七番(清水近三郎君) 先程此種牛ノコトニ就キマシテ、參與委員ノ御説明モアリマシテ、又日本牛ヲ成ベタ求メルト云フコトニ就テハ、唯今三十六番カラモ述ベラレマシタガ、私モ同様デ、是ガ單ニ十八頭ノ頭數デハ、満足スル頭數デアリマセヌカラ、日本牛ノ中デモ氣候風土ガ變ツテ、アチラノ國ニハ合ウガ、此方ノ國ニハ合ハヌト云フ關係モアリマセヌカラ、成ベクアチラ此方ヲ取難ゼテ、中ニハ韓牛モ買ヒ、又國々デ試験的ニ詰リヤルコトデモアラウト思フノデ、其中デ極ク丈夫ニシテ、労働ニ耐ヘルモノヲ買フト云フコトニ御努メヲ願フコトヲ希望致シマス、

○八番(小島善作君) 何ダカ種牛バカリ聽イテ居ルヤウデスガ、私モ種牛ニ就テ少シ伺ハウト思ヒマス、昨年ハ和牛ヲ買ウト云フ話デアツタガ、ソレヲ買ハナイデ雜種ヲ買ツタト云フ委員ノ答辯デアリマシタガ、ソレニ又聞ク所ニ依ルト云フト、種牛バカリデナク、成牛ヲ買ツタト云フコトヲ耳ニ致シマシタガ、果シテ成牛ヲ買ツタトスレバ、幾頭買ツタノデアラウカ、或ハ其成牛ノ成績ハドンナモノデアラウカ、或ハ種牛ノ育チ方ハドンナコトデアラウカ、又ソレニ對シテ、若シ成牛ヲ買ツタトスレバ、此成牛ヲ使役シテ耕作スル所ノ技術ヲ教ヘル人ハ誰デアラウカ、此縣廳ニモ成牛ヲ使ツテ耕作方法ヲ教授スル人ガアラウカ、或ハ又之ヲ教授スル所ノ講習トカ、傳習トカ云フコトヲシタノデアラウカ、其處ラニ就テ一寸伺ヒタイト思フ、

○參與委員(針ヶ谷技師) 今年買ヒマシタル所ノ牛デゴザイマスガ、御承知ノ通り、本年ハ東京カラ此附近ハ皆ナ牛疫ガ流行リマシタ爲メニ、此東京地方及近府縣ヲ通行スルコトガ出來ヌヤウナ有様ニナツテ居ツタノデス、ソレ故ニ他カラ牛ヲ買入レルコトハ容易ニ出來マセヌノデ、漸ク去月ニ至ツテ其通行ヲ解カレルト云フ有様デアツテ、本年縣ノ買入レタルモノモ、先月漸ク此方ヘ着スルヤウナコトデ、ソレ故ニ未ダ其如何ナル働キヲ爲スカ、或ハドノ位ニ使ツタラ効力ガアツタカト云フコトハ、今日ハ確ト申上ゲ兼チルノデアリマス、サウシテ又買入レマシタ牛ハ、種牛ガ多イノデ、是ハ今他ノ委員カラ御答辯ヲ申上ゲタヤウニ、播但地方ノ、所謂和牛ノ本場デ、其和牛ヘ「スエスブラオン」若ハ「デボン」ト云フヤウナモノヲカケ合セタ、最モ體ノ小イ、耐久力ノ強キ、サウ云フ所ヲ攻究ノ上ノ雜種デ、所謂退却雜種デアリマス、成牛ハ一頭モゴザイマセヌデ、一番大キイノガ漸ク一年ニ垂々トスル位ナモノデ、後トハ皆ナ種牛、其種牛モ今日ハ至ツテ壯健ニ育ツテ居ルヤウニ、段々此間飼育シテ居ル者カラ報知ヲ得マシタ、今日ノ有様ハ右ノヤウナ次第デアリマス、

○八番(小島善作君) 唯今承ツテ、委細ノコトハ分リマシタガ、私モ此種牛ニ就テ聊カ簡單ナル意見ヲ一寸述ベテ置ウト思フ、ソレハ成程來年度ニ於キマシテハ、和牛ヲ買ウト云フコトデアアルカラ、私モ別段ソレヲ追窮ハ致シマセヌガ、抑モ此四十三年度ニ於テ雜種ヲ買ウト云フノハ、縣ノ農業上餘リ迂遠カト私共ハ信ズルデアアル、何故ナレバ雜種トカ和牛トカ、又朝鮮牛ト云フモノハ、勿論其用役ハ同ジデアアルガ、其實質ニ至ツテハ餘程異ナル點ガアル、雜種ナルモノニ就テハ勿論形モ大キイシ、度量モ廣イデアアル、和牛及朝鮮牛ハ、形ハ小サクシテ機敏デアアル、サウシテ此埼玉縣ノ如キ耕作地ハ、自然ドウシテモ高低ノ多イ、曲直ガ多イ、殊ニ小地域ニ對シテ、鈍イ大キナ牛ヲ用キルノハ甚ダ妙ナコトニナルダラウト思フ、是ハ日本ノ古來カラノ農業トシテ、ドウシテモ日本ノ農業ハ、勞働的集約ノ農業デ、米國ノ如キ勞力的粗放ノ耕作方デナク、大キナ雜種ノ鈍イノデハ、斯ウ云フ小面積ノ田園ニ對シテハ、耕作ヲ十分ニヤルコトハ出來ナイ、是ニハ最モ機敏ナル小イ、能ク馴レタ所ノ牛ヲ使ハナケレバ、逆モ其目的ヲ達スルコトハ出來ナイ、此縣ガ其處ニ着眼セズニ、唯ダ一圖ニ雜種ノ大キナモノト云フノミニ取レテ買入レタト云フノハドウ云フモノデアラウカ、先程委員カラノ説明ニ依テ、先ツ四十三年度ハ牛ヲ買テ、農民ニ對スル勞力ニ代ヘテ、總テ畜牛ト云フモノ、カヲ知ラシメル、所謂觀念ヲ有タシムル爲メニ之ヲ買ツタデアアルト云フコトデアアルガ、果シテサウデアルトスレバ、何故ニ和牛及朝鮮牛ト云フモノヲ買ツテ、其必要ヲ感ゼシメナカツタデアラウカ、縣當局者トシテハ夫々技術官モ居ルシ、私共ガ喋々セヌデモ、和牛、朝鮮牛ハドレ程ノ効能ガアツテ、雜種牛ハドレ程ノ効能ガアルカ、ソレハ問ハズシテ明カナルコトデアアル、ソレヲ知ツテ居ルカ、知ラヌノカ分ラヌケレドモ、兎ニ角此牛ノ必要ヲ感ゼシメヤウト云フ手段ノ上カラ、何故ニ和牛、朝鮮牛ヲ買ウコトヲシナカツタデアアラウカ、甚ダ私ハ遺憾ニ感ズルデアリマス、併シ四十四年度ニ於テ和牛ヲ買ウト云フコトデア

アルガ、和牛ヲ買フモ宜イ、宜イガ勿論朝鮮牛等ニ就テモ、最モ能ク取調ベテ買ウテ貰ヒタイト思フ、殊ニ風説ニ依ルト、此埼玉縣ニ賣リ込ダ雜種牛ハ、洵ニ此島根、鳥取等ニ於テ中國ニ出シタガ、中國ノ方デハ手ヲ焼イタモノデ、ソレヲ埼玉縣ニ送ツテ、吐ケ地ガ見付カツテ宜カツタト云フコトヲ言ツテ居ルト云フコトヲ、風聞ニ依テ聞キマシタガ、サウ云フヤウデアルト、洵ニ困ル話デアアル、是等ノ點ニ就テモ、横井博士ノ如キ、夫々各所ニ至ツテ講演ヲシタト云フコトデアアルカラ、私ガ注意シマセヌデモ、技術官ハ既ニ知ツテ居ル筈デアリマスカラ、能クソレ等ニ注意ヲ拂ツテ、來年ハ和牛、朝鮮牛ニ就テモ、詳シク目ヲ通シテ買入ル、コトヲ希望シテ置キマス、次ニ十一番カラ修正説ガ出マシタガ、私ハ是ニ賛成デアリマス、何故ニ賛成デアアルカ、其理由ヲ申シマスレバ、成程農事ノ改良ヲシ生産ヲ殖ヤスニ就テハ、此改良ノ農具ヲ買入レナケレバナラヌコトデアアル、ケレドモ又此農具ヲ買入レルト云フコトニ就テモ、或ハ牛ト同ジ筆法ニ出ハシナイカト云フ考ヲ聊カ有ツモノデアアル、殊ニ最前委員ニ質問シテ其答ヲ得タ時ニハ、是ガ二毛作ニノミ之ヲ應用スルノデ、又一方ニ於テハ一毛作ノ方ヘモ是亦用キルモノデアアル、結局ハ結リ兩方ニ用キルモノデアアルト云フコトニナツタガ、果シテサウ云フ風デアルトスレバ、ドウシテモ是ハ、成ベク本年ハ試験的デアアルカラ、僅カノ費用ヲ以テ少シノモノヲ買入レテ、物ノ撰擇ヲ誤ラナイヤウニ、先ツ試験的ニヤツテ貰ヒタイ、此試験的ニヤルニ就テハ、成程修正シタ額ガ最モ適切デアルト云フ理由カラ、十一番ノ説ニ賛成スル次第デアリマス、

(採決々々)

○議長(小林拾三君) 採決致シマス、第八項ノ第一目、獎勵費ノ中ヨリ五百圓ヲ減ズルト云フ修正説ガ十一番ヨリ提出サレテ居リマス、是ハ大分御賛成ガアリマスノデ、是ヨリ採決致シマス、十一番ノ修正説ニ御同意ノ方ハ起立、

起立者 多數

○議長(小林拾三君) 多數ニ依リ十一番ノ修正ニ決シマス、此際一寸報告ガアリマス、去ル八日ニ確定サレマシタ所ノ歳出經常部第一款警察費ノ一部分、是ハ再議ニ附サレマシタカラ其理由ヲ書記ヲシテ朗讀致サセマス、

(書記朗讀)

地發第四九七號

埼玉縣會

明治四十四年度埼玉縣歳出經常部第一款警察費第三項警察醫費修正ノ議決ハ本年勅令第貳百貳拾九號ニ違背シ不適當ト認ム

右理由ニ依リ府縣制第八十三條ニ依リ之ヲ再議ニ附ス

明治四十三年十二月十二日

埼玉縣知事 島田剛太郎

(散會々々)

○議長(小林拾三君) 本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ノ日程ハ歳出經常部第十三款縣廳舎修繕費ノ第二讀會、以下順次議スコトニ致シマス、午後五時二十分散會 傍聽人 三十名

埼玉縣通常會議事筆記録第拾貳號

明治四十三年十二月十三日午後四時三十分開議

出席議員 四十名

欠席議員

○議長(小林拾三君) 是ヨリ開會致シマス、本日ハ便宜上散會ノ時間ヲ延長致シマスカラ、左様御承知ヲ請ヒマス、是ヨリ歳出經常部第十三款縣廳舎修繕費ノ第二讀會……
○二十七番(大畑省輔君) 議事ニ先チマシテ、一言希望ヲ述ベテ置キタイト思ヒマス、ソレハ外デモアリマセヌ、北足立郡大和田分署ノ復活ノ希望デゴザイマスガ、是ハ三十五年迄ハ此大和田ニ警察分署ガゴザイマシタ、其後變更ニナリマシテ廢止サレマシタガ、此區域ハ舊新座郡ト、入間郡ノ一部トガ其區域ニナツテ居ルノデアリマス、ソレデ浦和署ノ管轄トシマシテハ、非常ニ距離モアリマシテ、極ク遠イ所ニナリマスルト四五里モゴザイマスノデ、訓示等ノアリマス時ニ、巡查ガ詰リ警察署ヘ集マル時ニハ、一日殆ド無警察ノ有様ニナル、又此地域ノ關係ガ荒川ヲ隔ツテ居ル爲メニ、近キ例ヲ舉ゲルト、四十年ノ水害ノ時トカ、又本年ノ水害當時ノ如キ、殆ド交通ヲ遮斷サレテ、浦和署トノ聯絡ヲ圖リマスニハ、東京ヲ經マシテモ、川越ヲ經マシテモ、此浦和署トノ聯絡ヲ取ルコトハ出來ナカッタノデアリマス、斯様ナ不便ガアリマス爲メニ、嘗テ惡漢ガ山林中ニ住ミマシテ、其取締ノ爲メニ出張シマシタ巡查ノ如キハ、不幸ニモ殺害サレタト云フコトガアリマス、其他些細ノ事務ニ至ル迄、本署ノ認可ヲ受ケナケレバナラヌ場合ニモ、四里、五里ノ道ヲ出掛ケナケレバナラヌト云フヤウナ譯合デ、警察事務ノ上ニ於テモ、非常ニ敏活ヲ欠キ又其地方ノ安寧ヲ維持スル上ニ於テモ、非常ニ不都合ヲ感ズルノデアリマス、ソレドドウカ諸君

ノ御賛成ヲ得テ、特ニ大和田町トハ申シマセヌガ、舊新座郡ノ中ニ、分署ヲ設置サレンコトヲ希望シテ置キマス、ソレカラ又此問題トハ違ヒマシテ、此警察ノ仕事ノ上ニ就テ、大分宜イ例ガゴザイマスノデ、ソレヲ全然應用シテ貫ヒタイト云フ考ヲ有ツテ居ル、ソレハ丁度此季節、即チ冬期ニナツテ非常ニ火災等ノ憂ヒガアリマス、確カ前ノ武田浦和署長サンノ時代デアツタト思ヒマスガ、浦和署管内ニ對シ、灰小屋ノ設置ガアリマシタ、是ハ非常取締ノ上ニ、偉大ノ効果ガアリマスノデ、之ヲ縣全般ニ及ボセバ、大變好都合デアルト思ヒマスノデ、縣令トカ何トカ云フ方法ヲ以テ、之ヲ縣下一般ニ普及サレテ貫ヒタイト云フ希望ヲ有ツテ居リマス、

○二番(町田藤助君) 小生ハ建議ノ次第ガアルノデゴザイマスガ、土木ニ關スルコトナノデ、土木ノ議事ノ時デナケレバ可カヌノデスカ、議長閣下ニ伺ヒマス、

○議長(小林拾三君) ソレハ此際デモ宜イノデスカ、今日程ヲ宣告致シマシタカラ、其日程ヲ變更シテ、緊急動議トシテ御建議ニナルノデスカ、

○二番(町田藤助君) 然ラバ日程ノ變更ヲシタイト思ヒマス、
(賛成々々)

○議長(小林拾三君) 唯今二番ヨリ緊急動議トシテ、日程變更ノ請求ガアリマシタガ、日程變更ニ御異議アリマセヌカ、
(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 然ラバ日程ヲ變更スルコトニ致シマス、

○二番(町田藤助君) 小生ハ此際建議ガアリマス、ソレハ比企郡平村ヨリ、秩父郡大柵村ヲ經テ大宮町ニ達スル道路デゴザイマス、之ヲ縣支辨道ニシタイト云フノデ、其賛成員ハ町田藤助、伊古田豊三郎以下澤山ゴザイマス、ソレデ此ニ書面ガアリマスカラ、之ヲ議長サンノ御手許ニ差

上ゲマス、ソレデ此支辨道編入ノ理由ハ一應言ハナケレバナラヌ、是ハ從來縣廳デ測量ヲシタコトモアツテ、沿道人民ハ請願トカ、建議トカモ度々出シテアルノデ、又此秩父郡ニハ夫々縣ノ造林モアツテ、此道路ノ必要ナルコトハ、本員ガ喋々シタクモ既ニ分ツテ居ルコトデアリマスカラ是非共之ヲ縣支辨道ニシテ貫ヒタイト云フノデアリマス、ドウゾ宜シク御賛成ヲ請ヒマス、
(賛成々々)

○議長(小林拾三君) 採決致シマス、唯今二番ヨリ提出ニナリマシタ建議ニ就テハ、賛成者ガ二十六人アリマデスカラ、無論起立ニ間ハヌデモ多數デアリマスカラ、此建議ハ可決スルコトニ致シマス、就キマシテハ二番ニ御尋ネ致シマスガ、唯今アナタノ提出ノ建議ハ、多數ヲ以テ本會ヲ通過致シマシタ、就テハ當局者ニ提出スル意見書ノ起草等ニ就テハ、議長ニ一任サレマスカ、
○二番(町田藤助君) ソレハ議長ニ一任致シマス、ドウカ宜シク……
(書記朗讀)

第十三款 縣廳舍修繕費 金六百七拾九圓八拾錢
第一項 修繕費 金六百七拾九圓八拾錢
○參與委員(三宅事務官) 同(山田技師) 着席
(「讀會省署」ト呼ビ「賛成々々」ノ聲起ル)

○議長(小林拾三君) 是ハ簡易ノ問題デスカラ讀會ヲ省署致シマス、
(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 異議ナキモノト認メ、本款ハ原案ニ確定致シマス、次ニ第十四款衆議院議員選舉費第二讀會、是モ簡易ノモノデスカラ讀會ヲ省署致シマス、
(書記朗讀)

第十四款 衆議院議員選舉費

金五百八拾貳圓五拾貳錢

第一項 選舉費 金五百八拾貳圓五拾貳錢

○參與委員(山田技師) 退席

○參與委員(石井事務官補) 着席

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキニ依リ原案ニ確定致シマス、次ニ第十五款縣會議員選舉費、是モ讀會ヲ省畧致シマス、

(書記朗讀)

第十五款 縣會議員選舉費

金貳千四百四拾貳圓五拾貳錢

第一項 選舉費 金貳千四百四拾貳圓五拾貳錢

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキニ依リ、原案ニ確定致シマス、次ニ第十六款縣吏員費ノ第一讀會ヲ開キマス、

(「讀會省畧」ト呼ブ者アリ)

○議長(小林拾三君) 本款ハ讀會省畧ニ御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 然ラバ讀會ヲ省畧致シマス、

(書記朗讀)

第十六款 縣吏員費

金八萬參千百七拾壹圓五拾七錢

第一項 吏員費 金八萬參千百七拾壹圓五拾七錢

○參與委員(名尾事務官) 同(谷口事務官補) 同(山田技師) 同(針ヶ谷技師) 同(山口屬) 同(島田警部) 着席

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款ニ就テハ異議ナキモノト認メマシテ、原案ニ確定致シマス、次ハ第十七款財產費、是モ讀會ヲ省畧致シマス

(書記朗讀)

第十七款 財產費

金參拾貳圓

第一項 管理費 金參拾貳圓

○參與委員(名尾事務官) 同(谷口事務官補) 同(山田技師) 同(針ヶ谷技師) 同(山口屬) 同(島田警部) 退席

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款ニ就テモ異議ナキニ依リ原案ニ確定致シマス、次ニ第十八款收用審査會費是モ讀會ヲ省畧致シマス、

(書記朗讀)

第十八款 收用審査會費

金七拾壹圓拾錢

第一項 審査會費 金七拾壹圓拾錢

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキモノト認メテ原案ニ確定致シマス、第十九款神社費、是モ讀會ヲ省畧致シマス、

(書記朗讀)

第十九款 神社 費 金百貳拾圓

第一項 縣 社 費 金百貳拾圓

○二番(町田藤助君) 此神社費ハドウ云フ精神デアルカ、參與委員ヨリ説明シテ呉レ給ヘ、
○參與委員(石井事務官補) 此神社費ハ、縣社ニ神饌幣帛料ヲ供進スル費用デアリマス、

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキモノト認メマシテ、原案ニ確定致シマス、次ニ第二十款豫備費、是モ議會ヲ省畧致シマス、

(書記朗讀)

第二十款 豫 備 費 金壹萬圓

第一項 豫 備 費 金壹萬圓

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキモノト認メテ、原案ニ確定致シマス、次ニ歳出臨時部第一款警察廳舎建築費ノ第二議會ヲ開キマス、

(「議會省畧」ト呼ビ「賛成々々」ノ聲起ル)

○議長(小林拾三君) 然ラバ本款モ議會ヲ省畧致シマス、

(書記朗讀)

第一款 警察廳舎建築費 金貳千九百拾貳圓六拾錢

第一項 建 築 費 金貳千九百拾貳圓六拾錢

○參與委員(石井事務官補) 退席

○參與委員(名尾事務官) 同(島田警部) 着席

○五番(神田壽三郎君) 本案ニ就テ反對デハナイガ、唯ダ一應伺ツテ、其上御注意申シテ置キタイコトガアリマス、此電話ヲ架設スルニ當ツテ、本年ノ水害當時、少シモ通信ガ出來ナカツタト云フ、斯ウ云フヤウナコトガ往々耳ニ入リマス、今後此電話ヲ架設スルニ就テハ、各部長派出所、駐在所トカ云フ所ニ電話ヲ架設シタ結果、僅カノ出水デモ、此電話ヲ應用スルコトガ出來ナイヤウナ所ニ架設シマスルト、反ツテ架設シタ効用ガナイヤウニ思ハレマス、其邊ノ所ハ警察部トシテ、ドウ云フ御見込デアリマスカ、之ヲ架設シタ以上ハ、萬一出水ノ際ニモ、是ガ活用ノ出來マシヤウニ御注意ヲ願ヒタイ、彼ノ川邊、利島ノ如キ、現在ノ如キ駐在所デアリマス、僅カノ出水ニ方ツテモ電話ガ出來ナイヤウデアリマスガ、今後當局者ハドウ云フ方針ヲ執ラレルカ、ソレヲ伺ツタ上希望ヲ述ベテ置キタイト思ヒマス、

○三十六番(吉田時三郎君) 本員ハ山林ノ取締ニ就キマシテ、少々意見ヲ申述ベテ、サウシテ御注意ヲ請ヒタイコトガアリマス、近來風紀ノ取締トカ、犯罪ノ檢舉トカ云フコトニ就キマシテハ多大ノ御苦勞ヲ以テ、能ク其仕事ニ従事シテ下サルノデ、大分警察ノ信用ヲ得テ私共モ大ニ喜ンデ居ル次第デアリマス、併ナガラ細カナコトニナリマスルト云フト、遺憾ナガラ未ダ御氣ガ届カナイト云フ點ガアルヤウデス、何ノ事ニ致シマシテモ、總テ此隅カラ隅迄能ク行渡ルト云フコトハ、是ハ六ヶ敷イコトデアリマシテ、先ツ大ナルコトガ善クナレバ、其中ノ小イコトヲ答ムルハ、各ムル者ガ無理デアルト思フガ、併ナガラ出來得ベクンバ、細微ナル點ニ迄心掛ケテ、本縣警察ノ譽ヲ擧ゲタイト云フコトニハ、當局者ハ勿論其御精神デモゴザイマセウシ、又縣民一般ノ希望スル所デアルト思ヒマスノデ、聊カ卑見ヲ述ベテ、サウシテ御參考ニ供シタイト思フデアリマス、此山林ノアリマス地方ニ參リマスルト云フト、太陽ガ出掛リマス時トカ、又西山ニ傾ク頃ニナツテ、其山林ヲ通り掛ツテ見マス、往々立木ヲ背負ウテ、サウシテ還ツテ來ル者ガアルノデ

アリマス、是ハ申ス迄モナク山林ニ這入ツテ、サウシテ枝葉ヲ窃取シテ、窃ニ自分ノ犯罪ヲ暗マシテ居ルノデアリマス、今日迄モ或ハ警察官ニシマシテモ、是等ノコトヲ目撃モシテ居ルノデアリマセウ、尙ホ又是等ノ犯罪者ヲ檢舉シテ、或ハ説諭ヲ加ヘテ居ルト云フコトハ承知シテ居リマスノデ、今日迄ノ所ハモウ各ムルコトガ過ギ去ツテ居リマスカラ、己ヲ得マセヌケレドモ、物價ガ段々騰貴シテ來テ、品物ガ高價ニナリマス云フト、小ナル所ノモノニ就テモ餘程注意致シマシテ、損害ノナイヤウニシマセヌト云フト、此人民ノ負擔ガ多クナリマス上ニ於テ、其負擔ノ趣意ヲ失フヤウナコトガアルト云フト、甚ダ遺憾ニ思フノデアリマス、今日斯ウ云フ狀況ハ、何レノ地方ニ參ツテ見テモアルコト、私ハ確信シテ居ルノデアリマス、願クバ此本警察ノ譽ヲ得ル所ノ本縣ノ當局者ハ、勿論生命財産ヲ保護スル上ニ於テ、多大ノ御骨折ノアルコトハ承知シテ居リマスガ、此微細ナル點ニ迄モ御心添ヘ下サレマシテ、サウシテ此ノ犯罪ノ如キコトガ、今後無イヤウニシテ戴キタイト云フコトヲ申述ベテ置キマス、

○十番(駒崎幸右衛門君) 私モ一寸伺ツテ置キタイコトガアル、私ノ承ルコトハ、電話ノ電柱ヲ拜借スルコトデアリマスガ、水利組合、若ハ水利組合ニ於テ、水利上若ハ治水ノ必要ヲ感ジマシテ、電話ヲ新設セントスル時ニ當リマシテ、警察署ノ電話柱ノ拜借ヲ申出タ場合、此時ニ警察ノ方デハ許可ヲナスツテ下サルコトガ出來マセウカ、或ハ警察ハ警察ヲ専用デアルカラ、サウ云フ場合ニ貸スコトハ出來ナイト云フコトニナツテ居リマスカ、ソレヲ伺ツテ置キタイノデアリマス、

○參與委員(島田警部) 十番ニ御答シマスガ、ソレハ臨時ニ警察ノ電話ヲ一時御使用ニナル、斯ウ云フ御積リデアリマスカ、

○十番(駒崎幸右衛門君) サウデハナイ、永久ノ使用デス、

○參與委員(島田警部) 永久ニ御使用ニナルト云フニ就テハ、遞信省ノ認可ヲ得ナケレバナラヌト思ヒマス、

○十番(駒崎幸右衛門君) 遞信省ノ許可ヲ得タ場合ニハ如何デスカ、

○參與委員(島田警部) 遞信省ノ許可ヲ得レバ無論差支アリマセヌ、

(「異議ナシ」)「採決々々」

○議長(小林拾三君) 採決致シマス、本款ニ就キマシテハ、別ニ御異議アルヲ聽キマセヌカラ、異議ナキモノト認メマシテ原案ニ確定致シマス、次ハ第四款町村衛生補助費ノ二讀會ヲ開キマス、是モ讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

第四款 町村衛生補助費

金六千貳百四拾六圓八錢

第一項 傳染病豫防費補助

金六千貳百四拾六圓八錢

○參與委員(島田警部) 退席

○參與委員(鈴木技師) 着席

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款ハ異議ナキモノト認メ原案ニ確定致シマス、第五款教育費本年度支出額、是モ讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

第五款 教育費本年度支出額

金貳萬參千六百貳拾四圓五拾錢

第一項 教育費ノ中學生派遣費本

金貳百四拾八圓

第二項 教育費ノ中高等女學校建

金貳萬參千參百七拾六圓五拾錢

○參與委員(名尾事務官) 同(鈴木技師) 退席

○參與委員(安達事務官) 同(山田技師) 着席

○三十四番(高木利平君) 私ハ此東亞同文書院學生派遣費ニ就テ、少シバカリ當局ニ對シテ希望ヲ述ベテ置キタイコトガアル、一讀會ニ於キマシテ、私ハ東亞同文書院ノ學生派遣ハ、今後ドンナコトニスルカト云フ當局者ノ方針ヲ尋ネタ所、景氣デモ好カツタラドウカシヤウト云フ、甚ダドウモ意味深重ナル御答辯ガアツタノデアリマス、吾々ガ此學生派遣費ニ協賛ヲ與ヘ來ツタコトハ、年ノ豊凶ニ依ツテ、殊ニ景氣デモ好カツタラト云フ單純ノ意味デ、協賛ヲ與ヘ來ツタノデナク、嘗テ四年以前ニ此學生派遣費ニ就テ、當局者ニ向ツテ希望ヲ述ベタコトガアル、ソレハ當時ノ速記録ニモアリマスガ、今日ノ當局ハ皆ナ其當時トハ變ツテ居リマスカラ、一寸御注意旁々申上ゲテ置キタイと思ヒマス、此東亞同文書院ノ起リマシタ其經過ハ、私ガ或確ナル所カラ承ツタ所ニ依ルト、東亞同文會、ソレニ所屬スル所ノ東亞同文書院、是ハ嘗テ英國ガ東洋ニ發展ヲ致シマス大原動力トナリマシタル、彼ノ東印度會社ヲ理想トシテ、起ツタモノデアルト云フコトヲ私ハ確聞シテ居ル、自然其理想ヲ以テ進ンデ居ルモノデアリマスカラシテ、東亞同文會ノ發展、並ニ東亞同文書院出身ノ者ハ、夫々日清戰爭ノ當時ニ於テ、或ハ日露戰爭ノ當時ニ於テ、我日本國ノ爲メニ偉大ナル効果ヲ擧ゲタコトハ、是ハ三尺ノ童子モ知ツテ居ルノデアリマス、我埼玉縣ニ於テ金額ハ甚ダ少イガ、此東亞同文書院學生派遣費ヲ豫算ニ揚ゲテアルノハ、大ニ光彩ヲ放ツテ居ルコト、信ズルノデアリマス、斯ル費目ニ對シ、景氣ガ好カツタラト云フガ如キ、單純ノモノデナイト云フコトニ御注意ヲ願ヒタイト云フコトヲ、一言申述ベテ置クノデアリマス、

○二番(町田藤助君) 唯今ノ三十四番說ハ、大分古イコトヲ言ツテ、或ハ筆食盡漿シテ之ヲ迎フトカ、或ハ孔孟ノ說ヲ取ツテ彼此言フノモ、ソレハ僕等モ知ツテ居ル、併ナガラサウ云フコトヲ

言ハズニ、矢張り此ニ賛成トカ反對トカ云フコトヲ言ツタラ宜カラウト思ヒマス、一應御注意致シマス、

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款ニ就テハ異議ナキモノト認メマシテ、原案ニ確定致シマス、次ニ第六款教育補助費、是モ讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

第六款 教育補助費 金壹萬千圓

第一項 教育補助費 金壹萬千圓

○參與委員(山田技師) 退席

○三十七番(清水近三郎君) 此實業學校ノ競進社蠶業學校補助ト云フノガ、壹千圓此ニ揚ゲテアルヤウデスガ、一讀會ノ時分ニ私ガ聽キマス、別ニ是ニ私ハ反對ト云フ譯デハアリマセヌガ、是ハ永久ニ補助スルモノデハナイト云フヤウナ御答ガアツタカト思ヒマスノデ、尙ホ之ヲ一應確メテ置キタイと思ヒマス、

○參與委員(三宅事務官) 競進社ノ補助ハ、唯今ノ所デハ多少事業ノ整理モ附ケナケレバナラヌシ、又内部ノ設備モシテ行ク、延イテイロノノ教授上ニ向ヒマシテモ、相當資格アル職員ヲ入レテヤリツツアルト云フ狀況デアリマスカラ、此所暫クノ間ハ引續キ補助ヲ繼續スル積リデアリマス、將來基礎ガ鞏固ニナツテ、縣ノ補助ヲ引イテモ、學校自身デ自營ノ途ガ立ツト云フ時分ニ達スレバ、此補助ハ止メル積リデアリマス、

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキモノト認メ原案ニ確定致シマス、次ニ第七款縣造林費本年

度支出額、是モ讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

第七款 縣造林費本年度支出額

金貳萬貳千貳百九圓九拾七錢

第一項 造林費

金貳萬貳千貳百九圓九拾七錢

○參與委員(安達事務官) 退席

○參與委員(針ヶ谷技師) 着席

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキモノト認メ原案ニ確定致シマス、第八款勸業補助費、是モ讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

第八款 勸業補助費

金參萬五千四拾四圓九拾六錢

第一項 勸業費補助

金參萬千六百六拾五圓

第二項 林業費補助

金參千八百七拾九圓九拾六錢

○三十六番(吉田時三郎君) 本員ハ此第一項第五目産業組合補助壹百圓トアリマスノヲ、參百圓ト修正致シマシテ、他ハ全部原案ニ賛成スル者デアリマス、此修正ノ意見ヲ簡單ニ申述ベマス、産業組合ハ私ガ申上ゲマスル迄モナク、零碎ノ資金ヲ集メマシテ、サウシテ有力ナル資本家ト對抗スルト云フ一ツノ組織ニナツテ居リマス、今日ノ所ニ於キマシテハ、社會ノ進歩シマスルト共ニ、競争ガ日一日ト激シクナリマスノデ、此際ニ方ツテ中産以下ノ小資本家ヲ、此法ニ依ツテ救済スルノデナケレバ、一村ハ勿論、一郡、一縣、一國ヲ安全ニ整理シテ行クコトハ出來ナイノデアリマス、斯様ナル所ノ立派ナル産業組合法ニ依ツテ組織シテアリマス所ノ組合ノ數ハ、本縣デ

ハ既ニ三百ニモ達スル所ノ盛況ヲ呈シテ居ルノデアリマス、併ナガラ其内容如何ヲ調ベマスルト云フト、未ダ以テ十分ナル所ノ成績ヲ擧ゲテ居ルト云フモノハ少クアリマシテ、幼稚ノ城ニアル所ノ組合ガ多クアルノデアリマス、總テ此法律ニ依テ能ク人ヲ擴ムルノデナクテ、人ガ能ク法ヲ擴ムルノデアリマス、ドウシテモ人ノ力ニ依ツテ、如何ナル立派ナル法律デモ、之ヲ運用シテ行カナケレバ其効果ヲ收ムルコトハ出來ナイノデアリマス、幸ニ本縣ニハ此産業組合ヲ總括シテ居リマス所ノ、産業組合中央會ノ支會ガアリマシテ、大ニ力ヲ盡シテ産業組合ノ爲メニ働イテ居リマス、ケレドモ如何セン費用ガ少イノデ、其仕事ガサウ思フヤウニ運ンデ居ラヌヤウニ思ハレルノデアリマス、殊ニ此本年ノ如キ大水害ノ後ニ於キマシテハ、殊更此小資本家ヲ救済シテ行ク必要ガアルノデアリマス、此産業組合ニ依ツテ、小資本家ヲ救済シテ行クノハ、最モ適當ノコトデアルノデアリマス、故ニ此ニ計上シテアリマス所ノ壹百圓ヲ參百圓ト改メマシテ、其基金ヲ以テ埼玉支會ニ活動シテ貰ヒ、今迄アリマス所ノ産業組合ヲシテ、益々發展シテ行クヤウニ、又未ダ出來ヌ所ノ町村ニハ、此組合ヲ新ニ設立セシメテ、災後ニ於ケル小資本家ヲ勞ハツテヤルト云フ本員ノ説デアリマス、滿場諸君モ此修正意見ニ賛成セラレシコトヲ希望スル次第デアリマス、

○七番(長島英次郎君) 唯今ノ三十六番ノ修正説ニ賛成致シマス、ソコデ私ハ少シク御尋ネガアル、第二項ノ林業費補助ト云フモノハ、本年初メテノコトデアリマスルガ、是ニ就テハ本年六月十四日公有林野造林補助規則ト云フモノガ發布サレマシタガ、是ハ何年度ヨリ補助ヲ致シマスルカ、此縣令第三十九號ノ規則ノ上カラ、何年度ヨリ施行スルト云フコトニ就テ御尋ネ致シマス、

○參與委員(三宅事務官) 公有林野ニ就テハ、本年ニ於テ政府ノ方カラ、公有林ノ造林ヲ非常ニ奨勵サレル、又政府ノ方カラ奨勵サレルノミナラズ、縣デモ町村ノ公有財産トシテ、基本財産トシテ、是非之ヲ相當經營サセタイ考デ縣費ヲ支出スレバ、國庫ノ方デハ其二分ノ一ヲ補助スルカ

テ、是非サウ云フヤウニヤツテハドウカト云フノデアリマスノデ、本年モ既ニ此四十四年度ノ豫算ニ提案シテアルト同ジ金額ヲ追加豫算トシテ、既ニ其コトハ實行シテ居リマス、本年モ其規則ニ該當シマスルト云フ出願箇所ガ、既ニ全部滿チテ居ルト云フノデ、幾分ガ一町村當リノ補助金ヲ減サナケレバナラヌト云フ狀況ニナツテ居ル、其規則ハ今實施シツツアリマス、此處ニハ新規ニ表ハレテ居ルガ、本年既ニ此案ト同ジヤウナ追加豫算ヲ出シテ實行シテ居リマス、

○二番(町田藤助君) 三十六番ニ賛成シマス、

○十一番(田中四一郎君) 唯今三十六番カラ、第五目ノ産業組合補助費ノ修正意見デアリマスガ、其趣意ニ於テハ至極賛成ヲ表スルモノデアリマス、デ此水害後ノ農村經濟ノ發達ト云フコトハ、申上ル迄モナイ、三十六番ガ喋々御述ベニナツタヤウデアリマスカラ、最早蛇足ハ加ヘマセヌノデアリマス、蛇足ハ加ヘマセヌデスガ、急激ニ百圓ト云フ提案ヲ、貳百圓増シテ參百圓ニスルノモ、餘リ増シ過ギハシナイカト考ヘラレマスカラ、真中ヲ取ツテ私ハ百圓ヲ増シテ、原案ニ百圓トアルヲ貳百圓ニ修正スル意見ヲ提出致シマス、ドウゾ前提出者モ折合ツテ願ヒタイノデアル、

○三十七番(清水近三郎君) 唯今十一番ノ御述ベニナツタ説ニ、三十六番モ御同意下サルコトヲ私ハ希望シマス、

○三十六番(吉田時三郎君) 唯今十一番カラ、百圓ヲ増加シテ貳百圓ニシタイト云フ意見ヲ提出サレマシテ、折合ノ御相談ヲ受ケマシタガ、本員ハ何處迄モ參百圓説ヲ維持スル者デアリマス、ドウカ十一番ニ御賛成ヲ願ヒマス、

○二十六番(田島春之助君) 唯今産業組合補助ニ就テ、増額ノ修正説ガ二ツ出テ居リマシテ、是ハ至極結構ノコトデゴザイマセウ、併ナガラ一体補助費ノ性質トシテ、本會デ増額修正ヲスルト云フ事柄ハ、將來ニ或ハ惡例ヲ殘シハセヌカト云フ憂ヒガアルノデ、是ハ提出者ニ我慢ヲ願ツテ

、明年カラ提案シテ貰ウト云フコトニ、御我慢ヲ願ヒタイト本員ハ思フノデアル、産業組合ノ如キハ、兎ニ角公ナル組合デアリマスカラ、別ニ弊害等モゴザイマスマイケレドモ、補助ノ性質上ドウ云フモノカト云フコトヲ本員ハ憂フルノデゴザイマス、デ二ツノ説ガ出マシタカラ、私モ一寸別ノ意見ヲ御注意迄申シテ置キマス、一個ナラ駄ツテ居ル、

○七番(長島英次郎君) 先刻公有林野補助規則ノ實施ニ就テ伺ヒマシタレバ、四十三年度デ行フト云フ御説明デアリマシタガ、ソレハ何時ノ頃サウ云フ御決定ガアリマシタカ、尙一應伺ヒタイ、

○參與委員(針ヶ谷技師) 御答致シマス、農商務省ヨリ本年二月二十六日ノ省令デゴザイマシテ、其當時ニ於キマシテ參事會ニ御諮リ致シ、參事會ノ決定ヲ以チマシテ本年ノ六月十四日ニ縣令ヲ發布シ、サウシテ原案ニ出シマシタ所ノ二分ノ一ノ補助ヲ得テ實行シツ、ゴザイマスノデ、其結果ハ他ノ委員カラ申上ゲマシタ通り、補助額ニ相當スル迄今日ノ所デハ出願ガアツテ、夫々調査中デアリマス、

○二十三番(會田龜太郎君) 私ハ一寸三十六番カニ御尋テ致シマス、唯今此増額ノ修正ト云フモノヲ御提出ニナリマシタガ、一体此増額修正ト云フノハ、最モ慎重ノ調査ヲ致シマシテ、サウシテ十分ニ増額ノ價值アリ、認メタ場合デナケレバナラヌノデアル、ソコデ果シテ此今日ノ産業組合中央部埼玉支部、斯ウ云フモノガ今日迄ドウ云フコトヲ仕來ツテ居ルカ、又ソレニ就テドウ云フ點ガ増額シナケレバナラヌト云フコトヲ認メタノデアルカ、其コトヲ詳細ニ御答ヲ願ヒタイ、

○三十六番(吉田時三郎君) 私カラ御答シマセウ、唯今二十三番カラ埼玉支會トシテノ事業ノ模様ニ就テ、御尋ネガアリマシタガ、是ハ委員カラ御答ノ方ガ十分ナル御答ガ出來マセウガ、併シ私ニト云フ御言葉ガアリマシタノデ、私カラ知ツテ居ルコト丈ケ御答致シマス、此埼玉支會ハ、各埼玉縣ノ産業組合ガ相集ツテ、之ヲ作ツテ居リマスノデ、其事業ト致シマシテハ、イロ／＼アリ

マナガ、第一番ニ組合ヲ經營スル所ノ講習ヲシテ、サウシテ組合ヲ經營スベキ所ノ智識ヲ與フルト云フヤウナコトモ一ツニナツテ居ルヤウニ見受ケマス、又種々ナル印刷ヲ起シマシテ、ドノ組合ハドウ云フ成績ヲ有ツテ居ルトカ、又他府縣ニハ斯ウ云フ所ノ組合ガアルト云フヤウナニトヲ知ラシメテ、サウシテ今起ツテ居ル所ノ組合、將ニ起ラントスル所ノ組合ノ參考ニ供シテ居ルノデアリマス、サウシテ其組合ノ啓發ヲ誘ヒツ、アルノデアリマス、又今回ノ水災ニ際シマシテハ、物資ノ供給ノ媒介ヲ致シマシテ、或ハ全國ニ檄ヲ飛バシマシテ、水災地方ニ必要ナル所ノ米ノヤウナモノトカ、或ハ甘藷デアルトカ、壘表、傘、其他總テ他ノ産業組合ニ於テ、經營シテ居ル所ノ物資ヲ紹介致シマシテ、所謂有無相通ズルト云フコトニ力ヲ盡シテ居ルノデアリマス、一例ヲ申シマス、北葛飾郡彦成信用購買組合ヨリ、石戸村信用購買販賣組合ニ向ツテ、甘藷ヲ七噸欲シイト云フコトヲ申來ラレマシタカラ、石戸村購買販賣組合ハ、直ニ北葛飾郡ノ彦成購買組合ニ向ツテ申込ミノ額ヲ、而カモ世上デ買リマス所ノ價額ヨリ安價ニ、又町嚀ナル所ノモノヲ迅速ニ送ツテ、其組合ノ希望ヲ滿シタコトガアリマス、是等ハ所謂此埼玉支會ガ彦成信用購買組合ト、石戸信用購買販賣組合ノ中間ニ立ツテ、物資供給ノ媒介ヲシターツノ例デアリマス、其他此組合カラハ代表者ヲ出シマシテ、サウシテ全國ノ産業組合ノ總會ニ出席サセテ、全國ノ産業組合ノ狀況ヲ視察セシメ、又本縣産業組合ノ狀況ヲ語ツテ、長ヲ採リ短ヲ補フト云フコトモ、矢張りヤツテ居ルノデアリマス、其外又時ニ依リマスルト云フト、或町村カラ産業組合ノ智識ヲ得タイカラ、是非講師ヲ派遣シテ吳レト云フ請求ガアレバ、相當ノ者ヲ講師ニ聘シテ、産業組合ニ要スル所ノ智識ヲ與ヘツ、アルノデアリマス、未ダ申述ベマスレバ、此組合ガ經營シテ仕事ヲヤツテ居リマスルコトハ、澤山アリマセウガ、ソレハ尙ホ御質問ノ上考ヘテ申上ゲルコトニ致シマシテ、前申上ゲマシタ如ク、此埼玉支會ハ活動シテ居ルノデゴザイマスカラシテ、是非二十三番議員ニモ、本員ノ修

正意見ニ御賛成下サレマシテ、大多數ヲ以テ此修正ガ通過スルヤウニ、御盡力ノ程ヲ希望スル次第デアリマス、

○十六番(岩崎藏之助君) 本員ハ此産業組合補助ニ對シマシテ、殖スト云フ説ガ出マシタガ、理事者ハ是迄ニ補助シツ、來テ居ツテ、此働キ方ガドノ位ニ進ンデ居ルカ、又金ヲ殖ス案ガ出テ居ルカラ、成立ツテモ是ニ説明ヲシナイノデアアルカ、其説明ヲシナイノハ、議員ガ金サヘ殖スコトナレバ、理事者ハ黙ツテ之ヲ默認シテ居ルモノデアアルカ、且ツ亦サウデナク、御考ガアツテモ説明ヲ控ヘテ居ツタノデアリマスカ、一應是等ニ就テ御同ヒ致シタイト思ヒマス、

○一番(根岸貞二郎君) 私ハ本項ノ議事中デアリマスガ、此ニ緊急動議ヲ提出致シマス、本案ハ尙ホ審査ノ必要アリト認メ、決議ヲ明日迄延期スルコトニシタイト思ヒマス、

(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(小林拾三君) 唯今一番ヨリ、本案ハ最モ慎重ニ審議シタイカラ、明日迄此議事ノ進行ヲ中止シタイト云フ、斯フ云フ動議ガ出マシテ、是ニハ大分御賛成ノ聲ヲ聽キマシテ、別ニ異議アルト認メマセスカラ、此議事ハ中止シテ明日ニ讓ルコトニ致シマス、

(異議ナシ)

○三十六番(吉田時三郎君) 唯今ノ明日ニ讓ルト云フコトハ、既ニ御決定ニナリマシタカ、○議長(小林拾三君) 左様デアリマス、次ニ第九款縣債費、最モ讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

第九款 縣 債 費 金參拾六萬六千五拾圓

第一項 元 金 債 還 金參拾貳萬圓

第二項 縣 債 利 子 金四萬六千五拾圓

○參與委員(鈴木技師) 退席

○參與委員(石井事務官補) 着席

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款ハ異議ナキモノト認め原案ニ確定致シマス、次ニ第十款縣會議場建築費本年度支出額、最モ讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

第十款 縣會議場建築費本年度支出 金千圓

第一項 建築費 金千圓

○參與委員(石井事務官補) 退席

○參與委員(山田技師) 着席

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキモノト認め原案ニ確定致シマス、次ニ第十一款河川改良工事費國庫納付金、是モ讀會ヲ省略致シマス

(書記朗讀)

第十一款 河川改良工事費國庫納付金 金九萬八千七百圓

第一項 利根川改修工事費國庫納付金 金七萬八千七百圓

第二項 渡良瀬川改修工事費國庫納付金 金貳萬圓

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキモノト認め原案ニ確定致シマス、次ハ第十二款小學校實業補習學校教員及幼稚園保姆恩給金補充費、是モ讀會ヲ省略致シマス、併せて朗讀モ省キマス、

○參與委員(山田技師) 退席

○參與委員(安達事務官) 着席

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 本款モ異議ナキモノト認め原案ニ確定致シマス、次ニ第十三款神職講習補助費、是ハ一讀會ガ未了ニナツテ居リマス、是モ讀會ヲ省略シ、朗讀モ省キマス、

○參與委員(安達事務官) 退席

○參與委員(石井事務官補) 着席

○二十七番(大畑省輔君) 是ハ先日廢案ニスルト云フコトヲ述べて置キマシタガ、イロク調ベテ見マシタ所、廢案ト云フノモ少シク過激ニ失スルヤウデアリマスカラ、此參百圓中ヨリ百圓ヲ減シテ、貳百圓ニスルト云フ修正意見ヲ提出致シマス、

(賛成々々ノ聲起ル)

○參與委員(石井事務官補) 唯今神職講習費ニ就キマシテ、修正ノ御意見ガ出テ、多數賛成ノ御方モアルヤウデゴザイマスガ、此參百圓ト云フ豫算ハ、既ニ先日一讀會ノ節ニモ申述べタ通り、餘程不足デアアルデアリマス、ケレドモ元ガ補助デゴザイマスカラ、サウ多額ヲ本年柄提案スルヲ御遠慮申上ゲテ、前年度ノヤウニ致シテゴザイマスノデ、元ガ縣會ノ御意見カラ起ツテ居リマスシ、且ツ又本年始メテ之ヲ施行致シマシタノデアリマスカラ、此金額ハ參百圓トシテ置イテモ随分少イ金ニナツテ居ルノデ、理事者ト致シマシテハ、實ハヨリ多ク出シテ戴キタイ位ニ考ヘテ居ルノデ、尙ホ之ヲ減額サレルト云フコトニナリマスト云フト、此各郡ノ方デ、講習ヲ開キマス講師ノ方ニ是ガ充テ、アリマスノデ、非常ニ不自由ヲ感ズルダラウト思ヒマスカラ、是非ハ原案ノ儘ニ御賛成ヲ御願ヒ致シテ置キマス、

○二番(町田藤助君) 此臨時ノ土木費ハ、是ハ何時ヤリマスカ、之ヲ極メテ置キタイト思ヒマス、
○議長(小林拾三君) 二番ニ申シマスガ、ソレハ豫テ諸君ノ御意見デ、後ト廻シニスルト云フコトニナツテ居リマスガ、何レ會期モ明日限リデアリマスカラ、明日ハヤルコトニナリマセウト思ヒマス、

○八番(小島善作君) 私ハ二十七番カラ修正説ガ出マシタガ、二十七番議員ニ一考ヲ煩ハシタイト思ヒマス、ソレハ私カラ諄々シク申上ゲマセヌデモ、既ニ參與委員カラ御説明モアリマシタガ、此神職講習ハ御承知デモアリマセウガ、能ク此神社ニ崇嚴ニ奉仕スルト云フコトヲ御考ヘナスツタラ、決シテ此神職講習費補助ト云フ、タツタ參百圓ノモノカラ百圓削ルト云フヤウナ、ソナ小サナコトヲシテモ仕方ガアルマイト思ヒマス、是ガ若シ壹萬圓トカ、貳萬圓トカデアツタ、ソレナラバ減ズルモ宜カラウガ、此參百圓位ノモノデハ、其削ル餘地ガナイト思フ、抑モ神社ト云フモノガ、各村ニ在ルト云フコトハ、此民心ヲ神社ニ收攬シテ、徳義心ヲ高メルト云フノガ一ツノ旨意ニナツテ居ルノデアアル、今日此文明ノ世ニ進ムト同時ニ、一方ニ於テハ惡徳ナル者ガ多ク出來ルト云フ、此世ノ中ニ於テハ、ドウシテモ此徳義心ヲ發揮シテ、精神的道徳ヲ發展セシメナケレバナラス、之ヲ爲スニハ矢張り神社ヲ崇嚴ニシナケレバナラス、又崇嚴ナル所ノ神社ニ奉仕スル者ハ、能ク品行ヲ修メ、神儀式ヲ教授シテ、之ヲ嚴カニセシムルト云フノガ最モ必要デアアルノデアアル、デ勿論イロ／＼ノコトモアリマセウガ、元ヨリ此神教ナルモノハ、日本固有ノ宗教デアアル、此日本固有ノ宗教ヲ詳シク、鄭重ニナラシメテ、而カモ崇嚴ナル所ノ神社ニ對シテ、最モ慎重ニ奉仕シヤウト云フニハ、ドウシテモ此神社講習費ノ補助ガナケレバ出來ナイノデアアル、尙ホ言換ヘレバ、社掌ト云フ多クノ中ニハ、随分財產家モアリマセウ、併ナガラ之ヲ大體カラ見マスト、洵ニ赤貧ノ者ガ多イノデ、到底自分ノ費用デイロ／＼ノ儀式ヲ習フコトハ難イノデアアル、其邊ニ

就テ二十七番議員モ御考ヘ下サレタナラバ、斯様ナ窮窶ナ御修正ハ出來ナイト思ヒマス、デ赤貧ナル社掌ノ如キ、到底此補助費ヲ與ヘナケレバ、之ヲ習フト云フコトガ出來ナイノデアリマスカラ、ドウカ此修正説ヲ御取消ニナツテ、原案ニ賛成シテ戴クコトヲ希望致シマス、

(採決々々)

○議長(小林拾三君) 採決致シマス、二十七番ヨリ參百圓トアルヲ、百圓減ジテ貳百圓トスル修正ガ出マシテ、是ニハ大分賛成ノ聲ヲ聽キマス、先ツ是ヨリ決ヲ採リマス、二十七番ノ修正説ニ御同意ノ方ハ起立、

起立者 少 數

○議長(小林拾三君) 少數ニ依リ二十七番ノ修正ハ否決サレマシタ、依テ本款ハ原案ニ確定致シマス、

本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ノ議事日程ハ、歲出經常部第三款土木費ノ三讀會、以下デアリマス、

午後五時三十七分散會
傍聽人 四十一名

埼玉縣通常會議事筆記錄第拾參號

明治四十三年十二月十四日午後三時八分開議

出席議員 三十九名
缺席議員 一名

三 番(小林濱次郎君)

○議長(小林拾三君) 是ヨリ開會致シマス、

○二十六番(田島春之助君) 日程ニ先チマシテ意見ガゴザイマス、私ノハ例年建議致シテ居リマスルガ、彼ノ土木支辨規程ノ改正ニ關スル建議デゴザイマス、是ハ現在ノ議員ガ初メテ此議場ヘ出マシタ明治四十年以來、毎年理事者ニ向ツテ建議ヲ致シテ置キマシタガ、理事者ハ如何ナル理由ノ下ニカ、未ダ其建議ヲ採用シナイノデアリマス、デソレハ唯今申上ゲタ支辨規程ノ改正ト云フ事柄ハ、其必要ヲ埼玉縣民一般ガ認メテ居リマスノデ、會期初メ及ビ會期中ニ於テ、常ニ道路ノ編入等ニ就テ、屢々人民ヨリ建議モゴザイマスルシ、又縣會カラモ毎年此建議ヲ致シテ居ルノデアリマス、何ガ故ニ理事者ハ此建議、所謂輿論ノ採用ヲ怠ルノデアリマセウカ、殆ド吾々ニハ其理由ヲ認ムルコトガ出來ヌノデアリマス、抑モ交通上ノ機關タル道路ト云フモノハ、時勢ノ進運ト、其他周圍ノ事情ノ變化等ニ依ツテハ、時々其必要ノ程度ヲ増シ、或ハ減ジテ行ク所モアルノデアアル、デ現在行ハレテ居ル支辨規程ノ道路ノ中ニハ、大ニ改廢ヲ要スベキモノガ多數アラウト思フ、又新規ニ編入スベキ道路モ非常ニ澤山アルデアラウ、デ是等ノ縣民ノ聲ヲ容レナイ以上ハ、理事者トシテ何ヲカ容レルモノ他ニゴザイマセウカ、斯ノ如キ問題ヲ等閑ニ附シテ、或ハ調査ノ困難ヲ口實ニシ、或ハ議會ノ面倒ヲ楯トシテ、此調査ヲ怠ツテ、遂ニ四年ノ間ニ於テ未

其改正案ヲ提出サレヌト云フノハ、實ニ理事者ヲシテ怠慢ノ罪ニ責ヲ歸サネバナルマイト思フ
 ノデアリマス、デ今日私ノ建議致シマスノハ、或一定ノ路線ヲ極メテ建議ヲ致シマス、其路線ハ
 會期モ切迫シテ居リマスルノデ、少シク時間モ要シマスカラ、先刻書記ノ方ノ手許迄廻シテアリ
 マスカラ、之ヲ議事録ニ掲載シテ、サウシテ縣民ニ示サレンコトヲ希望スルノデアリマス、デ是
 非來ル四十四年度ノ通常縣會前、即チ四十五年度ノ豫算編成以前ニ於テ、理事者ハ相當ノ調査ヲ
 遂ゲマシテ、適當ナル改正案ヲ提出サレンコトヲ希望致シマス、單ニ道路ノミナラズ、河川其他
 ノ堤防等ニ致シマシテモ、詰リ縣費支辨ニ移スベキ箇所ハ澤山アルダラウト思ヒマスカラ、是等
 ニ就テハ慎重ナル調査ヲ遂ゲラレンコトヲ希望致シテ置キマス、是ニ就テノ書面ハ、議長ノ御手
 許ニ於テ御作リヲ願ヒタイト思ヒマス、ドウカ御賛成ヲ願ヒタイ、
 (左ノ路線ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノ爲メ掲載)

郡名	路線名	經過地	町村名	備考
北足立	浦和和白子道	浦和、六辻、美谷本、新倉、白子		編入
	浦和道滿河岸道	浦和、六辻、美谷本		編入
	松山桶川道	西吉見、南吉見、東吉見、石戸、川田谷		編入
	川越菫蒲道	中丸、常光、栢間、小林、菫蒲		編入
	志木中野道	志木、大和田、内間木、膝折、片山		編入
	志木東京道	志木、内間木、膝折、新倉、白子		編入
	浦和蓮田道	春岡、綾瀬		編入
	大宮越ヶ谷道	大砂土、片柳、野田、和土、新和		編入
	大宮鳩ヶ谷道	木崎、三室、谷田、尾間木、芝		編入

郡名	路線名	經過地	町村名	備考
入間	大宮千住道	木崎、三室、尾間木、神根、鳩ヶ谷、新郷		編入
	鴻巣岩槻道	小室、上平、小針、加納、中丸、鴻巣		編入
	平方古市場道	植水、古谷、南古谷、古市場		編入
	志木大井道	水谷、鶴ヶ瀬、大井		編入
	仙波河岸道	川越東京道ヨリ分岐シテ仙波河岸ニ至ル		編入
	入間川新川岸道	川越青梅道ヨリ分岐シテ新河岸ニ至ル		編入
	川越市内	高等女學校道		編入
	同	停車場道		編入
	同	南江戸町間		編入
	同	裁判所道		編入
	同	監獄署道ヨリ電車停留所道		編入
	同	所澤ヨリ東京府下清瀬村ニ至ル		編入
	同	川越越生道ノ前久保ヨリ分岐シテ毛呂		編入
	同	八王子松山道柴生田ヨリ分岐シテ高麗		編入
	同	八王子松山道鶴ヶ島字膝折ヨリ分岐シテ入間川ニ至ル		編入
	同	吹上、吉見、北吉見、西吉見、南吉見、小見野、中山、八ッ		編入
	同	保、三保谷、伊草		編入
	同	箕田、小谷、北吉見、西吉見		編入
	同	桶川、大石、川田谷、八ッ保、三保谷、小見野、中山、野本、		編入
	同	唐子、菅谷、小川		編入
	同	北吉見		編入
	同	大宮、横瀬、蘆ヶ久保、大柵、平		編入

同	尾田蒔、白川道	尾田蒔、長若、中川	同
同	小鹿野、大瀧道	小鹿野、兩神、白川	同
兒玉	野上境道	秋平、金屋、兒玉、共和、北泉、本庄、仁手	同
大里	兒玉松山道	菅谷、八和田、男衾、花園、用土	同
同	本庄小川道	北泉、榛澤、本郷、藤澤、花園	同
同	岡部中瀨道	岡部、大寄、八基、中瀨	同
同	廣瀨用土道	廣瀨、武川、花園、藤澤、用土	同
同	武川花園道	三尻、玉井、大麻生、藤澤、武川、花園	同
南埼玉	久喜寶珠花道	田宮、八代、高野、須賀、江面、久喜	同
同	吉川武里道	吉川、増林、新方、櫻井、武里	同
同	鳩ヶ谷吉川道	鳩ヶ谷、新田、川柳、大相模、吉川	同
同	大相模龜有道	八條村、大相模村、川柳村、潮止村	編入
同	杉戸原市道	杉戸、須賀、篠津、日勝、綾瀨、小室、上平、原市	同
北埼玉	忍妻沼道	星河、星宮、成田、上中條、長井、妻沼	同
同	忍羽生道	長野、太田、新郷、岩瀨、羽生	同
同	騎西藤岡道	騎西、高柳、禮羽、不動岡、三田ヶ谷、大越、樋遣川	編入
同	羽生館林道	羽生、川俣、館林	同
同	井泉大越道	井泉村大字尾崎、發戶、村君村大字上村君、下村君、堤、名常木、大越村大字大越	同
同	菖蒲忍道	菖蒲、種足、共和、廣田、	同
同	不動岡館林道	不動岡、手古林、中島	同

同	羽生栗橋道	羽生、井泉、三田ヶ谷、中島、樋遣川、豊野、栗橋	同
同	騎西鷺ノ宮道	水深、鷺ノ宮	同
同	羽生妻沼道	新郷、川俣、羽生	編入
北葛飾	久喜栗橋道	久喜、太田、櫻田、靜、栗橋	編入
同	流山西新井道	早稻田、彦成、潮止	同
同	蒲生流山道	蒲生、川柳、吉川、三輪野江	同
同	粕壁戸ヶ崎道	粕壁、幸松、豊野、松伏領、吉川、旭、彦成、戸ヶ崎	同
同	大宮關宿道	杉戸、八代、田宮	同

(賛成々々)

○二十三番(會田龜太郎君) 一寸二十六番ニ御尋ネシマスガ、私モ成程建議ノ趣旨ニハ無論賛成スル次第デアリマスガ、唯今ノ御話ニ依ルト云フト、路線ヲ極メテ建議ヲスルト、斯ウ云フ風ニ聽取リマシタ、サウシマスルト、其路線ト云フモノガ分リマセヌト云フト、一寸唯ダ賛成スルト云フトニ就テハ、甚ダ何ニ賛成スルノダカ分ラヌ、デ餘リ多數ノ路線デ、一々之ヲ此デ述ベルコトガ困難デアルトスレバ、路線ダケハ、取除イテ、サウシテ建議ヲサレテハ如何デゴザイマスカ、其邊ノ質問ヲ兼ネテ一寸御相談ヲ致シマス、

○二十六番(田島春之助君) ドウシテモ御承知ニナリタイト申シマスレバ、朗讀ヲ致シマシテモ宜シウゴザイマスガ、併シ時間ガカ、リマスカラ省キマシタリデ、恐入リマスガアチラヘ行ツテ御覽ヲ願フ譯ニハ行キマスマイカ、御相談致シマス、

(朗讀スベシ)ト呼ビ又「朗讀スルニ及バズ」ト呼ブ者アリ

○二十六番(田島春之助君) イロ／＼ドウモ御議論モアリマスカラ、ソレハ參考トシテ知事ニ提

出スル建議書ニ添付シテ出スダケニシテ、必ズシモ之ヲ絶對的ニ全部採ラサウトハ申シマセヌ、左様御承知ヲ願ヒタイ、

○三十番(吉田茂助君) 唯今二十六番ノ建議ヲ必要ナリト認メマスカラ、本員ハ賛成致シマス、
○議長(小林拾三君) ソレデハ二十六番カラノ唯今ノ建議ハ、大分賛成ノ聲ガアリマシテ、異議ノ聲ヲ聞キマセヌカラ、異議ナキモノト認メマシテ之ヲ可決スルコトニ致シマス、書面ハ議長ノ手許ニ於テ作製致シマシテ、當局へ差出スコトニ致シマス、

○二十六番(田島春之助君) 私ハ此際日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、本日ノ日程ハ經常部ノ土木費ニナツテ居リマスガ、臨時部第二款土木費ヲ此際議シタイト思ヒマス、是ハ格別大イシタ費目デモゴザイマセヌカラ、讀會ヲ省略致シテ議シタイ、斯ウ云フ動議ヲ提出致シマス、

(賛成々々)

○議長(小林拾三君) 唯今二十六番ヨリ、日程變更ノ動議ガ出マシテ、日程ヲ變更シテ歳出臨時部第二款土木費ヲ、讀會ヲ省略シテ附議シタイト云フコトデアリマスガ、是ニハ賛成ノ聲ヲ澤山聞キマスガ、別ニ異議ノ聲ヲ聞キマセヌカラ、無論御異議ナキモノト認メマシテ、日程ヲ變更シ、併セテ讀會ヲ省略致シマス、

(書記朗讀)

- 第二款 土木費
 - 第一項 道路橋梁費 金貳萬參千貳百六拾四圓拾壹錢
 - 第二項 道路改良測量費 金壹萬七千參百拾七圓九拾錢
 - 第三項 治水堤防費 金參千九百圓六拾四錢
 - 第四項 河川調査費 金百拾圓四拾九錢
- 金千九百參拾五圓八錢

○參與委員(三宅事務官) 同(山田技師) 同(島崎技師) 同(山口屬) 着席

○三十一番(金子助五郎君) 本員ハ委員ニ一寸御尋ネテ致シマス、第二項道路改良測量費デゴザイマスガ、昨年決議致シマシタ大宮東京道ノ測量ハ、聞クトコロニ依リマスルト、未ダ完了シタイト云フコトデゴザイマス、目下ヤツテ居リマスカドウデスカ、又是迄ヤリマシタコロノ狀況ヲ承知致シテ置キタイト思ヒマス、而シテ又過日來段々御説明ニ依リマスと云フト、本年ハ非常ナ災害ヲ被ツタコトデアリマスカラ、新規ノ事業ハ成ベク見合セテ、各種ノ費用モ節減シ得ラレルダケハ節減シタト云フ趣キデアリマスガ、本項ノ測量費ハ、如何ナル理由ガ存在シテ提出ニナリマシタノデアリマスカ、其詳細ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス、

○十四番(山内庫之助君) 讀會省略デアリマスカラ、修正ノ意見ヲ提出致シマス、臨時部第二款土木費、第二項道路改良測量費參千九百圓六拾四錢ヲ削除スル修正意見ヲ提出致シマス、其理由ハ、年々歳々此問題ガ當縣會ニ現ハレマスガ、本員ハ其必要ヲ認メマセヌカラ削除スル所以デアリマス、ドウカ當局者ニ於カレマシテモ、滿場ノ諸君ニ於カレマシテモ、御賛成アラムコトヲ希望致シマス、

○參與委員(三宅事務官) 四十三年度ニ於テ決議ニナツテ居リマスル道路改良測量ノ、東京ノ方カラ大宮ニ通ジマスとコロノ道ノ測量ハ、人ノ繰合ヲ付ケマシテ、着手ヲ致シテ居リマシタガ、水害ノ場合ニ際シマシテ、其繰合セガ付キ兼ネルト云フヤウナ狀況デアツタノデアリマス、ケレドモ一方デ必要ヲ認メマシタモノデアリマスカラ、尙ホ其方ノ手ヲ引カズニ續行シテ居リマシタガ、不幸ニモ擔當ノ技術員ガ死亡シタト云フヤウナ事柄デ、其後トノ補充ガ、此水害ノ方ノ手ガ廻リ兼ネテ居ルモノデスカラ、補充ガ付カズニ、一部測量ヲ致シマシタ分ノ事務ノ整理ヲ此方ラデヤツテ居ルノデスカ、繰合セガ付キ次第、後ト引續イテヤル積リデアリマス、ソレカラ二項ノ方ハ、

水害ノ際デアリマスカラ、一方デ新事業ト云フモノハ或程度ニ於テハ制限ヲ致シマシタガ、併シ必シモ全部ノ新事業ヲ見合セタト云フモノデナク、將來ニ於ケル交通政策上、一ノ方針ヲ極メルニ付テハ、引續イテ此測量ヲ濟マスト云フ專柄ガ、道路ノ全體ノ上カラ申シマシテ必要ト認ムル、斯ウ云フ風ノ理屈カラ此ニ提案シタ次第デアリマス、

○十九番(有瀧政之助君) 私ハ此第二項ノ道路改良測量費ト云フニ付テ、唯今十四番議員カラ、削除スルト云フ説ガ出マシテゴザイマスガ、最モ本員ハ是ニ賛成ヲ表シマス、賛成ヲ表スルニ當リマシテ、其賛成ノ理由ヲ簡單ニ述ベヤウト思ヒマス、ソレハ昨年モ此測量費ガ出テ居リマシテ、本會ニ於キマシテ縣民ノ休養縣費緊縮トカ、種々様々ノ請願モ出テ、埼玉縣民ノ此負擔ニ堪ヘルトカ、堪ヘ得ラレナイト云フ下ニ、其請願ノ趣意ニ副フド云フ、斯ウ云フ上カラシテ、本案ハ昨年削除ニナリマシタノデアアル、然ルニ本年ハ幸ニ豊年デアルトカ、或ハ普通作デアルトカ云フノデゴザイマスレバ、又吾々モ考ヘルトコロゴザイマス、昨年ノ縣民ノ窮狀々態ト、本年ノ近古未曾有ノ災害ヲ受ケタル此縣民ノ窮狀々態ト比較シテ孰レデゴザイマセウ、是ハ申ス迄モゴザイマセヌ、各賢明ナル議員諸君ハ、既ニ御承知ノコト、私ハ思ヒマス、デ此ノ如キ食フニ食物ナク着ルニ衣ナキト云フヤウナ、實ニ本年ノ此慘憺タル窮狀ハ、縣民ノ訴ナキモ一目瞭然タルノデアリマス、故ニ十四番ノ削除説ニ本員ハ大々的賛成ヲスル次第デアリマス、

○二十八番(荒井定次郎君) 本員モ十四番ノ修正説ニ賛成ヲ致シマス、其現由ハ十四番、或ハ十九番アタリカラ御述ベニナリマシタカラ申述ベマセヌ、デ私ハ此第四項ノ河川調査費ニ付テ、委員ニ一ツ御尋ネシテ置キタイト思ヒマス、昨年モ河川調査費ガ出テ居リマスガ、是ハ何ノ河川ヲ測量スルモノデゴザイマスカ、又昨年出テ居リマスカラ、未ダ年度内デアリマスルガ、進行ノ程度及何ノ河川、何ノ河川ガ着手ニナツテ居リマスカ、ソレヲ伺ヒタイト思ヒマス、

○參與委員(山田技師) 御答致シマス、此河川調査費ハ庄内古川、綾瀨川、元荒川、新河岸川、小山川、及見沼中惡水ノ改良ノ準備行爲トシテ、高水標ヲ建テ、水位ノ觀測ヲヤルノガ目的デアリマス、此高水標ヲ建テ、觀測シツ、アリマシタガ、不幸ニモ此度ノ水害ノ爲メニ高水標ガ皆ナ流レマシタ、其當時特ニ參事會ニ其費用ヲ要求シテ、高水標ヲ建ルコトニ着手シテ、目下或川ノ如キハ打テ終ツテ、既ニ水位ノ觀測ヲ始メテ居リマス、又或河川ノ如キハ、未ダ打テ終ラズニ殘ツテ居ル所モアリマス、ソレデ來年度要求致シマシタノハ、先程申上ゲタ此六ヶ川ニ建ツテアル高水標ノ水位ノ觀測費、及他ノ縣支辨ノ中ノ入間川、越邊川ノ如キ、夫等モ今カラ水位ノ觀測ヲシテ、出來ルダケ改良ノ準備行爲ヲシテ置ク方宜カラウト云フ考カラ、其方ノ費用モ此方ニ含ンデ今年要求シタ次第デアリマス、

○二十八番(荒井定次郎君) 唯今ノ御答ニ依リマスト云フト、單ニ高水標ノ建設ノミヲ以テ是ニ充テルト云フ御答ノヤウデアリマシタガ、果シテサウデアリマスカ、他ニ目鏡トカ何ントカ、測地機械等ヲ以テマシテ測量スルト云フコトハシナイノデスカ、

○參與委員(山田技師) 御答致シマス、先ツ改良ノ計畫ヲスル第一着手ノ行爲トシマシテ、高水標ヲ建テ、其水位ノ觀測ヲスル見込デアリマス、ソレハ昨年ノ縣會ノ當時ニモ能ク説明ヲシテ置イタ通りデゴザイマス、

○二十一當(長谷川宗治君) 本員ハ此案ニ付キマシテハ、原案ニ賛成ヲ表シマスル一人デゴザイマス、大分反對ノ削除説ガ出マシテ、賛成モアルヨウデスガ、詰リ道路ノ改良ノ如キハ、一年モ早クヤツテ置イテ、サウシテ縣費負擔ノ輕重ヲ見テ提出スルガ當然ト思フ、成ルタケ一年モ早ク之ヲ測量シテ置イテ、漸次改良シテ行ツタ方ガ、縣ノ爲メニ宜カラウト云フ考カラ、是ハ全部賛成ヲ表シマス、就キマシテハ此本案ニ對シテハ、大分面倒ラシウゴザイマスカラ、是ハ無記名投

票ヲ以テ賛否ヲ決スル、若シソレニ反對ノ御意見ガアリマスレバ、ソレモ無記名投票ヲ以テ決スル、斯ウ云フコトニ願ヒタイト思ヒマス、

(賛成々々)

○十六番(岩崎藏之助君) 私ハ道路ヲ改修シテ、公益上交通ヲ便ニスルハ大ニ賛成スルモノデアリマスガ、先頃參與委員ノ御答デハ、未ダ正丸峠ノ測量サイ如何ニモ拂ラヌ、又本年ノ年柄ニ當リマシテ、此案ヲ御出シニナリマシタコトノ御言葉モ、一部ハ承知致シマシタガ、未ダ私ノ賛否ヲ決スルニ先ツテ不分明ノ所ガゴザイマスカラ、一應御尋ネシマスガ、ソレハ測量致シマシテ、成程彼ノ雙方ヲ測ルト云フコトハ、至極結構デゴザイマセウガ、一寸考ヘマスト、此大水害ヲ被ツテ居リマシテ、成丈ケ速ヤク改良ヲ爲ス道路トカ、又縣民一般ノ望ム所ノ河川ヲ改修スルトカ云フコトガ日ニ進ミマスト、是ニ對スル縣民ノ負擔ハ多大ノコトデアラウト思ツテ居リマス、其多大ノ負擔ガ目ノ前ニアルニ拘ラズ、彼ノ三線ノ中測量シテ、相當ナルモノトシテ認メタモノハ、之ヲ困難ガアラウト否トニ拘ラズ、彼ノ三線ノ中測量シテ、相當ナルモノトシテ認メタモノハ、之ヲ改良シテ通行ヲ便ナラシムル爲メニ開鑿ノ必要ガアルト云フコトカラ、如何ヤウナル困難ノ年、如何ヤウナル縣費ノ支拂ノアル年ニモ拘ラズ、之ヲ進行スルト云フノ御意見デゴザイマスカ、或ハ又縣經濟ノ時機ヲ計ツテ、之ヲ本年測量シテ置クガ、開鑿ヲスルノハ縣經濟ノ許ス時期ヲ待ツテスルト云フ御考ヘデゴザイマスルカ、其邊ヲ詳細ニ、本員ニ分リマス範圍ニ於テ御答ヲ頂戴シ、サウシテ後チ賛否ヲ決シタイト思ヒマス、

○參與委員(三宅事務官) 御尋ネノ通りデゴザイマシテ、縣ノ財政ガ許シマセヌケレバ致シマセヌシ、ソレハ單リ此事業ノミナラズ、総テノ事業ハ縣ノ經濟ノ狀況ヨリシテ、所謂許ス許サヌハ、此方デ其金額ト其時分ノ一般ノ負擔ノ狀況トヲ斟酌シテ決定スルノデアリマス、

○九番(池谷幸太郎君) 本員ハ、唯今ノ十四番ノ第二項ノ道路改良測量費ヲ削除スルト云フ説ニ最モ賛成スルモノデアリマス、其理由ハ十四番ノ申サレタル如ク、本年ハ未ダ復舊工事ノ豫算モ出ナイ、未ダ其復舊工事ニ對スル所ノ臨時會ノ何モ出ナイ時ニ當ツテ、斯ウ云フ新事業ヲスルト云フモノハ、實ニ是ハ了解ニ苦シム次第デアリマス、此道路ノ如キ將來ノコトヲスルノデアアル、現在ノコトモ出來ナイ中ニ、將來ノ道ヲ開鑿スルト云フコトハ、本年ノ如キ年柄ニ於テハ最モ其必要ヲ認メナイノデアリマス、故ニ本員ハ十四番ノ説ニ賛成致シマス、

○二十三番(會田龜太郎君) 私ハ矢張り十四番ノ修正ニ賛成ヲ致シマス、併ナガラ理由ハ最早盡キテ居リマスカラ申述ベマセヌ、

○二十六番(田島春之助君) 私ハ原案賛成デス、理由ハ理事者ノ述べタ通りデアアル、ソコデ先刻三十一番カラ採決ノ方法ニ就テ御意見ガアリマシテ、是レニハ大分賛成者ガアリマシタガ、サウ云フコトデ議長ハ採決ヲナサルノデアリマスカ、念ノ爲メニ伺ヒマス、

○議長(小林拾三君) 先刻三十一番ヨリ、本案ノ可否ヲ決スルニ就テハ、無記名投票ヲ以テ決シタイ、斯ウ云フ御意見デアリマス、是ニハ大分御同意ノ聲ヲ聽キマシタガ、異議ノ聲ヲ聽キマセヌカラ、無記名投票ヲ以テ可否ヲ決スルコトニ致シマス、ソレデ其書方ハ、修正案ニ御同意ノ方ハ「可」ト書キ、是ニ反對ノ方、即チ原案ニ御同意ノ方ハ「否」ト御書キ下サイ、

○十九番(有瀧政之助君) 一寸御差支モゴザイマスマイガ、今ノ投票ノ書方ニ就テ、「可」トカ「否」トカ云フコトハ、能ク議員全般ニ分ルヤウニ御宣告ヲ願ヒマス、

○二十三番(會田龜太郎君) 一寸唯今ノコトニ就テ、モウ一ツ争ヒガ起ルト困リマスカラ意見ヲ申述ベテ置キマス、「可」ト書キマシテモ、「否」ト書キマシテモ、ソレハ意味カ分レバソレデ宜イ、唯ダ「可」トカ「否」トカ書ク以外ニ、「可決」ト書ケバソレハ無効デアルトカ云フコトノ争ヒガ起ル

ト可ケマセヌカラ、其邊ニ就テ明瞭ニシテ、後ニ争ヒノ起ラヌヤウニ願ヒマス、
○十七番(伊古田豊三郎君) サウスルト、十四番ノ削除説ニ賛成者ハ「可」、原案ニ賛成者ハ「否」ト書クノデアリマスカ、

○議長(小林拾三君) 左様デス、

○十番(駒崎幸右衛門君) 唯今無記名投票ノコトデ、イロ／＼ノ御説ガ出マシタガ、私ハ明カニ原案賛成トカ、修正ニ賛成トカ、或ハ修正同意トカ、原案同意トカ、明カニ書クト云フコトニ願ヒタイト思ヒマス、

○三十四番(高木利平君) 尙ホ一遍議長ヨリ明カニ御宣告ヲ請ヒマス、

○議長(小林拾三君) 然ラバ投票ノ書方ニ就テ、尙ホ一應申シマス、修正説カラ先ニ決ヲ採リマスカラ、此修正説ニ對シテ御賛成ノ方ハ「可」ト書キ、ソレカラ修正説ニ反對、即チ原案ニ御同意ノ方ハ「否」ト書イテ戴イタラ如何デゴザマスカ、

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) ソレデハ是ヨリ採決致シマス、

(書記投票用紙ヲ配付ス)

○二十三番(會田龜太郎君) 開票ニ就テ御注意ヲ願ヒタイコトガアル、ソレハ立會人デモ御決定ニナツテハ如何デスカ、

(賛成々々)

○議長(小林拾三君) 無論其コトハ致ス積リデアリマス、

○二十六番(田島春之助君) スンナコトハゴザイマスマイガ、若シ白紙ガアリマシタラ如何ナモノデスカ、

○議長(小林拾三君) ソレハ無効デアリマス、

○二十六番(田島春之助君) 出席ノ議員ハ賛否ノ數ニ入ラザルコトヲ得スト云フコトガアリマスカ、

○議長(小林拾三君) 併シ白紙ハ無論無効トスルヨリ外ナイト思ヒマス、ソレデ開票立會人ハ三名トシテハ如何デスカ、

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) ソレデハ立會人ハ三名ト決シ、議長ノ指名ニ御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 然レバ立會人ヲ指名致シマス、

開票立會人

六番 横川 宗 作君

十五番 加藤 寅三 郎君

十九番 有瀧 政之 助君

以上三名ヲ立會人ニ指名致シマシマス、

(議長投票函ノ空虚ナルヲ示ス)

○議長(小林拾三君) 一番ヨリ順次御投票ヲ願ヒマス、

(議員投票ヲ爲ス)

○議長(小林拾三君) 投票漏レハアリマセヌカ、

(「無シ」ト呼ブ者アリ)

○十九番(有瀧政之助君) 立會人ハ出馬シマシテモ宜ウゴザイマスカ、

○議長(小林拾三君) ドウカ御立會ヲ願ヒマス——一寸諸君ニ御諮リ致スコトガアリマス、此投票ニ就テ議長ガ投票スベキヤ否ヤニ就キ、諸君ノ御決定ヲ願ヒタイト思ヒマス、

○十七番(伊古田豊三郎君) 選舉ノ場合ニドウ致シマスカ、之ヲ考ヘテ見マスレバ直グ分リマス、斯様ナコトハ議論ニハ及ビマセヌ、當然投票スルノガ相當デアアル、

○一番(根岸貞三郎君) 是ハ今採決ノ場合デゴザイマスカラ、例ノ役員選舉トカ、議長ヲ選舉スルトカ云フ投票トハ違ヒマス、採決ノ際ハ今日迄此會議ニ於テハ、議長ハ可否ノ數ニハ入ツテ居リマセヌカラ、無論入レナイノガ相當デアアルト思ヒマス、

○五番(神田壽三郎君) 若シモ數ガ半數々々ニナツタ場合ニハドウ致シマスカ、投票ノ數ガ三十八ト云フ場合、若シ半數々々ニナツタ時ニハ、二様ノ權利ヲ行フヤウニナルノデ、入レナイ方ガ宜カラウト思イマス、

○二十六番(田島春之助君) ソレハ詰リ、世ノ中ニ一定シテ居ラヌ問題デアリマス、入レテモ無論差支ナイデセウ、併シ埼玉縣會デ議長ガ使ヒ分ケラシタ例ハナイ、唯ダアナタノ御決心ニ任セル即チ德義問題デ、本員等ハ法律上ノ論ハ致シマセヌ

○十四番(山内庫之助君) 是ハ世界デ認メテ居ルコトデアリマスカラ、投票シテ差支アリマセヌ、

○一番(根岸貞三郎君) 若シ三十八デ、双方半數々々ナレバ、議長ハ二ツ權利ヲ使フ譯ニナリマヌカラ、私共ハ負ケ勝チニハ構ハヌガ、德義上議長ハ御辭シニナツタガ宜カラウト思フ、

○三十四番(高木利平君) 私ハ是ハ實ニ大失態ダラウト思ヒマス、斯シナ問題ニ堂々タル埼玉縣會議員ガ論議スルハ大失態ト思ツテ居ル、是ハ入レルコトガ相當デアリマス、唯ダ德義上ノ問題デ、入レル入レナイノハ御自身ノ御決心ニアルノデス、

○一番(根岸貞三郎君) 堂々タル縣會デアラウガ何デアラウガ、議長ハ德義心ヲ以テ入レナイガ

宜イ、何故ナレバ二十八トカ三十八トカ云フ投票ノ時、可否同數ナル時ハ議長之ヲ決スルト云フ時分ニ、議長モ入ツテ居レバ、議長ハ職務ヲ二ツ使フコトニナル、ソレデ議長ハ採決ノ場合、可否ノ數ニ入ツテ居ラヌカラ、是ハ入レナイノガ相當デアアル、

○十六番(岩崎藏之助君) 本員ノ考ニハ、議長ハ入レテモ入レヌデモ結果ハ同ジニ歸着スルト思フ、

○二十三番(會田龜太郎君) 私ノ考デハ、議論ハ暫ク措キマシテ、此際却テ入レナイ方ガ宜カラウト思フ、結果ニ於テ大シタ差ハナカラウト思フ、私ハソレデ別ニ法律論ハ致シマセヌ、

○十七番(伊古田豊三郎君) 念ノ爲メニ伺ツテ置キマスガ、投票ヲスルトシナイトハ議長ノ德義心ニ訴ヘルト云フ議論ガ出テ、ソレハドチラデモ宜イガ、一面ニ於テハ無記名投票ト決シテ於テ、其最後ニ至テ正半數ニナツタ場合、議長ハ無記名投票デナク、採決權ヲ以テ決スルト、同ジ決議ガ二様ニナリハシナイカト思フ、是ハ極端ノ例デアルカ知レナイガ、議長丈ケハ無記名投票デナク自分ノ意思ヲ明カニ決スルトコトニナル、デ若シ投票ヲスルノガ惡イト云フ論者ノ御議論ノ通りニスルト、萬一正半數ノ場合ニハ、議長ハ採決權ヲ以テ之ヲ決スルモ、是ハ異議ハアリマスマイナ、(「ソレハ異議ナシ」ト呼ブ者アリ)サウスルト、或點迄ハ無記名投票デアツテ、正半數ニナツタ場合議長ガ之ヲ決スル時ニハ、無記名ト云フコトデナクナル、サウ云フ結果ニナル——、妙ナモノニナリマスガ、ソレニ御異議ガナイト云フナラハ、議長ノ御決心ニ御任せ致シマス、

○十四番(山内庫之助君)德義呼ハリヲスルガ、此際德義呼ハリハ人ノ意思ヲ拘束スルコトニナツテ來ル、況ヤ地方ノ公益ヲ行ハントスル時ニ當ツテ、議長ハ議長ノ考ヲ以テ投票スルガ當然デアル、議場ノ德義呼ハリニ制セラルベキ問題デナイト思フカラ、猛然ト立テ投票サレンコトヲ希望致シマス、

○一番(根岸貞二郎君) 一体十四番ノ如キ、耶蘇教論者ニ似合ハヌ、此德義ト云フコトヲ最モ重シゼナケレバナラヌノデアアル、是ハ自分ノ良心ニ任セナケレバナラヌノデ、今迄埼玉縣會ノ採決權ヲ議長ハ入ツテ居リマセヌ、其入ツテ居ラナイ所ノ投票ニ、議長ガ之ヲ入レルト云フコトハ德義上善イカ悪イカ位ハ、十四番ト雖モ恐ラク承知ト思フノデアリマスカラ、是ハ入レナイ方ガ穩カデアラウト思ヒマス、

○議長(小林拾三君) 私ハ此際投票ヲシナイコトニ致シマス、ソレデ可否定同數ノ時ハ議長ノ決スル所ニ依ルト云フコトニ致シマス、

(投票立會人立會ノ上投票點檢ス)

○議長(小林拾三君) 唯今投票ノ數ヲ調べマシタ所、着席議員三十八名、投票數三十八、符合シテ居リマス、是ヨリ開票致シマス、

(議長投票ヲ讀上グ)

○議長(小林拾三君) 此二十四番ニ賛成ト云ノガ一票アリマスガ、是ハ無論「可」ト見テ差支アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○議長(小林拾三君) 然ラバ是ハ有効ト致シマス、開票ノ結果ヲ御報告致シマス、

投票總數三十八

可 十七
否 二十一

即チ修正說ニ賛成ノモノガ十七、原案ニ同意ノモノガ二十一、依ツテ是ハ原案ニ確定致シマス、ソレデ私ハ少々差支ガゴザイマスカラ、此際三十四番ニ議長席ニ着カレンコトヲ望ミマス、

(議長退席副議長議長席ニ着ク)

○副議長(高木利平君) 此際暫時休憩致シマス、午後四時十九分休憩

午後四時三十四分開議

出席議員

三十八名

缺席議員

二名

三番(小林濱次郎君) 三十八番(小林拾三君)

○副議長(高木利平君) 是ヨリ開會致シマス、歳出經常部第三款土木費ノ第三讀會ヲ開キマス、(書記朗讀)

第三款 土木費

金拾五萬千八百五圓貳拾七錢

第一項 道路橋梁費

金拾貳萬九千五百六拾四圓九拾參錢

第二項 治水堤防費

金壹萬貳千七百參拾參圓九錢

第三項 測量費

金貳千五百四拾貳圓七拾貳錢

第四項 河川葦帳保存費

金九百貳拾壹圓七拾六錢

第五項 工事監督費

金六千四拾貳圓七拾七錢

○參與委員(三宅事務官) 同(山田技師) 同(島崎技師) 同(山口屬) 着席

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 御異議アリマセヌカ、

○五番(神田壽三郎君) 私ハ別ニ異議ハアリマセヌデスガ、當局者ニ將來反省ヲ促シタイ考デア

リマス、ソレハ先達テ質問致シマシタ通常修繕ノコトデアリマスガ、當局者ハ前年ノ豫算同様デ、一坪平均ノ砂利ノ割當ガ五合五勺ト云フノデアルガ、聞ク所ニ依ルト、單リ忍工區バカリテナクシテ、到ル所ノ各工區ノ砂利ノ配當ガ、一坪五合トカ乃至ハ一坪ト云フ配當ニナツテ居ルト云フコトデアリマス、豫算ニハ此ノ如ク四坪五合ト云フヤウナ見積リデアリナガラ、此工區ノ配當ガ一坪乃至一合五勺ト云フコトハ、ドウ云フ所ニ餘分ニ使用スルカト云フト、彼ノ小坂道ノ如キ、當局者ノ失態カラ終ニ此見積修繕ノ費用ノ中デ、一時間ニ合セテスルト云フ、斯ウ云フヤウナコトモ聞イテ居ル、シテ見ルト大變ニ豫算ニ掛ケ直ガアツテ、當局者ハサウ云フヤウナ所ノ失態ニ向ツテ、此金ヲ流用スルト云フヤウナコトデハ、完ク縣民ニ對シテ不幸ナコトデアリマスカラシテ、十分今後ハ御注意ヲ願ヒタイ、且亦本年ノ如キハ、大洪水ノ結果、非常ニ道路ガ到ル處大破ヲ來タシテ居リマス、是等ノ點ニ付テハ、十分今迄ノヤウナ配當デナク、完全ニ、確實ニ配當サレテ、十分ニ修繕ヲ加ヘラレタイノデアリマス、

○拾六番(岩崎藏之助君) 此本案ニハ關係ハアリマセヌガ、一寸參與委員ニ御尋ネ致シマス、此大宮大瀧道、即チ白河村地内ノ八幡橋ハ、大分遷延ヲ重ネテ居ルヤウデアリマスガ、アレハ契約時期ヲ經過シマシタル時ニハ、縣ハドウ云フコトノ御取扱ニナリマシタカ一應御説明ヲ願ヒマス、
○參與委員(山田技師) 御答致シマス、契約ノ期間ヲ經過シテ、尙ホ工事ガ出來マセヌ場合ニハ、縣ニハ工事施行規程、請負規程ガアリマスノデ、ソレニ依ツテ處分スベキモノデアレバ處分ヲ致シマスノデ、又相當理由ガアツテ、延期ヲ許スベキモノハ延期ヲ許シテヤルト云フ、斯ウ云フコトデアリマス、左様御承知ヲ請ヒマス、

○十六番(岩崎藏之助君) 唯今相當ノ理由ガアレバ延期ヲシテヤルガ、延期ノ理由ガナケレバ處分スルト云フコトデアリマシタガ、其橋ヲ竣功スル迄ニ、處分ヲナスツタコトガアリマセウカ、或ハ理由ガナクテ、此ノ如ク數ヶ月間後レタト云フ事情等ヲ承ハリタイト思ヒマス、
○參與委員(山田技師) 唯今ソレハ詮議中デアリマス、
○十七番(伊古田豊三郎君) 唯今十六番カラ御質問ニナツテ、御答ガアリマシタガ、私モ此事ニ就テハ不思議ニ思フテ居ル、實ハ此工区ト云フモノハ、明治四十二年度ノ所屬工区デアル、是ハ普通ノ工区デナクシテ、所謂緊急措クベカラザル、棄テ置クコトガ出來ヌト云フノデ、參事會ノ急施會ニカケテ執行致シマシタ工区デアリマス、今日迄ソレガ遷延シテ居ツテ、差支ナイト云ヒバ何ヲ苦ンデ急施會ノ決議ニカケタノデアリマセウカ、所謂棄テ置クコトガ出來ナイ、最モ急ヲ要スルモノデアリマスカラ、參事會ノ急施會ニカケテ決定シタト思フ、然ルニ此工区ガ年度ヲ越ヘタ今日ニナツテ未ダ出來ナイ、最モ兩三日前ニ漸ク出來上ツタト云フコトヲ聞キマシタガ、緩漫ト云フモノモ爰ニ至ツテハ、何トモ評シヤウガナイ、ダカラドウ云フ理由ガアツテ、ドウ云フ故障ガアツテ延ベタト云フナラバ、其故障ノ事項ノ次第ヲ明ニ御説明ヲ希望致シマス、又契約ノ點ニ付テ、アレハ今詮議中ト云フ簡單ナ説明ガアリマシタガ、此詮議中ト云フハ、最モ慎重ナル御詮議ヲ願ヒタイト云フコトヲ希望致シマス、ドウモ近頃ハ請負人ガ追々ズルイコトヲヤツテ、何分工事ヲ後ラセル、デ又監督者其者モ、決シテサウ云フコトガアツテハナラヌノデアラウケレドモ、ドウモ後レルコトヲ何ントモ思ハナイ傾ガアル、此事ハ出來タコトデ、何ントモ今更仕方ガナイケレドモ、今年ハ不日發案ニナリマス非常ナル大工事ヲ控ヘテ居ル今日デアリマスカラ、以前ノヤウナ考ヲ以テ理事者ハ、此四百萬圓以上ノ工事ヲ監督スルコトデアツテハ、大ニ憂ヒナケレバナラヌノデアアル、アレガ橋梁デアルカラ多少差支ガナイカ知ラヌガ、若モ堤防ノヤウナモノデアツテ、斯ウ延ビタラドウ致シマセウ、飛ンデモナイコトガ出來ヤウト思フ、ソレデ又橋梁モ、アレ等ハ殆ド交通遮斷ヲシテ居ツタコトガ一ヶ月間デ、隨分奥ノ方ニ居ル人民ハ、窮屈不便

ヲ感シテ居ツタコトガドノ位デアリマセウ、ソレニモ拘ラズ、是ハ相當ノ理由ガアルト云フコトヲ以テ請負人ノ方ヲ延スノハ實ニ際限モナイコトデアルト思フ、御詮議中デアルト云フガ、今日迄遷延致シマシタ理由ヲ御説明ヲ求メテ置キマス、

○一番(根岸貞二郎君) 私モ一寸伺ツテ置キマスガ、此秩父郡ノ八幡橋ハ、請負人ニ延期ヲ與ヘマシタ其延期ノ期限内ニ成功シタデアリマセウカ、如何デアリマセウカ、ソレヲ一寸伺ツテ置キタイ、

○參與委員(山田技師) 十七番カラノ御質問ニ先キニ御答致シマス、秩父郡ノ八幡橋ハ、參事會ノ急施會デ、四十二年度ニ於テ追加トシテ取ツタト云フコトハ事實デアリマス、其後設計ヲ急ギマシテ、起工ニナリマシタノガ本年二月二十二日デゴザイマス、デ御覽ノ通りデ、八幡橋ハ釣リ橋デ、即チ「トラツタ」ニナツテ居ルノデ、應力ノ計算其他ニ非常ニ日數ヲ要シマシタ爲メニ、ツ不起工ガ後レタ次第デアリマシテ、其後起工ニナツテカラモ、起工スルト同時ニ、鐵材ト木材ト完ク別デ、鐵材ノ購入ニカ、リマシタガ、御覽ノ通りニ彼ノ橋梁ニ使ツテアル鐵材ハ内地ニハゴザイマセヌ、完ク是ハ外國品ヲ取寄セナケレバ出來ナイ材料デアリマシテ、是ハ外國ニ注文ヲスルトスレバ、約四ヶ月位ハ無論カ、リマス、併シ幸ニ東京ニ於テ持合セノ品ガアリマシタ爲メニ、意外ニ早ク鐵材ノ方ハ纏リマシタ、併シ是モ多少ノ時日ハ後レテ來マシタ、從ツテ木材ノ組立モ後レマシタ、ノミナラズ橋臺及橋脚——、橋脚ト申シマシテモ、基礎ニナル部分ガゴザイマス、是ハ「コンクリート」デアルコトエナツテ居リマスガ、御覽ノ通り秩父ノ山奥ハ、隨分寒氣ガ強イノデ「コンクリート」ヲ思フヤウニ使ヒナイノデ、非常ニ困難ヲ致シマシタ爲メニ、段々遷延スルヤウナ譯ニナリマシタ、御負ケニ本年ハ非常ニ災害ヲ醸シマスルヤウナ、洵ニ雨天續キデゴザイマシテ、延期ヲ許シマシテカラ百九十二日ニナリマスガ、其内百二十日間ハ全部雨天デゴザイ

マシタ、山デゴザイマスカラシテ、平地デハ雨が降ツテ居ラヌ時デモ、矢張り彼處ハ降ルノデアリマス、要スルニ丁度起工スルト間モナク寒氣ニカ、リマシタノデ「コンクリート」ヲ使フノニ非常ニ困難ヲ來シタノト、加フルニ雨天續キニ遭遇致シマシタ爲メニ、工事ガ段々後レテ來タヤウナ次第デアリマス、併シ橋ノ方ハ最早出來上リマシタ、ソレカラ一番ノ御質問ニ御答致シマスガ、二月二十二日契約ヲシテ、三月三十一日限りノ契約デ、年度ヲ跨グ契約ハ出來マセヌノデ、其日數ハ三十八日間デゴザイマスガ、其後延期ヲ許シマシテ、日數ハ丁度百九十二日ニナツテ居リマス、尙ホ申シ落シマシタガ、其間ニ設計變更ガアツテ、其設計變更ト云フノハ、橋臺ハ兩袖ノ裏込メニ「コンクリート」ヲ入レナケレバナラヌノデ、袖及橋臺ノ下ニ來ル岩盤ガ非常ニ惡ルイ爲メニ、設計ノ變更ヲ致シマシタ爲メニ、非常ニ日數ヲ延ベテ丁度延期ノ最終ノ日ガ十二月三日ニナリマシタ譯デゴザイマス、左様御承知ヲ請ヒマス、

○十七番(伊古田豊三郎君) モウ一寸御伺ヒ致シマス、唯今委員ノ御説明ニ依ルト、彼處ハ山ノ中ニアツテ、寒氣ノ爲メニ「コンクリート」ヲ充分扱フコトガ出來ナイト言ハレマシタガ、如何ニ程寒イ處デハナイト思フ、就テハ「コンクリート」ハドノ位ノ度合、何十度位ノ季候デアレバ差支ナイノデアリマスカ、今ノ御説明ニ依ルト、寒イ氣候デアルカラ「コンクリート」ノ使用ガ出來ナイト云フガ、是ハ素人デハ分ラヌガ、之ヲ強イテ言フト理事者ノ遁辭モ餘リ過クルト思フ、契約ハ三月三十一日デ十二月何日ト云フ、其間ナレバ即チ暖カイ時分デ、秩父ガ如何ニ寒イト云フテモ、其時分ハ氷ヤ何ンカモ張りハシナイ、ソレデモ氣候ノ爲メニ「コンクリート」ヲ使フコトガ出來ナイデ後レタト云フナラバ、何度以上ナラバ宜イカ、私ハ參考ノ爲メニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、

○一番(根岸貞三郎君) 最後ニ延期ヲ與ヘマシタ其延期以内ニ工事ハ竣功致シタノデアリマスカ、其事ヲ承リタイ、延期ヲ與ヘマシタ其延期以内ノ期日通りニ出來上ツタカ、延期ノ期日通り出來ナイデ、又延期ヲ與ヘタカ、斯ウ云フ質問デアリマス、

○參與委員(山田技師) 一番ノ御質問ニ御答致シマス、橋ノ方ハ唯今申シマシタ通り、十二月三日迄延期シテ、所謂其延期ハ、設計變更ノ期間ヲ延バシテヤリマシタ十二月三日迄ニ工事ハ竣功シテ居リマスノデアリマス、ソレヲ道路ノ方ハ、延期ヲ與ヘタ其期限内ニ竣功シテ居リマセヌ、十七番ノ御質問ニ御答致シマスガ、此「コンクリート」ヲ練ルノハ、水ヲ使ツテヤルノデ、水ノ凍ル温度以下ニナツテハ「コンクリート」ハ扱フコトガ出來マセヌ、即チ攝氏ノ十八度以下ニナツテハ「コンクリート」ヲ使フコトハ出來マセヌ、

○十七番(伊古田豊三郎君) 三月以後ニサウ云フ氣候デアリマシタカ、

○參與委員(山田技師) アリマシタ、

○副議長(高木利平君) 散會ノ定刻ヲ延期致シマスカラ、一寸御斷リヲシテ置キマス、

○二十七番(大畑省輔君) 私ハ此差迫リマシタ會ニ於テ、希望ヲ述ベルノハ思ハザルノ甚ダシイノデアリマスガ、當局者ニ舊新座郡方面ニ於ケル土木ノコトニ付テ、一寸希望ヲ申上ゲテ置キマス、御承知ノ通り元ノ新座郡ハ、大分當局者ニ閉却サレテ居リマシテ、總テノ道路其他ノ土木事業ガ、非常ニ後レテ居リマス、支辨道モ大ニ數ガ少ナイガ、彼ノ唯一ノ東京川越道ノ如キ、最早二十年來修繕ラシイ修繕ラシタコトガナイ、ホンノ僅カニ敷砂利位デ間ニ合ハシテ居ルヤウナ有様デアリマス、此東京川越道ニハ、非常ニ大キナ坂ガアリマシテ、其間ニ於ケル農産物、工業品ヲ東京ニ出スニ付テ、非常ニ困難ヲ感ジテ居ル、又近年人畜ノ死傷モアツタト云フ現狀ニナツテ居リマス、既ニ本年ニモ、彼ノ最大ナル坂トシテ知ラレテ居ル白子坂ノ如キハ、改修ヲシテ戴キ

タイ考ヲ有ツテ居ツタノデアリマシタガ、水害ノ爲メニ自分達トシテモ泣寝入りノ有様ニナツテ居リマス、是ハ單リ舊新座郡ノ利益ノ爲メノミナラズ、比企郡入間郡ニ於ケル川越ヲ中心トシテ集マル貨物ニシテ、鐵道ノ便ニ依ラザル限リハ、此川越道ニ依ラナケレバナラヌノデアリマス、ソレガ當時大迂廻ヲ致シマシテ、川越町ヲ經テ仲仙道大宮へ出デ、東京ニ入ルト云フ大迂廻ヲナスヤウナ状態デアリマス、ソレデ元ノ新座郡ハ大變工業ノ盛ンニナツテ居ル處デ、毎日ノ生産額モ餘程多イノデアリマスガ、是ハ總テ馬力ニ依ラナケレバ出入ノ出來ナイ土地デアリマス、其運賃ナドモ非常ニ高シ、又此白子坂ノ爲メニ、馬匹モ尾ヲ折リ、人モ死ンダト云フ實例モアリマシテ、ソレヨリ積載ノ力モ非常ニ少ナクナツタ爲メニ、イロ／＼ノ生産物ノ輸出入ニ對スル被害モ少ナクナイノデアリマス、是ハ當局者ニ於テモ、明年ナリ何レナリ設計ヲ立テラレテ、至急改良ヲシテ戴キタイト云フ考ヲ有ツテ居ルノデアリマス、

(採決々々)

○副議長(高木利平君)採決ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然レバ採決致シマス、本款ニ付テ御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 御異議ナケレバ本款ハ原案通り可決確定サレマシタ、次ハ再議ニ附セラレタ歳出經常部第一款警察費ヲ議題ニ供シマス、

(書記朗讀)

第一款 警察費 金貳拾五萬四千七百參拾貳圓六拾四錢

第一項 俸給及諸給 金貳拾萬五千四拾貳圓五拾八錢

- 第二項 廳 費 金四萬八百五拾八圓九拾四錢
- 第三項 警察 費 金六千九拾八圓拾貳錢
- 第四項 行政 費 金百參拾參圓
- 第五項 機 密 費 金貳千五百圓

○參與委員(山田技師) 同(島崎技師) 同(山口屬) 退席

○參與委員(名尾事務官) 同(鈴木技師) 着席

○副議長(高木利平君) 御諮り致シマスガ、直チニ確定議ニ附シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然レバ確定議ニ附サレマシタ、

○三十七番(清水近三郎君) 是ハ先頃本員ヨリ修正説ヲ出シマシタガ、少シク勅令ニ違反スルト云フノデ再議ニ附セラレマシタガ、私ノ述べマシタコロノ意見ハ、是ハ決シテ勅令ニ違反ハシナイ積リデアツタガ、言葉ノ迂リデ、或ハサウ云フヤウナコトニナツタカ知レマセヌガ、單純ニ私ノハ本年ノ年柄デアルカラシテ、此四名ト云フコトデナク、三名ニ切り詰メテ、三名ノ者デ働イテドウカ一ケ年間ノ延期ヲシテ貫ヒタイト云フノデアツタガ、前ノハ言葉ノ迂リデ、ドウ云フコトヲ申シタカモ知レマセヌガ、決シテ勅令ニ違反スルト云フ考デ申述ベタ續リデアリマセヌ、依ツテ矢張り此三名デ事足リルト確信スルガ故ニ、矢張り之ヲ削除スルトニ致シマス、諸君宜敷御賛成アラシコトヲ希望致シマス、

(賛成々々ノ聲記ル)

○三十三番(飯野喜四郎君) 唯今ノ議題ハ、警察費ノ全部デアリマスガ、再議ノ案デアリマスガ

ラ、警察醫ダケデ宜カラウト思ヒマス、

○副議長(高木利平君) 私ハ、是ハ全体ヲ議題ニ附ス方ガ相當ト思ヒマスガ、御研究ヲ願ヒマス、

○三十七番(清水近三郎君) 私ハ前申上ゲタ修正ノホカハ原案通りデアリマス、

○二十三番(會田龜太郎君) 何ンダカ知レマセヌガ、何チラニ致シマシテモ結局議案ニナルノデアリマセウカラ、私ハ原案ニ賛成致シテ置キマス、就キマシテハ一言申述ベテ置キタイトガアリマス、先ニ縣會ニ於キマシテ、本案ノ中ノ唯今再議ニ附セラレマシタル事項ヲ否決シテ、其否決ノ事柄ガ勅令ニ違反シテ居ル、斯ウ云フヤウナコトデ今度再議ニ附セラレタト云フコトニナツテ居リマス、元來勅令ニ依ツテ出テ居ルモノヲ之ヲ知ラズシテヤツタカ、或ハ知ツテ居ツテモ、尙ホ斯ウ云フコトヲシタカ執レニシマシテモ、我縣會ノアリマシテ以來、再議ニ附セラレタト云フコトハ殆ンド私ハ是迄其例ガナイ位デアラウト思ヒマス、洵ニ私ハ本縣會ノ爲メニ惜ムノデアリマス、併シナガラ出來上リマシタコトデアリマスカラ、今更仕方ガアリマセヌガ、一言此本會ノ爲メニ惜ムト云フコトヲ以テ、本員ハ原案ニ賛成シテ置キマス、

○十四番(山内庫之助君) 一寸參與委員ニ御尋ネヲシテ置キタイトスガ、警察醫委任待遇一人、判任待遇四人トアリマスガ、是ハ矢張り勅令ニ基イテ御設ケニナル次第デアリマスカ、ソレヲ御尋ネ致シマス、

○參與委員(名尾事務官) 十四番ニ御答致シマスガ、此五人ハ矢張り勅令ニ依リマシテ設ケタモノデゴザイマス、

○十四番(山内庫之助君) 勅令ニハ五人置カナケレバナラヌト云フ規定ガゴザイマセウカ、ソレヲ伺ヒタイ、

○參與委員(名尾事務官) サウ云フコトハアリマセヌ、

○十七番(伊古田豊三郎君) 私ハ三十七番ノ説ニ賛成致シマスガ、一体斯ウ云フ争ヒガ起ラウト
 思ツタカラ、此前ノ縣會ニ於テ三十七番ノ説ヲ確メテ、ソレニ賛成シヤウト思ツテ質問シタコト
 ガアツタ、然ルニドウ云フコトカ其時分ニ意思ガ通ジナカツタ爲メニ、勅令違反ト云フコトニナ
 ツタ、ケレドモ其時分三十七番ニモ、警察醫ヲ一人減ジテ囑托醫ヲ置ク積リデアルト云フコトニ
 ナツテ居ル、其囑托醫ヲ置クト云フコトガ、勅令ニ違反ト云フコトニナリハセヌカト當時考ヘテ
 居ツタガ、果シテサウ云フ譯ナレバ、此所デハ單ニ一人減ジテ置ク、囑托醫ノコトハ此後トノコ
 トデアルト云フ、斯ウ云フ答デアツタノデ、ソレハ後トニナツテ氣ニ入ラナケレバ反對スルト云
 フコトデ、當時是ニ私ハ賛成シタノデ、私ノ意思ハ勅令違反ニハナラヌ積リデアアル、何ゼナレバ
 今何人置カナケレバナラヌト云フコトニ勅令ガナツテ居ツテ、夫ニモ拘ラズソレヲ減ズレバ勅令
 違反ニナリマセウガ、サウデナクテ、勅令ノ趣意ニハ背カヌデ、唯人數ヲ増減スルニ止マルノデ、
 是ハ何人ヲ減ジテモ、是ハ決シテ勅令違反デハナイト思ヒマス、ソコガ考違ヒデ、所謂話平手
 ノ聽平手ト云フノデゴザイマセウカ、意思ガ通ジナカツタ爲メニ揚足ヲ取ラレテ、即チ勅令違反
 ト云フコトニ名ヲ附ケラレタノデアアル、最初カラ私ガ賛成シマシタ趣意ノ如ク、唯單ニ一人減ス
 ト云フコトデ、當初削減説ヲ御述ベニナリマシタナラバ、恐ラク勅令違反ト云フ名ヲ附ケラレナ
 カツタト思フ、ソレハ當時發議者ノ趣意ガ其處迄明ニナツテ居ナイ爲メニ、今日ノ不幸ヲ見タケ
 レドモ、私ハ最初サウ云フ意味デ賛成シテ置イタノデアリマスカラ、決シテ私ハ信ズルニ、勅令
 違反デナイト云フ趣意ヲ有ツテ居リマスカラ、今日モ矢張り一人減ズルト云フ説ニ賛成シテ置キ
 マス、

○參與委員(名尾事務官)去ル八日ニ、本項ニ對シ三十七番ヨリ修正説ガ出テ、ソレガ確定サレマ
 シタガ、其時ノ修正説ニ、娼妓ノ健康診断ニ從事スル醫者一人ヲ削ル、同時ニ衛生病院費ノ方デ、

雜給ノ方ニ健康診断醫ノ囑托手當トシテ四百八拾圓ヲ増スト云フ御話ガアリマシタガ、トコロガ
 其時三十七番ヨリ質問デ、四百八拾圓ト云フノハ、ソレハ未ダ病院費ノ方ハ日程ニナツテ居ラヌ
 ト云フ質問ガアツタ、其時ソレハ參考ノ爲メニ述ベタト云フコトノ答ニナツテ居ル、其趣意カラ
 見マスレバ、警察醫ヲシテ健康診断ヲヤラセルト云フコトハ明カデアリマス、御疑ヒガアレバ速
 記録ヲ御讀ミニナレバ分ルノデアアル、尙ホ定員一名ヲ減ズルト云フ時分ニハ、或ハ勅令ノ趣旨ニ
 戻ツテ不適當ナルアレハ修正説デアリマス、何ゼナレバ此勅令ニ依ルト、此定員ハ内務大臣ノ認
 可ヲ得テ、地方長官ガ定ムルト云フコトニナツテ居リマス、ダカラシテ既ニ知事ガ内務大臣ノ認
 可ヲ經マシテ五名ノ定員ヲ定メタノハ、是ハ勅令ノ結果デゴザイマシテ、之ヲ縣會ニ於テ減スノ
 ハ矢張り不適當ナルコト、信ズルノデアリマス、尙ホ此四名デハ到底不可能ノコトデモアリマシ
 テ、二名ハ「トラホーム」ノ方ニ從事シテ居リマスシ、一名ハ防疫ノ方ニ從事シテ居ル者デアリマ
 スカラ、是等ノ者ヲシテ健康診断迄モヤラセルト云フコトニ至ツテハ、「トラホーム」ノ豫防トテ
 モ未ダ十分ニ行キマセヌ、今日デモ尙ホ人ガ足ラナクテ困ツテ居ル二人ヲ、一名減ジテ此方ニ使
 用スルト云フコトニナレバ、「トラホーム」ノ方ノ手ヲ抜クカ、或ハ檢疫ノ方ヲ廢メルカドチラニ
 カシナケレバ出來ナイコトデアリマス、デ是ハ不能ノコトヲ御示シニナルノデ、サウ云フ勸議ニ
 ハドウカ御賛成ナクシテ、此原案ニ御賛成ヲ希望スル次第デアリマス、

○十四番(山内庫之助君) 私ハ三十七番ニ大々的賛成ヲ致スモノデアリマス、決シテ再議ニ附セ
 ラルベキ過失アルモノデナイノデ、唯今十七番カラモ述ベラレマシタ通り、事ハ洵ニ簡單デ、判
 任待遇ノ醫師一名ヲ減ズル意思デアツタノデ、私ハ是ガ議事録ガ何ト間違ヒラレタカ知レマセヌ
 ガ、又議論ガドウナツテ居ルカ知ラヌガ、私ハ慥ニ聽イタノハサウデアツテ、決シテ是ハ勅令違
 反デナイ、參與委員ノ御説明中ニ、知事ガ内務大臣ニ向ツテ四名ヲ置クトカ、五名置クト云フコ

トヲ定メテ認可ヲ受ケタト云フノハ、却テ知事ノ方ガ少シク縣民ヲ侮辱シタノデアアル、何故ニ先ツテ縣會ノ意見ヲ問ハナカツタカ、却テ知事ノ責任ヲ問ハントスルモノデアリマス、依テ三十七番ニ賛成シマス、

○參與委員(三宅事務官) 修正説ノ説ヲ御述ベニナリマシタケレドモ、是ハ當局ノ方ノ説明ニ十分ノ所モ原因シテ居ルカト思ヒマスケレドモ、儘カニ當局ノ方ノ側デハ、其事務ハ先ヅ囑托醫ヲ以テヤラセル、サウ云フ意思デ御決定ニナツタコトハ間違ナイト思ヒマスカラ、洵ニ再議ニ附スルナド、云フコトハ面白クナイケレドモ、速記録ヲ見マシテモ、儘ニ其精神ニ間違ナイ、ソレデアリマスカラ再議ニ附シマシタガ、其點ニ就テ以前ノ意味ハ斯ウデアツタトカドウトカ、確定シテ議案ニ向ツテ、更ニ又此ニ述ベルコトニナツテ、再議ニ附スルノ面白クナイト云フコトニ相成リマスルト、議場ノ威信ニモ關係致シマスカラ、之ヲ再議ニ附スルト云フ事柄ニ就テ、其事務ヲ縣醫デナク、囑托醫デヤラセルト云フコトニハツキリシテ居ルト思ヒマスノデ、ソレハ速記録ヲ御調べニナレバ分リマセウト思ヒマス、デドウガ其御積リデ御議決ヲ願ヒマス、

○三十三番(飯野喜四郎君) 本問題ハ原案ニ賛成致シマス、尙ホ先刻ノ議長ノ宣告ニ就テ、再議案ノ場合ニハ、再議ノ事項ノミニ就テ議シテ宜カラウ、斯ウ私ハ考ヘテ居ツタ、然ルニ議長ノ御話デハ、議長ハ警察費全体ヲ議題ニスベキモノデアアル、斯ウ云フ解釋ヲ取ラレタガ、成程第一款ノ方ニハ關係ガアリマスガ、左様致シマス、第一項、第二項ノ如キ、一旦可決シタモノ迄尙ホ修正ガ出ルト云フ、斯ウ云フ結果ヲ來タシハセヌカト思フ、是ハ將來ノ慣例ニナリマスカラ、尙ホ一應伺ツテ置キマス、

○副議長(高木利平君) 私ハ全體ヲ議題ニ附スルコトヲ相當ト思フテ思ルノデアリマス、
○參與委員(三宅事務官) 是ハ再議ニ附シマシタノハ三項丈ケデゴザイマシテ、豫算ハ或意味カ

ラ申シマシテモ、不分割ニナルノデアリマス、ソレハ單リ警察費丈デアリマセヌ、此處ニハ款項ニ依ツテ再議ニ附シタノハ三項丈ケデアリマスカラ、三項丈ケヲ議題ニスルガ相當ト思ヒマス、警察費全体ト云フコトニナルト、土木費モ亦不分割ニナルカラ、詰リ歳入歳出全体ガ議題ニ上ボル、斯ウ云フ結果ニナリマスノデ、是ハ三項丈ケ議題ニ附スルガ適當ト思ヒマス、一寸御參考迄ニ意見ヲ述ベテ置キマス、

○十四番(山内庫之助君) 私ハ再議ニ附スルト云フノガ、矢張り警察費全体ニ亘ツテ再議ニ附スルモノデ、詰リ其中ノ第三項丈ケノ意味ノ不都合ナ點ガアツテモ、矢張りソレハ全般ニ亘ルベキモノト思フ、通牒ニモ其通リアルヤウニ聽キマシタ、一体常識カラ判斷シテ見テモ、其一部丈ケヲ再議ニ附スルト云フ不條理ハアリマセヌ、全款ニ亘ツテ議シテ居ルモノデアリマスカラ、再議ニ附スル場合ニハ、全体ニ亘ツテ審議ヲ爲スガ當然ト思フ、審議ヲ更ニ爲直スト云フノデアルカラ、再議ニ附スルノハ全般ニ亘ルト云フ、議長ノ判斷ガ相當ト思ヒマス、

(通牒文ヲ朗讀スベシト呼ブ者アリ)

○副議長(高木利平君) 一回朗讀シテゴザイマスカラ……………
○二十一番(長谷川宗治君) 如何デゴザイマセウカ、通牒文ガゴザイマセウカラ、ソレヲ議題ニシタラ宜カラウト思フ、

○二十三番(會田龜太郎君) 念ノ爲メニ議長ニ御注意致シマス、兎ニ角原案提出者タル委員ガ、サウ云フ全体ヲ私共ノ方デハ再議ニ附シタノデハゴザイマセヌ、唯三項ノミデゴザルト云フテ居ルニ拘ラズ、總体ヲドウシテモ議サナケレバナラヌト云フコトハ、如何ニモ不法ノヤウニ思ハレル、是ハ御熟考ノ上、成ベク斯様ナコトハ將來ニモ遺ルコトデアリマシテ、是ハ法律的ノ解釋デアツテ、唯ダ多數デ決スヘキ問題デアリマセヌカラ、私ハ御熟考ヲ希望致シマス、

○副議長(高木利平君) 私ハ是ニ就テ意見ヲ有ツテ居リマスルガ、此席カラ申述ブルハ困難デア
ルノデ、詰リ議場ノ御研究ヲ願ウガ最モ適當ト思ヒマスカラ、今少シク御研究ヲ願ヒタイノデア
ル、

○三十七番(清水近三郎君) 此場合警察醫費全体ガ議題ニナツテ居ルカ、唯ダ再議ニ附サレタ所
ガ議題ニナツテ居ルカト云フ、唯今御議論ノヤウデアリマスガ、何レデモ差支ナイ、他ノ三項以
外ニ御議論ガアレバ兎ニ角、私ハ三項ノ一人丈ケ減ラスト云フ修正ヲ提出シタノデアリマスカラ、
敢テ複雑ノコトハナカラウカト思ヒマスノデ、此ニ於テ決テ採ツテ戴キタイト思ヒマス、

○副議長(高木利平君) 暫時休憩シマス、
午後五時十九分休憩

午後五時二十九分開議

出席議員 三十八名

缺席議員 二名

三番(小林濱次郎君) 三十八番(小林拾三君)

○參與委員(三宅事務官) 同(名尾事務官) 同(鈴木技師) 着席

○副議長(高木利平君) 是ヨリ開會致シマス、休憩中イロノ研究ヲ致シマシタガ、其結果第三
項丈ケ議題ニスルガ便宜上宜シイト云フコトデ、此第三項丈ケヲ議題ニ供シマス、
(採決々々)

○副議長(高木利平君) 採決致シマス、三十七番ノ御意見ニ賛成ノ方ノ起立ヲ請ヒマス、
起立者 多数

○副議長(高木利平君) 多数ニ依リ三十七番ノ修正意見通り確定サレマシタ、次ハ第五款衛生及
病院費ノ第三讀會ヲ開キマス、
(書記朗讀)

第五款 衛生及病院費 金壹萬九百七拾五圓五拾八錢參厘

第一項 衛生諸費 金七千八拾五圓四拾七錢

第二項 健康診斷及治療費 金參百拾九圓八拾錢

第三項 癩瘰瘰防費 金參千五百七拾圓參拾壹錢參厘

○參與委員(名尾事務官) 第二讀會ニ於テ、治療費ノ貳千八百八拾六圓七拾錢削除ノ修正説ガ成立
シテ居リマスガ、此治療費ハ其時ニ述ベマシタル通りニ、娼妓ノ治療ヲ一面ニ於テ完全ニヤルト
云フノト、一ツハ娼妓ハ現在窮境デアルノデ、自カラ治療費ヲ出シテ、是迄治療シテ居リマスル
ノハ、如何ニモ可愛想デアルト云フ點カラ、此度縣費ヲ以テ治療ヲシテ、一ハ身軀ヲ保護シ、一
ハ財産上ノ救済ヲ爲スト云フ旨意デ之ヲ計上シタノデアリマスカラ、ドウカ此知事ノ提案通りニ
御決定アラントヲ希望スル次第デアリマス、
(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 本案ニ對シテハ御異議アリマセヌカ、
(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ原案通り確定サレマシタ、次ハ第六款教育費ノ三讀會、
(書記朗讀)

第六款 教育費 金貳拾參萬貳千五百九拾七圓

第一項 師範學校費 金八萬六千七百五拾九圓六拾壹錢

- 第二項 中學校費 金七萬貳千參百四圓六拾錢
- 第三項 高等女學校費 金參萬六千六百八拾圓四拾六錢
- 第四項 川越染織學校費 金貳萬千參百八拾七圓貳拾壹錢
- 第五項 熊谷農學校費 金壹萬四千六拾四圓拾五錢
- 第六項 學事諸費 金七百五圓參拾七錢
- 第七項 小學校教員檢定費 金六百四拾壹圓六拾錢
- 第八項 小學校教員恩給 金五百拾四圓

○參與委員(名尾事務官) 同(鈴木技師) 退席

○參與委員(安達事務官) 着席

○十四番(山内庫之助君) 本員ハ二十番、二十七番、二十八番、三十番、三十四番等ノ同意ヲ得テ、修正意見ヲ提出致シマス、ソレハ教育費第一項師範學校費中、女子師範學校教員増俸平均額金貳圓宛増ス、即チ知事ノ提案通りニ復活スルト云フ修正説デアリマス、

○三十三番(飯野喜四郎君) 私モ少シク修正ノ意見ガゴザイマス、其修正意見ヲ述ベマスル前ニ、十四番ノ唯今ノ修正ニ賛成シテ置キマス、ソレデ私ノ修正意見ハ、中學校費ニ於キマシテ四百圓、ソレカラ染織學校ニ於キマシテ百圓、是ニ伴フ費用、其四百圓及ビ百圓ノ増額ヲ致シマスル摘要ハ、校長給ニ於テ百圓宛、詰リ増額スル、即チ知事ノ提案通りデアリマス、本案ニ就テハ二讀會ノ時、十四番ヨリ修正意見ガ出テ、百圓減額サレタ、成程十四番ノ其時ノ修正意見ハ、絶体是ニ反對デハナイ、本年ノ年柄デアルカラ、一年延期シタイト云フ御意見デ、此點ニ就キマシテハ私モ同情ヲ表シテ居リマス、併ナガラ今日此教育ニ對シマスル世ノ中ノ趨勢ハ、皆ナ如何ナル方法、如何ナル手段ヲ以テ教育ヲ發展サセヤウ、教育ヲ進歩サセヤウト云フ、斯ウ云フコトニ傾イテ居

ツテ、從ツテ各府縣ニ於テモ、校長教員ニ對スル待遇ハ、務メテ優待シテ居ル、既ニ近府縣ノ例ヲ見マシテモ、年々歳々教員又ハ校長ノ給料ヲ増加スル傾キヲ呈シテ居ルデアリマス、本縣ニ於テモ是等ノ府縣ト權衡上、校長給等ニ對シテ増額シテ、サウシテ是等ノ待遇ヲシテ戴キタイ、斯ウ云フ理由デ増額ノ意見ヲ提出致シマシタ、是ガ第一ノ理由デアリマス、第二ノ理由トシテハ、中學校、師範學校ノ校長ハ、共ニ同一待遇ノ下ニアルデアリマス、今迄本縣ノ中學校、師範學校ヲ比ベテモ、反ツテ中學校長ノ待遇ヲ良クシテ居ツタ、然ルニ本年増俸ノ結果ト致シテ、師範學校長ハ、從來中學校長ヨリ給料ガ少ナカツタデアリマシタガ、一躍シテ殆ド參百圓中學校ヨリ増額サレタ、左様致シマスト、ドウシテモ中學校長モ上セナケレバナラヌ、一面國庫ノ方ヨリ支辨スル師範學校長ハ、斯ノ如ク増額致シマシタカラ、縣費支辨ナル中學校長ニ於テモ、師範學校長ヨリ劣ラヌ同一ノ待遇ヲ與ヘテ居ツタ、同資格ノ人ニ向ツテ甚ダ權衡ヲ失スルカラ、是ハドウシテモ百圓増サナレバレバナラヌ、是ガ第二ノ現由デアリマス、兎ニ角教育費モ殆ド今日ハ貳拾參萬五拾幾ラト云フ多額ノ金ヲ支出シテ居ル際デ、僅カ五百圓位ノ金ハ、増加ト申シマスレバ増加デゴザイマスケレドモ、格別ノ増費ニモナラナイデアリマスルシ、又昨年ノ豫算ヲ見マシテ、備品費其他ノ部分ニ就テモ、大分減ジテ居リマスノデ、セメテ此校長丈ケデモ知事ノ提案ニ復活シテ、サウシテ校長、教員ノ待遇ヲ良クシタイト云フ考ヘデアリマスカラ、願クバ諸君ニ於テモ御賛成ヲ請ヒマス、

○二十六番(田島春之助君) 三十三番ノ説ニ全然同意致シマス、

○參與委員(安達事務官) 唯今ノ十四番、及ビ三十三番ヨリ修正説ガ出マシタガ、知事ノ提案ハ未ダ削減サレテ居ルコトニナツテ居ルノデ、知事提案維持ノ爲メニ、極ク簡單ニ一言申シテ置カナケレバナリマセヌ、唯今三十三番ヨリ校長給ニ就テハ詳シク御述べニナツタカラ、其邊ハ餘リ

申シマセヌガ、同ジ此縣ノ中等程度ノ學校ノ校長ニシテ、一方ハ國費デアリ、一方ハ縣費デア
 ト云フ丈ケデ、一方ハ反ツテ下デアツタ、俸給額ガ少ナカッタ所ノ者ガ、今日ハ參百圓以上モ
 コニ差ヲ生ズルト云フコトデハ、中央ニ居リマスル縣デ局ニ當ル者ハ、洵ニヤリニクイ、從來ヨ
 リサウ云フヤウナ懸隔ガ付イテ居ルナラバ、ソレデ宜イガ、三十三番ヨリモ言ハル、通り、實ハ
 反對デアツテ、ソレガ反ツテ今日參百圓高イ給料ヲ貰イツ、アル、國庫支辨デアルカラソレデ宜
 イナドト云フ譯ニ行カヌ、テ洵ニ縣ノ當局トシテハ、取扱上甚ダ困ルノデ、是ガ矢張り此教育ノ
 上ニ至大ノ影響ヲ及ボシツ、アルコト、信ジテ居ル、ソレ故ニ矢張り此知事ノ提案、即チ三十三
 番ノ修正通リ中等學校ノ方ハ、矢張り提案通リニ御可決アラシコトヲ希望致シマス、ソレカラ教
 員ノ方デアリマスルガ、是ハ未ダ何等ノ修正説モアリマセヌガ、此教員ノコトニ就キマシテモ、
 二讀會ノ際ニ申上ゲマシタ通り、本年ハ水災ノアリマシタコトデスカラ、十分ノ増俸ト云フコト
 ハ出来マセヌ、併ナガラ各府縣ガ、水害ノアル府縣ト雖モ尙ホ矢張り競フテ増俸ヲ提案シテ居ル
 今日デアリマスルノニ、從來ヨリ少ナイ所ノ給料ヲ支拂ツテ居ル本縣ガ、何等ノ増俸ヲモセヌト
 云フコトデアリマスルト云フト、是ハ内輪ノ話ヲ申上ゲルヤウナ場合デアリマスガ、實ハ良イ教
 員ヲ皆ナ他ノ府縣ヘ取ラレテ仕舞フト云フヤウナ實況ヲ呈スルノデアアル、現ニ最近ノコトデアリ
 マスルガ、他府縣ヨリ本縣ノ中等學校ニ居ル教員ノ、或最モ良イト云フ者ヲ皆ナ狙ツテ、ドウカ
 己ノ方デ二級上ボストカ或ハ參級上スカラ來テ吳レイト云フヤウナ申込ミヲヤツテ居ル、教員ハ
 元來此縣ニ居ツテ、サウ云フヤウニ腕モ磨イタノデアルカラ、此處ニハサウ云フ關係上奉職シテ
 居リタイケレドモ、ソレニハ又先輩ノ人ヤ、或ハ其他ノ方面カライロ／＼手ヲ廻シテ、ソレ程待
 遇スルカラ是非來テ吳レイト云フヤウニ懇望サレル、其結果殆ド良イ教員ハ、今日デモ既ニ選ラ
 レル、若モ此知事ノ提案ガ通過シマセヌト、今ノ所一杯ノ給料ヲ支拂ツテ居ツテモ、良教員

ノ大部分ハ選リ取ラレルコトニナリハセヌカト思フ、其結果ドウナルカト云フト、申上ゲル迄モ
 ナク、非常ニ教育ノ成績ヲ悪クスルノデアアル、曾テ本縣ハ三十六年以前ニ於テハ、餘程教育ノ程
 度ガ高ク、全國ニ於テモ殆ド模範トシテモ差支ナイ位ニ稱セラレテ居ツタノデアアル、然ルニ其當
 時ハドウ云フコトデアツタカ、少シク教員ノ待遇ヲ下ゲタト云フノガ一ツノ原因ニナリマシテ、
 大分今日ニ至リマシテハ、以前ノ名聲トハ反對ノ地位ニ陥リツ、アルヤウニ信ジテ居ルノデアアル、
 是ハ縣ノ教育ヲ振ハサウト云フ上ニ就テ、非常ナル關係ガアリマスカラ、僅カノ額デ、水害デモ
 ナケレバモウ一層大ナル増俸ヲ希望スルノデアルケレドモ、是ハ屢々各諸君ヨリ申出ノアル通り
 ニ、實際大水害ノ今日デアアル故ニ、サウ多分ノ請求ハシマセヌガ、各壹圓位ノ増額ニハドウシテ
 モ御賛成ヲ願ヒタイト思フノデアアル、殊ニ此提案ノ全部ヲ見マスト、今日迄可決ニナリマシ
 タ勸業費ニ於テモ、警察費ニ於テモ、又土木費ニ於テモ、大抵皆ナ増俸案ガ通過シテ居ルノデア
 ル、然ルニ此教育費丈ケガ、増俸案ノ一部ハ通過スルカ知レマセヌケレドモ、今日或ハ削除サレ
 ルコトニナルカ知レヌト云フコトニナツテハ、ドウモ此教員モ矢張り普通ノ人間ト格別ノ差モア
 ル譯デアリマセヌガ故ニ、頗ル妙ナ考ヲ有チ、其結果此教育ノ成績ヲ擧ゲルト云フ上ニ於キマシ
 テモ、大ナル關係ヲ有スルコトデアラウト思ハレル、ソレ故ニ水害ノ今日ニ於キマシテ、増俸問
 題ナント云フコトハ、其年柄ニ不似合イノ問題デアリマスルケレドモ、少額ノ増俸問題デア
 ル故ニ、是ハ是非知事提案通リニ御賛成ヲ希望スル次第デアリマス、

○十一番(田中四一郎君) 大分教育費ニ就キマシテ、御議論ガ出マシタガ、昨年ハ勸業費ニ禍ガ
 アリ、本年ハ又教育費ニ禍ガアルト云フヤウナ感ガアリマスガ、此十四番ノ修正意見ガアリマス
 シ、三十三番ノ御意見モアリマスシ、又參與委員ノ御意見モ伺ヒマシタガ、自分共モイロ／＼ノ
 説ヲ聽キマスト甚ダ感フ、丁度鶏ガ鷄肋ヲ食ツテ居ルヤウニ、ドツチヲ食ツテ宜イカ分ラヌヤウ

ニナツテ、殆ど惑フ、一体十四番ノ意見ヲ含味スルト云フト、本年ハ年柄ガ悪イ、水害デ人民ガ困ツテ居ル所デ、成ベク經費ヲ少クスル、又三十三番ト參與委員ノ方ノ御意見ハ、教育ハ忽セニ出來ナイ、勿論茲デ俸給ヲ上ゲナケレバ、良イ教員ハ他處へ行ツテ仕舞フ、斯ウ云フコトニナツテ來ル、成程茲デ俸給ヲ上ゲナケレバ、良イ教員ハ他處へ行ツテ仕舞フ、本縣ノ教育ハ急ニ萎靡スルカ知レマセヌ、併ナガラ中等教育ニ從事シテ居ル教員ノ中ニハ、相當御考ノアル方モ澤山ゴザイマセウシ、又生徒ニ向ツテ教ヘル所ノ修身科ナドニ就キマシテモ、總テ道德ト云フコトハ實踐窮行デナケレバナラヌト云フコトハ、常ニ能ク教ヘテ居ラル、モノデアリマスカラ、斯ウ云フ場合ニ於テコソ、金ノ爲メニ身体ヲ動かサヌデ、即チ道德ハ實踐窮行デナケレバナラヌト云フノデ、自カラ斯ウ云フ場合ニ奮發シテ、此縣ノ爲メニ一年御辛棒下サルト云フ手本ヲ御示シニナツタナラバ、大變宜カラウト思フ、錢ノ爲メニ動クト云フ教員ハ、サウ中ニハナカラウカト思フ、斯ナ場合ニ參與委員ノ説明ノヤウナ、金ヲ吳レナケレバ他處へ行クト云フヤウナ教員ガ多クナツテ、本縣ノ教育ガ衰微スルト云フ理屈ヲ擴メレバ、此中等教育ヨリ今一層進ンデ、此國民教育ヲドウスルカト云フ問題ガ起リハセヌカト思フ、何故ナレバ、多クノ下層ノ教員ハ、俸給ヲ得ンコトヲ常ニ望ミツ、アツテ、サウシテ修身トカ何トカ云フコトヲ口ニハ唱ヘテ居ルガ、實踐躬行ハ生徒ニ示シテ居ナイ、此間ニ斯ウ云フ理屈ヲ鼓吹シタラドウデアルカ、中等教育ニ從事シテ居ル教員ハ、既ニ其目的デソレヲ監督シテ居ル、監督官廳ノ目的モ既ニ其處ニアルトスレバ、吾々ノ方面ニモ其御櫃ヲ廻シテ貰ハナケレバナラヌト云フコトニナルト、是ハ由々敷キ大事ガ起リハセヌカト思フ、デアルカラ若モ此際ニ於テ、本縣ノ教育ニ從事シテ居ル方々ガ、僅カ一年ノ所ヲ御忍ビ下サルコトモ、生徒ニ教ヘル學科ノ中デアルト云フ御心掛ケテ奮發サレテヤツタナラバ、本縣ノ教育ハ、三十五年前ヨリ以上ノ模範教育ト云フヤウナコトニナツテ來ハシナイカト思

ハレル、ドウカンレハ理事者ノ御考一ツデ好イ按排ニ慰藉シテ、サウシテ一年引留ルコトニ御心配ヲ願ヘレバ、至極結構ノコト、思ハレルノデ、十四番ノ修正意見ニ賛成シ、他ハ原案ヲ維持致シマス、

○參與委員(安達事務官) 唯今十一番ヨリ、十四番ニ御賛成ノ意見ガゴザイマシタガ、私ハ議論ヲスル譯デモ何デモゴザイマセヌガ、増俸シナケレバ皆ナ逃ゲテ仕舞フ、教員ハ給料ノミヲ以テ自分ノ位置ヲ結付ケテ居ルト云フヤウナ、斯様ナ教員デハ困ルト云フ御話デアツタガ、私ハサウ云フ意味デ申上ゲタ譯デハナイ、二讀會デ申シタ通り、元來増俸ノ旨趣ハ、今日ノ此振ツテ居ラナイ中等教育ヲ、モウ少シ振ハセルニハドウシテモ仕事ヲ餘計ヤツテ貰ハナケレバナラヌ、餘計ヤツテ貰ウニハ、ソレニ對スル待遇モ相當ニシナケレバナラヌ、斯ウ云フヤウナ旨意ナンデアル、ソレハ既ニ申上ゲテアルコトデアリマスカラ、別段申上ゲマセヌデ、此三讀會ニハ前申上ゲテ居ラナイ所丈ケラ申上ゲタ次第デアル、此教員ハ別ノ人間デモナイ、故ニドウモ矢張りサウ云フヤウナコトモ、幾ラカ含味シナケレバナラヌト思フ、殊ニ本縣ノ如キハ、随分生活費ガ掛ル、他府縣ニ比ベテ吾々ノ實驗上餘計掛ルノデ、是等生活難ト云フコトモ幾ラカ注意シテヤラナケレバナラヌ、ソレ故ニ此中等教員ノ俸給モ、ソレハ水害中デハアルケレドモ、水害中デナカツタラモウ少シ餘計増俸シテ貰イタイノデアリマスカ、本年ハ先ヅ知事提案ノ、壹圓位ノ所デ是非御賛成ヲ願ヒタイト思ヒマス、

○一番(根岸貞三郎君) 大分ドウモ議論ガ枝葉ニ亘ツテ、甚ダ今晚ハ閉會ノ時間ガ迫ツテ困リマスカラ、私ノ希望ハ今少シ簡單ニ願ツテ置キマス、ソレカラ中學校ノ校長ノ俸給ヲ上ゲルハ、是ハドウモ已ヲ得ヌト考ヘマスカラ、三十三番ニ私ハ同意致シマス、元來ドウモ學校ノ教員ナドハ、金ヨリ他ニ樂ミハナイ、二十三番ノ言ハレタ通り、ドダイ常識ガ缺ケテ居ルト云フヤウナモノデ、

金デモ澤山呉レテ使ウヨリ外仕方ガナイ、斯ウ云フ意味デ三十三番ニ賛成致シマス、
 ○二十一番(長谷川宗治君) 私ハ三十三番ニ賛成致シマス、
 ○二十三番(會田龜太郎君) 私ハ三十三番竝十四番ノ兩方ニ賛成致シマス、
 ○二十六番(田島春之助君) 十四番ニ賛成シテ置キマス、
 ○十番(駒崎幸右左門君) 私モ三十三番ニ賛成致シマス、
 ○副議長(高木利平君) 兩方議題ニナリマシタカラ採決致シマス、三十三番ノ修正説ニ御同意ノ方ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○三十三番(飯野喜四郎君) 唯今十四番ノ御説デスガ、單ニ給料ニ就テ増加シタヤウナコトニ承知シマシタガ、矢張り是ニ伴フ費用モ含シテ居ルノデアリマスカ、
 ○十四番(山内庫之助君) 左様申シタ積リデアリマス、
 ○副議長(高木利平君) 多數ニ依リ三十三番ノ修正説ハ確定サレマシタ、次ニ十四番ノ修正説ニ賛成ノ方ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○副議長(高木利平君) 十四番ノ修正説モ確定サレマシタ、
 ○二十三番(會田龜太郎君) 私ハ此ノ次ノ日程ニ入ル前ニ、一寸縣當局者ニ御尋ネシタイコトガアリマス、ソレハ他デモゴザイマセヌガ、唯今此警察醫費ガ本會ニ於テ決議サレタコトデ、一寸御尋ネラシタイト思フ、先キニ此本會ガ警察醫ヲ否決シタ理由ハ、聽ク所ニ依ルト娼妓ノ檢微醫ヲ削ル、斯ウ云フ意味デ修正ニナツテ、サウシテソレガ再議ニ附セラレタ、斯ウ云フ事實ノヤウニ聽取リマシタ、然ルニ今日ノ修正者ノ意見ト云フモノハ、今度ハサウ云フ意味トハ事變ツテ、

其娼妓ノ檢微醫ヲ置クハ宜シイ、置クハ宜シイガ、ソレハ三人ノ中デヤレ、斯ウ云フヤウナ意味ニ聽取ツテ居リマス、サウシマスルト縣當局者ハ、此前ノ意見ト、今度ノ決議ノ意味ト一ツモノニ見ルト云フコトニナルト、此八十二條ニアル所ノ「再議ニ附シタル上仍其ノ議決ヲ改メザルトキハ之ヲ取消スベシ」、斯ウ云フ意味ニ御認メニナルカ、或ハ今度ノ修正説ハ、新タナル修正説ト御認メニナリマシタガ、一寸其點ニ就テ御洩シガ出來ルナラバ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、
 ○參與委員(三宅事務官) 再議ニ附シマシタノハ、勅令ニモ違反シテ居リ、尙ホ其決議ハ不適當デアルト云フ廣イ意味ニ於テ再議ニ附シタノデアリマス、從ツテ前ニ決議ニナリマシタノハ、警察醫ノ仕事ヲ囑托醫ノ方デヤラセル、ソコデ他ノ警察醫デハヤラスト認メテ再議ニ附シタノデアリマス、今度ハ更ニ再議ニ附シテ議題ニナツテ確定サレタ旨意ハ、三人ノ中デ繰合セテヤル、警察醫デヤラスヤラサヌデナクシテ、其仕事ヲ繰合セテヤラセル、斯ウ云フコトニナツタノデアリマスカラ、前ノ決議ト今度ノ決議トハ旨意ニ於テ違ツテ居ル、併ナガラ再議ニ附シタ目的ハ、勅令ニ違反シ、加ルニ執行ニ困ルト云フノデ再議ニ附シタノデアリマス、ソレ以上ノコトハ一寸御説明ハ申上ゲ兼ネマス、

○副議長(高木利平君) 次ハ第七款郡廳舍修繕費、朗讀ハ省キマス、

○參與委員(安達事務官) 退席

○參與委員(山田技師) 著席

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ原案通り確定サレマシタ、次ハ第八款郡役所費ニ讀會、

(書記朗讀)

第八款 郡 役 所 費 金七萬九千四百四拾七圓貳拾貳錢

第一項 俸給及諸給
第二項 廳費

金六萬八千五百九拾七圓貳拾四錢
金壹萬八百四拾九圓九拾八錢

○參與委員(山田技師) 退席

○參與委員(安達事務官) 同(石井事務官補) 著席

○參與委員(三宅事務官) 此郡書記並ニ郡視學ノ増俸ヲ要求シマシタガ、不幸ニモ削減ノ説ガ此度ノ原案ニナツテ居リマスガ、二讀會ニ於テ説明申シマシタ通りニ、必要ニ迫ツタ増額デゴザイマスカラ、ドウカ知事ノ提案通りニ復活サレンコトヲ切ニ希望致シマス、

○參與委員(安達事務官) 二讀會ニ一寸説明ヲ致シテ置キマシタ通りニ、郡視學ノ俸給ハ、是ハ實ハ同ジコトヲ繰返スヤウデアアルケレドモ、是非矢張り此外ノ勸業トカ、土木其他ノ者ト權衡ヲ取ルヤウニ、少額デモアリ、僅カ是ハ二人シカ増俸サレヌ、三年以上勤續シテ、然モ其成績モ優良ト認ムルノデ、是非是丈ケハ増俸シテ貰イタイノデ、一般ノ増俸トハ違ウノデアリマス、僅カ二人丈ケシカ見積ツテ居ラヌカラ、是ハ必ラズ御賛成アルコト、信ジテ提案シタノデ、是非知事提案通り御賛成ヲ願ヒタイノデアリマス、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 原案通り御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ本款ハ原案通り確定サレマシタ、次ハ第十一款勸業費ノ三讀會、

(書記朗讀)

第十一款 勸業費

金拾萬八拾壹圓貳拾貳錢

第一項 地方測候所費

金四千百參拾參圓貳拾參錢

第二項 農事試驗場費

金壹萬六千參百七拾八圓貳拾壹錢

第三項 蠶糸業費

金參萬六千六百四拾四圓五拾參錢

第四項 農業費

金貳萬九千貳百拾參圓九拾四錢

第五項 林業費

金四千四拾九圓九拾壹錢

第六項 畜産費

金參千九百參圓拾錢

第七項 圖案調製費

金參千六拾圓參拾錢

第八項 勸業諸費

金貳千六百九拾八圓

○參與委員(安達事務官) 同(石井事務官補) 退席

○參與委員(針ヶ谷技師) 同(梅田屬) 著席

○十四番(山内庫之助君) 一寸希望ヲ申述ベマス、此種牛費ニ就テデアリマスガ、是ハ昨日ノ議會ニ於キマシタモ、専門ノ特殊ノ技能ヲ有シテ居ル議員諸君ノ中カラ、逐一此議場ニ向ツテ申述ベラレマシタカラ、極ク要點丈ケ申上ゲマス、此種牛費ノ費目ヲ説ケラレマシテ豫算ニ計上サレタノハ、是ハ縣民一般ガ歡迎スル所デアアルガ、唯ダ此耕牛ノ方ニ熱心ナル人々ノ意見ヲ聞クト、縣ノ方デ購入セラル、所ノ種牛ハ牡ニシテ、ソレカラ一般人民ノ飼養ニ購入スルモノハ牝ニスル、斯ウ云フ風ニシテ、縣ノ方デ購入セラル、モノハ最モ良イモノヲ買ウ、今ノヤウナ十八頭買ツテ、各郡ヘ二頭ヅ、配當サル、ト云フノデアアルケレドモ、ソレヨリ縣ノ方デハ頭數ヲ減ジテモ良イモノヲ、即チ耕牛ヲ購入スル補助費トシテ、營業者ニ對シテ之ヲ獎勵的ニ購入シテヤル、斯ウ云フ方法デヤツタラ宜カラウト思フ、サウシテソレヲ獎勵スル爲メニ、或ハ補助其他ノ方法ヲ以テ、自由ニ耕牛ヲ購入スル方法ヲ獎勵サレタナラバ、其實際ニ於テ、縣下ノ産業ヲ利スルコトハ大ナルモノデアラウト思フ、是ニ就テハ山田村農會長、ソレカラ伊草村農會長ヨリ、議長及知事閣下

ニモ其意見ヲ提出サレテアリマスカラ、是等ヲ對照シテ見テ最モノコト、考ヘマスルノデ、縣當局ニ於テモ此邊ニ就テ御注意アランコトヲ希望致シマス、

(採決々々)

○副議長(高木利平君) 本款ニ就テ御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ本款モ原案ノ通り確定サレマシタ、次ハ臨時部ノ第三款町村土木補助費、是ハ讀會省略ニ御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ讀會ハ省略サレマシタ、

(書記朗讀)

第三款 町村土木補助費 金參千百九拾四圓拾參錢

第一項 道路費補助 金七百拾九圓九拾參錢

第二項 治水費補助 金貳千四百七拾四圓貳拾錢

○參與委員(針ヶ谷技師) 同(梅田屬) 退席

○參與委員(山田技師) 同(島崎技師) 同(山口屬) 著席

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ本款モ原案ニ確定サレマシタ、次ニ第八款勸業補助費、是ハ確定議中決議ガ延期サレテ居ツタノデアリマス、之ヲ議題ニ供シマス、

○參與委員(山田技師) 同(島崎技師) 同(山口屬) 退席

○參與委員(針ヶ谷技師) 著席

○十一番(田中四郎君) 第一項第五目ニ就テ、前回ニ修正意見ヲ提出シテ置キマシタノデスガ、段々考ヘテ見マスルニ、自分ノ提案ハ不適當ト認メマシテ撤回致シマス、サウシテ三十六番ノ修正意見ニ全然賛成致シマスル、實ハ此五目ニ就キマシテ、三十六番ノ修正意見、又私共ノ意見ハ餘リ穩カデナイ考ヘモゴザイマシタガ、是ガ一局部ノ問題デアルトカ、或ハ一二個人ニ關スル事柄デアルト云フヤウナコトデゴザイマスレバ、惡例ヲ後ニ殘ス憂モゴザイマスルシ旁々、全然ドレモ是モ撤回シナケレバナラヌノデアリマスガ、事柄ガ縣全般ニ通ズルコトデ、殊ニ水害後ニアリマシテ、此補助費ヲ以テ町村經濟ノ爲メニ活躍スベキコトガ多クアリマスノデ、是ガ金額ノ増加ハ、徒ラニ不生産的の事業ニ費スノデナク、全ク生産事業ノ爲メニ費スモノデアリマスカラ、是非此三十六番ノ修正意見ハ、滿場ノ御同意ヲ得テ通過スルヤウニ、私カラモ切望シテ置キマス、

○參與委員(三宅事務官) 十六番カラ、昨日御尋ネガアリマシタガ、五目ノ産業組合補助費ヲ増額スルト云フ修正動議ガ成立シテ居リマスガ、産業組合埼玉支會ハ、最モ有効ニ活動シテ居ルガ、水害後ニ於ケル總テノ方面ニ於テ、出來得ル限り効果ノ舉ガルヤウニスルニハ經費モ掛カリマスカラ、此補助モ増スト云フノデ、其趣意——、活動ヲササウト云フ御趣旨ハ當局ニ於テモ希望シテ居ルノデアリマス、併ナガラ水害後ノ今日デアリマスカラ、總テノ縣費緊縮ヲ圖ツテ居リ、又勸業全體ノ政策カラ見テ、百圓ノ金デ十分デアル、貳百圓、參百圓ニ増スト云フノモ宜イカ知レマセヌガ、他ト權衡ヲ取ツテ如何デアルカ、本年ノ所ノ仕事ト至シマシテハ、百圓ト云フ原案ヲ當局ノ方デハ適當デアルト見テ、今年ノ豫算ニハ百圓丈ケ置イタ、他ト權衡上百圓丈ケ置イタノデアリマス、斯ウ云フ意思デアリマスカラ、其意思ヲ茲ニ表シテ置キマス、

○八番(小島善作君) 私ハ三十六番ノ說ニ賛成シテ置キマシタガ、ソレニ就テ自分ノ意見ヲ述ベテ當局ノ反省ヲ促シテ置カウト思ヒマス、ソレハ成程三十六番カラ、昨日來此産業組合ト云フコ

トニ就スハ縷々其効能ヲ話サレテ、私カラ喋々シマセヌデモ分ツテ居ルコトデゴザイマスガ、但シ産業組合ノ弊害ノ裏面ハ誰モ言ハレナイヤウデアリマスカラ、私ハ此増額ヲ賛成スル理由トシテ、先ヅ申述ベヤウト思ヒマス、此百圓ナル金ハ洵ニ僅少ト思フノデアアル、此金ガ僅少デアツテ、産業組合中央會ノ支會ガ埼玉ニアルトシテモ、洵ニ振ハナイガ故ニ、イロ／＼ノ弊害ガ起ルノデアアル、要スルニ之ヲ殖セバ從ツテ中央會ニ居ル人物モ手腕ヲ振フコトガ出來ルダラウト思フ、而シテ産業組合ト云フモノガ起ル元ハ——、埼玉縣ニ多ク出來タ元ハ何デアアルカト云フト、多クハ縣當局及ビ其他關係シテ居ル者ガ、多ク拵ヘテ以テ誇ルト云フ方カラ出來タト思フ、要スルニ埼玉縣ヲ造ツタ産業組合ハ、悉クトハ申シマセヌガ、先ヅ其大部分ハ自動的ニ其必要ヲ認メテ起ツタノデナク、他動的ニ出來タノデアアル、例ヘバ假リニ何處ノ模範村ニハ信用組合ガアルトカ、何處ニハ産業組合ガアルトカ、殆ンド優旗ヲ授クルノガ信用組合ノ一ツノ條件ニナツテ居ルヤウニ思ハレルノデアアル、ソレデ其模範村ガ信用組合ヲ作ツテ、其内容ハドウカト云フト、實ニ話ノ出來ヌヤウニ紊亂シテ居ルト云フ風説モ聞イテ居ル、例ヘバ斯ウ云フ弊害ガアル、或ハ公金ヲ一時借入レテ資金ヲ殖ヤス表ヲ作ルトカ、或ハ販賣組合ニ於テ物品ヲ買上ゲルニ就テ、其商人ト組合長ガ結托シテ儲ケルトカ、イロ／＼ナルコトガアル、併ナガラ斯ウ云フヤウナコトハ風説デアアルカラ、果シテアルカナイカ分ラヌケレドモ、若シサウ云フヤウナ弊害ガ生ジテ居ツタナレバ、トテモ此産業組合ヲ完全ニ發展セシメテ行クコトハ出來ナイ、今日ニ於テ之ヲ矯正シテ監督シテ行キマセヌケレバ、到底此産業組合モ、名ハ美デアアルニ拘ラズ其實ニ至ツテ、洵ニ美デハナイノデアアル、サウ云フヤウナコトデ、遺憾ノコトデアルト思フ、ソレ故ニ當局者ノ提案ノ百圓バカリノ金デハ、少シイロ／＼ノコトニ手ヲ廻シテヤルコトモ出來ヌト思フ、依テ私ハ此參百圓ニスルト云フ三十六番ノ説ニ賛成ヲシテサウシテ當局者ノ將來ニ於ケル注意ヲ促シテ置ク次デアリマス、

○三十番(吉田茂助君) 本員ハ三十六番ノ修正増額説ニ賛成ヲ表シマス、次ニ第二項ノ公有林野ノコトニ對シマシテ、一寸伺ヒタイコトガアリマス、ソレハ農商務省令ニ依ツテヤルト云フコトデアリマスガ、此補助ノ方ノ五反歩以上トアリマスノハ、ソレハ獎勵ノ趣意ニ依ツテヤツタ譯デアルカ、縣當局者ノ見込デ御出シニナツタ譯デアリマスカ、其根底ヲ伺ヒタイ、又本案ニ取レマシテハ、國庫ノ補助モアルト云フコトデアアルガ、ソレハ何程位交付サレルコトデアリマスカ、併セテ理事者ニ質問ヲ試ミマス、

○參與委員(針ヶ谷技師) 唯今公有林野ニ就テ御尋ネデアリマシタガ、此由來ヤ何カハ昨日モ御答シテ置キマシタ、ソレデ補助ノ割合ハ、是ハ一町歩ニ就テデゴザイマシテ、ソレモ前々申上ゲマシタ通り、第一號、第二號、第三號、此三ツニ分レテ居リマス、是ニ對シテ此ニ提案シタ、此提案ノ半額丈ケラ農商務省カラ補助ニナルノデアリマス、

(採決々々)

○副議長(高木利平君) 一寸三十六番ニ確メマスガ、三十六番ノ修正説ハ、第一項第五目産業組合補助百圓トアルヲ、參百圓ニスルト云フコトデアリマスカ、

○三十六番(吉田時三郎君) 左様デス、

○副議長(高木利平君) 採決致シマス、三十六番ノ修正説ニ御同意ノ方ノ起立ヲ願ヒマス、

起立者 多數

○副議長(高木利平君) 本款ハ三十六番ノ修正通り確定サレマシタ、一寸御諮リ致シマスガ、次ニ各特別會計歳入歳出トモ一括シテ議題ニ供シタイト思ヒマス、且ツ讀會、朗讀等モ省畧シテ、直ニ確定議ニ附スルコトニ御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ各特別會計ヲ一括シテ確定議ニ附シマス、
(左ノ講案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノ爲メ掲載)

明治四十四年度埼玉縣罹災救助基金歲入歲出豫算書

歲入ノ部

- 第一款 罹災救助基金 金四拾九萬千八百六拾五圓貳拾四錢
 - 第一項 土木費貸出金返納 金拾貳萬圓
 - 第二項 益 金四萬千四百五拾七圓六錢
 - 第三項 雜收 金壹圓
 - 第四項 繰越 金 金拾四萬八千五百八圓
 - 第五項 國庫補助金 金拾八萬千八百九拾九圓拾八錢
- 歲入總計金四拾九萬千八百六拾五圓貳拾四錢

歲出ノ部

- 第一款 罹災救助基金 金四拾九萬千八百六拾五圓貳拾四錢
- 第一項 避難所諸費 金參百六拾圓
- 第二項 食料費 金貳萬參千參百九拾壹圓四拾壹錢
- 第三項 被服費 金四百八拾七圓五拾錢
- 第四項 治療費 金參千四百六拾五圓
- 第五項 小屋掛費 金貳千四百七拾五圓
- 第六項 就業費 金壹萬參千八百八拾圓拾七錢
- 第七項 公債證券買入代 金四拾參萬六千五百六圓拾六錢

第八項 罹災救助資金補助 金壹萬貳千圓

歲出總計金四拾九萬千八百六拾五圓貳拾四錢

明治四十四年度慈惠救濟資金歲入歲出豫算書

歲入ノ部

- 第一款 慈惠救濟資金 金四萬貳千八百八拾八圓參拾錢
 - 第一項 貸付金返納 金參萬五千七百九拾壹圓貳拾八錢
 - 第二項 益 金四千參百參拾五圓五拾貳錢
 - 第三項 國庫補助金 金千四百九拾四圓五拾貳錢
 - 第四項 雜收 金 金百五拾六圓六拾六錢
 - 第五項 繰越 金 金四百拾圓參拾貳錢
- 歲入總計金四萬貳千八百八拾八圓參拾錢

歲出ノ部

- 第一款 慈惠救濟資金 金四萬貳千八百八拾八圓參拾錢
 - 第一項 埼玉學園費 金參千五百八拾八圓八拾錢
 - 第二項 設備費 金千八百四拾五圓
 - 第三項 貸付金 金參萬六千七百五拾四圓五拾錢
- 歲出總計金四萬貳千八百八拾八圓參拾錢

明治四十四年度教育資金歲入歲出豫算書

歲入ノ部

- 第一款 教育資金 金參萬八千七百貳拾參圓五錢
- 第一項 貸附金返納 金貳萬七百九拾貳圓參拾七錢
- 第二項 益金 金參千八百八拾圓四拾四錢
- 第三項 繰越金 金九百四拾貳圓九拾六錢
- 第四項 國庫下付金 金壹萬參千八百七圓貳拾八錢

歲出ノ部

- 第一款 教育資金 金參萬八千七百貳拾參圓五錢
 - 第一項 貸付金 金參萬四千六百貳拾參圓五錢
 - 第二項 教育基金令第八條諸費 金四千百圓
- 歲出總計金參萬八千七百貳拾參圓五錢

明治四十四年度小學校教員加俸資金歲入歲出豫算書

歲入ノ部

- 第一款 小學校教員加俸資金 金參萬參千八百參圓七錢
- 第一項 國庫補助金 金貳萬貳千六百貳拾五圓七拾五錢
- 第二項 貸付金返納 金貳萬五千五百九拾壹圓參錢
- 第三項 益金 金貳千九百四圓九拾六錢
- 第四項 小學校教育費補助殘餘繰入金 金千五百圓

第五項 繰越金

歲入總計金七萬參千八百參圓七錢

金貳萬四百六拾壹圓參拾參錢

歲出ノ部

- 第一款 小學校教員加俸資金 金七萬參千八百參圓七錢
 - 第一項 年功加俸 金參萬四千九百貳拾參圓六拾錢
 - 第二項 特別加俸 金千九百五拾圓
 - 第三項 貸付金 金參萬六千貳百九圓四拾七錢
- 歲出總計金七萬參千八百參圓七錢

明治四十四年度小學校實業補習學校教員及幼稚園保姆恩給基金歲入豫算書

第一款 小學校實業補習學校教員及幼稚園保姆恩給基金

- 第一項 町村納金 金四千五百貳拾六圓貳拾參錢
- 歲入總計金四千五百貳拾六圓貳拾參錢

歲入ノ部

- 第一款 小學校實業補習學校教員及幼稚園保姆恩給基金 金壹萬九千八百八拾壹圓七拾五錢
 - 第一項 小學校實業補習學校教員及幼稚園保姆恩給基金利息 金貳千四百五拾六圓貳拾四錢
 - 第二項 國庫給與金 金貳千百拾六圓九拾貳錢
 - 第三項 縣費補充 金壹萬五千參百八圓五拾九錢
- 明治四十四年度小學校實業補習學校教員及幼稚園保姆恩給基金歲入歲出豫算書

歲入總計金壹萬九千八百八拾壹圓七拾五錢

歲出ノ部

第一款 小學校實業補習學校教員及幼稚園保母恩給金

金壹萬九千八百八拾壹圓七拾五錢

第一項 退隱料

金壹萬五千五百四拾貳圓

第二項 扶助料

金千四拾六圓

第三項 扶助金

金八百四拾圓

第四項 法律第九條第十號與第十號

金貳千四百貳拾參圓七拾五錢

第五項 法律第九條第十一號與第十二號給與金

金參拾圓

歲出總計金壹萬九千八百八拾壹圓七拾五錢

明治四十四年度勸業資金歲入歲出豫算書

歲入ノ部

第一款 勸業資金

金四百拾八圓參拾八錢

第一項 益金

金參百七拾壹圓七拾五錢

第二項 繰越金

金四拾六圓六拾參錢

歲入總計金四百拾八圓參拾八錢

歲出ノ部

第一款 勸業資金

金四百拾八圓參拾八錢

第一項 國債證券買入代

金四百拾六圓參拾八錢

第二項 雜費

金貳圓

歲出總計金四百拾八圓參拾八錢

明治四十四年度救恤並道路費資金歲入歲出豫算書

歲入ノ部

第一款 救恤並道路費資金

金貳百七圓貳拾參錢

第一項 益金

金百四圓參拾八錢

第二項 繰越金

金百貳圓八拾五錢

歲入總計金貳百七圓貳拾參錢

歲出ノ部

第一款 救恤並道路費資金

金貳百七圓貳拾參錢

第一項 公債證券買入代

金貳百六圓貳拾四錢

第二項 雜費

金九拾九錢

歲出總計金貳百七圓貳拾參錢

明治四十四年度水川公園歲入歲出豫算書

歲入ノ部

第一款 公園收入

金參百四拾貳圓五拾八錢

第一項 水川公園收入

金參百四拾貳圓五拾八錢

歲入總計金參百四拾貳圓五拾八錢

歲出ノ部

第一款 公園費

第一項 氷川公園費

金參百四拾貳圓五拾八錢

歲出總計金參百四拾貳圓五拾八錢

○參與委員(針ヶ谷技師) 退席

○參與委員(石井事務官補) 着席

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 異議ナシモノト認メ原案通り確定サレマシタ、次ニ埼玉縣稅賦課規則中改正案、

○十七番(伊古田豊三郎君) 課目課額ノ調査委員ノ御方ニ一寸質問シテ置キマシタ、知事ノ發案ニ就テ少シモ異議ガナイト云フコトナレバ宜シイガ、委員ノ方ニ御異議ガアルトシマスレバ、其結果トシテ自然此方ニ影響ガアラウト思ヒマスガ、其邊ニ付テ一寸御伺ヒ致シタイト思ヒマス、

○二十七番(大畑省輔君) 課目課額ニ付キマシテ、調査委員トシテ御報告スルコトガ遅レマシタガ唯今ノ此賦課規則中改正案、是ニ課目課額ノ修正ニ依リマシテ影響ガアリマスカラ、課目課額ノ方ヲ先ニシテ戴キタイト思ヒマス、

(贊成々々)

○副議長(高木利平君) ソレデハ日程ヲ變更シテ、營業稅雜種稅課目課額ヲ議題ニ供シマス、ソレデハ朗讀及讀會省略ニ御異議アリマセスカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ讀會及朗讀ヲ省略シ、直チニ確定議ニ附シマス、
○二十七番(大畑省輔君) 課目課額調査委員會ニ於キマシテ、査定致シマシタトコロノ結果ヲ御

報告致シマス、調査委員會ニ於キマシテハ、職工弟子下職ヲ有スルモノ年稅金壹圓參拾錢トアルヲ、壹圓四拾錢ト改メマシタ、次ニ藝妓ノ末項ニアル、酌人ノ但書ニ「但飲食店ニ居ルモノハ其半額トス」トアル、此但書ヲ削除致シマシタ、ソレカラ水車船年稅金壹圓七拾錢トアルヲ、金貳圓ト改メマシタ、ソレカラ荷馬車二輪車年稅金參圓五拾錢トアルヲ、金參圓トシ、同四輪車年稅金貳圓五拾錢トアルヲ金貳圓ト改メマシタ、次ニ牛車二輪車年稅金貳圓五拾錢トアルヲ金參圓トシ、同四輪車年稅金貳圓五拾錢トアルヲ金貳圓ト改メマシタ、次ニ自轉車年稅金四圓トアルヲ金參圓ト改メマシタ、ソレカラ不動産移轉稅ハ、本年ハ賦課方法ニモイロノ手數ガカリ、徵收方法ニモ不明ノ廉ガアリマスカラ、尙ホ延期スルコトデ之ヲ廢スルコトニ致シマシタ、就キマシテ斯ウ云フ調査會ノ結果ニナツテ居リマスガ、併セテ之ヲ修正意見ト致シタイト思ヒマス、次ニ酌人ニ付テハ但書ヲ削ルト共ニ大分脫稅者モアルヤウデスカラ、是ハ十分取締リシテ、今少シク人員ヲ殖ヤス方法ニシテ戴キタイ考デアリマス、ソレカラ此水車ノ課稅ニ付キマシテハ、賦課方法ハ大分不平均ガアルヤウニ思フノデ、之ヲ修正シタイ考ヲ有ツテ居リマスケレドモ、此非常ナ不平均ヲ直スニ付キマシテハ、手數モカ、ルコトデアリマスカラ、是ハ明年度アタリニ修正ヲシテ戴キタイ考ヲ有ツテ居リマス、次ニ其方法ハ、唯今迄機械運轉水車壹輪トカ、穀類粉精水車トカ云フコトニナツテ居リマスガ、是ハ根本ノ動力ニ變ヘルト云フ方法ヲ採ツテ戴イタ方ガ、極ク平均ノ課稅方法ニナリマスノデ、馬力制ヲ採ツテ戴キタイト思ヒマス、而シテ其馬力制ハドウ云フ風ニシテ算出シテ戴クカト申シマス、是ハ一年ヲ通ジマシテ、一箇ノ元ヲ算定スルノハ水量ノ増減、或ハ其水量ノ使用方法ニ依ツテ大分異動ガアリマスカラ、是ハ月二回位増減ノアルトコロヲ見計ラヘマシテ、三四ヶ月ヲ算定致シマシテ、其平均馬力ヲ以テ、一馬力ニ對シテ幾ラ、斯ウ云フ賦課方法ニシテ戴イタナラバ、其不平均ハ取レマシテ、將來ノ收入モ澤山得テ、却ツテ

怨悵ノ聲ヲ聞カナイコトニナルドラウト思ヒマス、是ハ此賦課方法ニ關スル、來年度ニ於ケル改正ノ希望トシテ置キマス、

○副議長(高木利平君) 一寸二十七番ニ御尋ネ致シマスガ、唯今ノハ特別委員ノ決議ノ御報告デアリマスカ、

○二十七番(大畑省輔君) 左様デアリマス、ソレデ尙ホ之ヲ報告スルト同時ニ、私カラ修正意見トシテ之ヲ提出致シマス、

○二十三番(會田龜太郎君) 一寸二十七番ニ御尋ネ致シマスガ、唯今ノ修正意見ハ、増額ノ修正、削減ノ修正モアリマスマウデスガ、増減ヲ差引キマシテ、矢張り一杯ニナルヤウナ御見込デアリマスカ、或ハ削除ノ方ガ收入ノ方ヨリモ減ズルノデアリマスカ、若シ減ズルトヌレバ其填補トシテ、ドウ云フ方法ヲ以テスル御見込デアルカ、一寸ソレヲ御尋ネ致シマス、

○二十七番(大畑省輔君) 差引ノ上ニ行キマス、貳萬餘圓ノ減ニナリマス、其填補ノ方法ハ、豫算全部議了ニナツタ上デナケレバ分リマセヌ、

○二十八番(荒井定次郎君) 二十七番ニ賛成、

○七番(長島英次郎君) 二十七番ニ賛成、

○三十番(吉田茂助君) 二十七番ニ賛成、

○十四番(山内庫之助君) 二十七番ニ賛成、

○參與委員(石井事務官補) 二十七番カラ御修正ノ御意見ガゴザイマシタガ、是ニ對シテ原案ヲ出シマシタ趣意ダケヲ簡單ニ申上ゲテ置キマス、此課目課額中ニ新規ニ加ヘマシタ特別税目ヲ除キマシタ外デハ、職工ト自轉車税ニ於テ増額シテアリマス、此職工ハ矢張り御修正ノ方デモ、今一步進ンデ金額ヲ餘計ニ増サレルヤウナコトニナリマシテ、即チ壹圓貳拾錢ト云フ四十三年度ノ

額ニ拾錢増シテアル上、尙ホ拾錢増シテ壹圓四拾錢ニ之ヲ増加スルト云フコトデアリマスガ、是モ増シ過ギルト云フ方デモナイガ、是ハ餘リ増加ヲヤルト云フコトモ考ヘモノト思ヒマシテ、業体ノ上カラ考ヘマシテ、是ハ拾錢増加ト云フコトニ致シテアリマス、ソレカラ此酌人税ノ但書ヲ削除スルト云フコトデアリマスガ、是ハ昨年當縣會ニ於テ決定シタバカリノモノデアリマシテ、既定ノモノヲ變用シテ出シテ置イタノデアリマス、又水車船ノ方モ、是ハ普通ノ船ト違ヒマシテ、水車ニ用キマスモノハ船税ヲ一杯ニ課課致シマスト云フト、是デ其水車ノ働ヲ致シマス方ノ物件課税モゴザイマスシ、又ソレニ從ツテ製造業ト云フ方ノ課税モ加ツテ來ルノデ、丁度三種受ケテ居ツテ關聯シテ居ル業目デアリマスカラ、夫故ニ此方ハ他ノ船ノ比較ヨリモ少シ低クナツテ居リマシテ、丁度並ノ船ハ五間迄貳圓ニナツテ居リマス、是ニ比シテ壹圓七拾錢ト云フ額ニシテアルノデス、是モ増加スル必要ハナカラウト思ツテ彼來ノ通りニ致シマシタ、ソレカラ荷馬車、牛車ノ方、是モ從來ノ課目課額ヲ變用シテアルダケデ、別段當局者ノ方デハ、是ハサウ高イトハ認メテ居リマセヌ、ソレカラ自轉車ノ方ニ於キマシテハ、是ヲ壹圓増加スルト云フト突飛ノ増額ノヤウデアリマスガ、是ハ四十二年度ニ四圓課税致シテ居リマシタノヲ、四十三年ノ課目課額ヲ御議定ノ際ニ參圓ニ御下ゲニナリマシタノデ、是ハ他ノ税種トモ違ツテモ居リマスシ、壹圓位増加シテモ負擔上非常ノ困難モアルコトデモナカラウト思ヒマシテ、是ハ資力ノアル人デナイト、自轉車ナドハ價ガ高イノデ持切レヌヤウデアリマスカラ、ソレデ是ハ壹圓増額致シマシタ、其理由ハ四十二年マデズット參圓デ參リマシタノガ、四十二年度ニ四圓ト増加致シタ爲メニ、非常ニ物件ガ減リハシナイカ、課税物ノ自轉車ガ減ジハシナイカト云フ憂ガアリマシタケレドモ、是ハ却テ四十一年度ニハ五千三百二十四輛デアツタノガ、四十二年度ニハ増加シテ六千五百二十四輛ト云フ増加ヲ示シテ居ル、此經過ヲ見マスルト云フト、是ハ四圓ニ致シタトコロデ、今日自轉車ノ利用

ハ餘程知ラレテ來テ居ルノデ、無理ノ課稅デハナカラウ、却ツテ此自轉車ノ利用ヲ知ツテ、今日
 デハ時間ノ經濟ト云フコトヲヤツテ用ヲ達シテ居ルノデアリマスカラ、此方ノ増額ヲシテ、他ノ
 人力車デアルトカ、乘馬デスルトカ云フ方ノ數ノ減少スル、即チソレニ伴フトコロノ稅金ヲ減少
 致シテ行クヤウニ認メテ居リマス、夫ヲ補フ積リデ實ハ今回増額ヲ致シタノデアリマス、ソレカ
 ラ特別稅目ノ不動產移轉稅ヲ茲ニ加ヘマシタノハ、前年モ通常會ニ提案致シタ如ク本縣ハ多額ノ
 負債ヲ有ツテ居ルカラ、此負債ヲ償還シマスルニハ何カ稅源ガナカラウカ、斯ウ云フノデ取調ヲ
 シタトコロガ、縣經濟上取リ得ラレルトコロノ新課目ガアツタナラバ、其新課目ヲ計上シテ御議定
 ヲ願ツタラ宜カラウド云フコトヲ提案致シマシタガ、昨年ハ詰リ之ヲ御見合セニナリマシタガ、
 本年ハ又此災害ノ爲メニ非常ニ大キナ追加豫算ヲシナケレバナラヌ、デ縣經濟モ甚ダ困難デア
 ト云フコトカラ、尙ホ課稅新目ノ取調ベヲ致シタノデアリマシタガ、何分ドウモ良イモノモ見當
 リマセヌノデ、更ニ之ヲ又此ニ計上致シタ次第デアリマス、一寸提案ノ理由ダケヲ申上ゲテ置キ
 マス、

○三十七番(清水近三郎君) 此不動産移轉稅ト云フコトニ付キマシテ御說明モ承ハリ、成程尤モ
 ノヤウニ思ハレマスルガ、又一面ヲ考テ見マスルト、本年ハ水害デ非常ニ土地ノ賣買ト云フコト
 ガ多クナルダラウト思ヒマス、ソレデハ買ウ方デ持ツト云フコトデアリマシタガ、ドウ云フコ
 トニナツテ居ツテモ、結局貧乏人殺シト云フ譯デアルカラ、先ヅ本年ハ至極新稅源トシテハ最モ
 良イ方法ナノデ、金高モ多イカラ、是ニ越ストコロノ稅源ハナイト云フコトハ論ヲ俟タナイ話デ
 アリマスケレドモ、兎ニ角ソレハ本年ハ中等以下ノ貧民ニ至ツテハ、非常ナル困難ヲシテ居ルモ
 ウナトコロヘ持ツテ行ツテ、又此稅金ダケヲ安ク賣ラナケレバナラヌト云フコトニナルト、困難
 ノ上ニ困難ヲ重キル憂ガアル、故ニ本年一年延期シテ、先ヅ明年ニデモナツテ提案サレタ方ガ宜

カラウト云フコトデアツテ、總テノ問題ニ付テ水害ニ鑑ミテ延期シタイト云フ次第デアリマス、
 ドウカ左様ニ御承知ヲ願ヒマス、

(採決々々)

○二十一番(長谷川宗治君) 此採決ニ付キマシテ諸君ノ賛成ヲ得タオコトガアリマス、ソレハ此
 修正ニ付テ各別ニ、即チ其廉々ニ付テ一ツ、採決ヲ願ヒタイト思ヒマス、

(賛成々々) 異議ナシ

○副議長(高木利平君) ソレデハ御請求モアリマスカラ、一箇毎ニ別々ニ致シマス、是ヨリ二十
 七番ノ修正說ニ付テ採決致シマス、職工弟子下職ヲ有スルモノ年稅金壹圓參拾錢トアルヲ、壹圓
 四拾錢ト改ムルト云フ修正ニ御同意ノ方ハ起立、

起立者 多數

○副議長(高木利平君) 多數ニ依リ修正ノ通り確定サレマシタ、次ハ藝妓ノ末項酌人ノ但書ヲ削
 除スルト云フ修正ニ御同意ノ方ハ起立、

起立者 多數

○副議長(高木利平君) 多數ニ依リ修正ノ通り確定サレマシタ、次ニ水車船年稅金壹圓七拾錢ト
 アルヲ、貳圓ト修正スルト云フコトニ御同意ノ方ハ起立、

起立者 多數

○副議長(高木利平君) 多數ニ依リ修正ノ通り確定サレマシタ、次ニ荷馬車二輪車年稅金參圓五拾
 錢トアルヲ參圓トシ、同四輪車年稅金貳圓五拾錢トアルヲ貳圓トシ、牛車二輪車年稅金參圓五拾錢トアル
 ヲ、參圓トシ同四輪車年稅金貳圓五拾錢トアルヲ貳圓トスルト云フ、此修正ニ御同意ノ方ハ起立、

起立者 多數

○副議長(高木利平君) 多數ニ依リ修正ノ通り確定サレマシタ、次ハ自轉車年税金四圓トアルヲ參圓トスルト云フ修正ニ御同意ノ方ハ起立、

起立者 多數

○副議長(高木利平君) 多數ニ依リ修正ノ通り確定サレマシタ、次ハ不動産移轉税、之ヲ延期スルト云フ修正ニ御同意ノ方ハ起立、

起立者 多數

○副議長(高木利平君) 多數ニ依リ修正ノ通り確定サレマシタ、其他ハ別ニ修正ガアリマセヌカラ原案ノ通り確定致シマス、次ハ埼玉縣稅賦課規則中改正議案、之ヲ議題ニ供シマス、ソレデ唯今不動産移轉税ニ關スルコト、自轉車ニ關スル兩方デアリマスガ、是ハ課目課額修正ノ結果自然消滅シテ居リマテカラ、一寸申上テ置キマス、

(書記朗讀)

埼玉縣稅賦課規則中改正議案

明治三十五年三月埼玉縣令第十六號埼玉縣稅賦課規則中左ノ通り改正シ明治四十四年度ヨリ施行ス

第九條 第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四不動産移轉税ハ届出ノトキ

第十條中第四號ヲ左ノ通り改ム

第四第三十五條第十五號乃至第二十二號ノ船車及同第二十三號ノ自轉車ニシテ用法變更ニ依リ

新ニ課税スベキ事實ノ發生シタルトキ

第十條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十條ノ二 不動産移轉税ハ賣買讓與(家督相續及遺產相續ニ因ルモノヲ除ク)ニ因リ不動産ヲ收得シタルモノニ對シ

一時ニ金額ヲ賦課ス

第二十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十九條ノ二 所得稅法第四十三條ノ一ニ依リ税金ノ徵收ヲ猶豫セラレタル者ニ對スル所得

稅附加稅ハ第二十八條ノ例ニ依ル

第三十一條第四項中「等差設定若クハ」ノ七字ヲ削ル

第二十五條第三十二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第二十三號ヲ第二十四號ニ第二十四號ヲ第二十五

號ニ改ム

二十三、町村有自轉車ニシテ直接公用ニ使用スルモノ但シ一町村一輛ニ限ル

○二十七番(大畑省輔君) 是ニ就テ意見ガアリマス、課目課額修正ニ伴ツテ修正致シマセヌケレバナラヌ廉ガアリマスカラ一寸申上ゲマス、一番仕舞ニアリマスル「町村有自轉車ニシテ直接公用ニ使用スルモノ但シ一町村一輛ニ限ル」是ハ免稅ニオツテ居ルノヲ、是モ矢張り一般ノ自轉車ト同様ニ税金ヲ取ルト云フコトニシテ、其他ハ課目課額ノ修正ニ依ツテ變更スルノデ、ソレハ理事者ニ一任シタイト思ヒマス、

○副議長(高木利平君) 本案ハ議會ヲ省略シテ、直チニ確定議ニ附スルコトニ御異議アリマセヌ

カ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ確定議ニ附サレマシタ、

○二十一番(長谷川宗治君) 二十一番ハ、唯今ノ二十七番ノ修正ニ賛成シテ置キマス、

(賛成々々)

○副議長(高木利平君) 唯今二十七番ヨリノ修正ニ付テハ御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ二十七番ノ修正通り確定サレマシタ、次ハ郡町村罹災救助資金補助規則中改正議案、是モ讀會ヲ省略シタイト思ヒマスガ御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然レバ讀會ハ省略サレマシタ、

(書記朗讀)

郡町村罹災救助資金補助規則中改正議案

明治三十四年(正)埼玉縣令第三十二號郡町村罹災救助資金補助規則第二條中十ヶ年度トアルヲ十五ヶ年度ト改メ明治四十四年度ヨリ施行ス

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ原案通り確定サレマシタ、暫時休憩致シマス、
午後六時五十四分休憩

午後七時二分開議

出席議員 三十二名

缺席議員 八名

- 二 番(町田藤助君)
- 三 番(小林濱次郎君)
- 四 番(大澤寅次郎君)
- 十四番(山内庫之助君)
- 十七番(伊古田豊三郎君)
- 十九番(有瀧政之助君)
- 三十五番(双木八郎君)
- 三十八番(小林拾三君)

○副議長(高木利平君) 休憩前ニ引續キ開會致シマス、
 ○一番(根岸貞二郎君) 私ハ此際意見ガアリマス、其意見ハ縣會ノ權限ニ屬スル事項ヲ、縣參事會ニ委任スルコトデアリマス、是ハ文書ニ拵ヘテ參リマシタカラ、書記ニ朗讀ヲ願フコトニ致シマス、

(書記朗讀)

縣會ノ權限ニ屬スル事項ヲ縣參事會ニ委任ノ件

本年ノ非常水災ニ罹リ其被害ノ激甚ナル町村中本年度下半年度及上半期ニ屬スル町村税ノ收入缺陷ニ對スル低利資金ニ依ル町村債ハ既ニ理事者ニ於テ特ニ配慮セラレ在ル趣ナリ若シ右低利資金ヲ町村債トシテ融通セラル、途相開カル、ニ於テハ町村毎ニ直接債主ヨリ借入ル方法ヲ採ラシヨリハ寧ロ各町村ノ所要額ヲ纏メテ縣債ヲ起シ之ヲ町村ニ貸付セラル、方法ニ因ル方機宜ニ適應スルモノト認ム依ツテ此場合ニハ其縣債及之ヲ伴フ一切ノ議決權限ヲ當縣會ヨリ縣參事會ニ委任セラレンコトヲ望ム

委任事項

一、水災被害ノ激甚ナル町村ニ貸付資金ヲ縣ニ於テ借入ノ必要ヲ生ズル場合ノ縣借入金及其償還方法ノ設定並其歳入歳出豫算其他ノ議決ニ關スル一切ノ件

○副議長(高木利平君) 唯今朗讀致シマシタ一番ノ意見ハ御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ一番ノ意見ハ決定サレマシタ、是ヨリ歳入議案ヲ一括シテ議題ニ供シ、尙ホ併セテ朗讀及讀會ヲ省略シタイト思ヒマス、

(異議ナシ)

○副議長(露本利平君) 御異議ガナイト認メマスカラ、之ヲ議題ニ供シ、朗讀及讀會ハ省畧スル
 事トニ致シテス、

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照メ爲メ掲載)

歲入

經常部

第一款 地租 割 金八拾八萬四千百八拾四圓拾參錢
 第二款 地租 割 金八拾八萬四千百八拾四圓拾參錢

但本年度豫算宅地地租金四拾壹萬四千五百四拾九圓地租壹圓ニ付金拾六錢七厘田畑地租金
 百九拾萬六千八百八拾六圓地租壹圓ニ付金四拾壹錢八厘其他ノ土地地租金五萬千八百拾七圓地
 租壹圓ニ付金參拾九錢五厘

第二款 營業 稅 金九萬千四百貳圓六拾壹錢

第一項 商業 稅 金四萬九千七百四拾壹圓四拾壹錢

第二項 工業 稅 金四萬千六百六拾壹圓貳拾錢

第三款 雜種 稅 金拾九萬七千八百八拾圓八拾八錢

第一項 料理 稅 金千貳百六拾七圓九拾錢

第二項 待合 稅 金七拾圓

第三項 飲食 稅 金九千九拾九圓六錢

第四項 湯屋 稅 金千參百五拾參圓貳拾錢

第五項 理髮 稅 金五千六百九拾七圓參拾七錢

第六項 遊藝師匠 稅 金貳百貳拾貳圓

第七項	遊藝稼人稅	金四百八拾圓
第八項	相撲稅	金七圓
第九項	俳優稅	金六拾圓
第十項	藝妓稅	金壹萬千七百八拾參圓
第十一項	演劇稅	金四千五百五拾圓
第十二項	興行稅	金千五百貳拾八圓五拾六錢
第十三項	遊覽所稅	金七拾九圓四拾錢
第十四項	遊技場稅	金百五拾七圓
第十五項	芝居小屋稅	金貳百四拾圓
第十六項	人寄席稅	金拾八圓
第十七項	船形船稅	金四千七百六拾七圓五拾六錢
第十八項	西洋形船稅	金六圓八拾錢
第十九項	車稅	金七萬六千八百七拾四圓
第二十項	水車稅	金五千六拾貳圓六拾錢
第二十一項	乘馬稅	金貳百貳拾六圓
第二十二項	屠畜稅	金千貳百貳拾參圓四拾五錢
第二十三項	築漁稅	金拾五圓
第二十四項	諸漁稅	金貳千八百六拾壹圓五拾錢
第二十五項	捕獸鳥稅	金貳百七拾七圓六拾錢
第二十六項	畜犬稅	金貳千參百圓

- 第二十七項 自轉車稅 金貳萬七千五百四圓
- 第二十八項 建物賃貨稅 金八千九百八拾圓
- 第二十九項 法人建物稅 金四千五百八拾五圓八拾錢
- 第三十項 工場稅 金四千七百六拾八圓參拾貳錢
- 第三十一項 汽機汽鑪穀類粉精器稅 金參百九拾九圓四錢
- 第三十二項 代書人稅 金參百貳拾八圓八拾錢
- 第三十三項 軌道電車稅 金百貳拾圓
- 第三十四項 不動產移轉稅 金貳萬五百六拾七圓九拾貳錢
- 第四款 營業稅附加稅 金四萬四千五百七拾貳圓八拾八錢
- 第一款 營業稅附加稅 金四萬四千五百七拾貳圓八拾八錢
- 但本年度豫算營業稅金四拾萬五千貳百八圓ニ對スル百分ノ十一
- 第五款 所得稅附加稅 金壹萬千貳百六拾四圓六拾八錢
- 第一款 所得稅附加稅 金壹萬千貳百六拾四圓六拾八錢
- 但本年度豫算所得稅金貳拾八萬千六百拾七圓ニ對スル百分ノ四
- 第六款 戶數割 金貳拾萬參千八百圓
- 第一款 戶數割 金貳拾萬參千八百圓
- 但本年度豫算戶數貳拾萬參千八百戶一戶ニ付金壹圓
- 第七款 財產收入 金百拾四圓參錢
- 第一款 財產收入 金百拾四圓參錢
- 第八款 國庫下渡金 金四萬參千百拾七圓六拾六錢

- 第九款 警察費下渡金 金四萬參千百拾七圓六拾六錢
- 第一款 雜收入 金六萬參千七百六圓六拾參錢
- 第二項 納付金 金貳千四百八拾四圓六拾參錢
- 第三項 懲罰及沒收金 金七拾壹圓九拾八錢
- 第四項 賠償及過怠金 金貳拾九圓七拾貳錢
- 第五項 使用料 金百拾七圓參拾貳錢
- 第六項 占用料 金貳百參拾六圓參拾八錢
- 第七項 授業料 金四萬四千參百六拾七圓
- 第八項 物品賣拂代 金四千參百六拾貳圓八拾錢
- 第九項 賦金 金六千六百六拾圓
- 第十項 滯納處分費辨納金 金參圓九錢
- 第十一項 手續數料 金參千四百七拾圓五錢
- 第十二項 辨償金 金九百八拾六圓七拾壹錢
- 第十三項 吏員納金 金九百拾六圓九拾五錢
- 經常部合計金百五拾參萬九千貳百四拾參圓五拾錢

臨時部

- 第一款 綠越金 金貳百壹圓拾六錢參厘
- 第一款 前年度綠越金 金貳百壹圓拾六錢參厘
- 第二款 國庫補助金 金四萬六千九百九拾八圓拾八錢
- 第一款 衛生費補助 金貳千七百七拾九圓拾六錢

第二項 農事試驗場費補助 金貳千八百九拾圓
 第三項 學校費補助 金四千參百圓
 第四項 蠶病豫防費補助 金壹萬四千六百六拾貳圓四拾七錢
 第五項 桑園改良増殖獎勵費補助 金千五百圓
 第六項 耕地整理獎勵費補助 金壹萬九千貳百五拾壹圓五拾五錢
 第七項 林業費補助 金貳千貳百拾五圓
 第三款 寄付金 金參千八百圓
 第一項 教育費補助 金參千八百圓
 臨時部合計金五萬九百九拾九圓參拾四錢參厘
 歳入總計金百五拾九萬貳百四拾貳圓八拾四錢參厘
 ○參與委員(三宅事務官) 同(石井事務官補) 着席
 ○二十一番(長谷川宗治君) 歳出ニ於テ修正ノ結果減シマシタトコロノ金額、及課目課額ノ修正上減リマシタモノヲ差引マシテ歳入ニ不足ヲ生ズルト思ヒマス、其補填ハ宜シク戸數割ニ於テ増減ヲシ、尙ホ小サキトコロノモノ、即チ細微ノ金ニ至ツテハ、計算上端シガ出テハ面白クアリマセヌカラ、其點ハ繰越金ヲ調和ヲ願ヒタイト思ヒマス、
 (賛成々々)
 ○參與委員(石井事務官補) 一寸唯今ノコトニ付テ申上ダマスガ、繰越金ヲ調和サレルト云フコトガゴザイマシタガ、ソレハ極メテ少額デゴザイマスレバ宜シウゴザイマスルガ、繰越金ノ方ハ御案内ノ如ク極メテ少額ヲ見積ラナケレバナラヌヤウナ經濟狀態ニナツテ居リマスノデ、願クハ極ク輕微ノ金額ト云フコトヲ御極ヲ願ツテ置キタイト思ヒマス、

○二十一番(長谷川宗治君) ソレハ極ク輕微ノモノデ、計算上端シガ出タ場合ヲ申シマシタノデアリマス、左様御承知アランコトヲ希望致シマス、
 ○副議長(高木利平君) 唯今ノ二十一番ノ修正御意見ニ御異議アリマセヌカ、
 (異議ナシ)
 ○副議長(高木利平君) 然レバ其通り確定致シマス、次ニ歳出經常部第十二款縣稅取扱費、是ハ讀會ヲ省畧致シマス、
 (書記朗讀)
 第十二款 縣稅取扱費 金貳萬參千四百四拾參圓九拾參錢
 第一項 徵收費 金貳萬貳千五百四拾參圓九拾參錢
 第二項 金庫諸費 金九百圓
 ○參與委員(谷口事務官補) 着席
 ○二十一番(長谷川宗治君) 是モ自然ノ結果増減ガアリマセウガ、前申上ゲタヨウナ次第デ、此増減ノ計算ハ議長ニ一任スルコトニシタイト思ヒマス、
 (賛成々々)
 ○副議長(高木利平君) 二十一番ノ御意見ニ御異議アリマセヌカ、
 (異議ナシ)
 ○副議長(高木利平君) 然ラバ本款ハ二十一番ノ御意見通り確定サレマシタ、是ヨリ明治四十四年度歳出入決算書ノ認定會ヲ開キマス、是ハ讀會ヲ省略致シマス、
 ○十一番(田中四一郎君) 此際四十二年度ノ決算調査委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、委員ハ慎重ニ調査ヲ致シ、綿密ニ調べマシタガ、一向不都合ノ點ヲ見出シマセヌデ、一般歳入歳出並ニ各

特別會計共全部相當ナルモノト認めマシタ、此段御報告致シマス、

(採決々々)

○副議長(高木利平君) 御異議アリマセヌカ、

(異議ナシ)

○副議長(高木利平君) 然ラバ、明治四十二年度埼玉縣歳入歳出決算ハ全部認定サレマシタ、是
ニテ知事ヨリ提出ノ議案ハ全部議了サレマシタ、依ツテ閉會致シマス、
午後七時十分閉會
傍聴人 五十三名

同日午後七時十一分閉會式舉行

議員一同議場ノ中央ニ整列ス

島田知事ハ各參與委員ヲ隨ヘ臨場左ノ趣旨ヲ演述シテ閉會式ヲ舉行ス

諸君ノ御精勵ニ依リマシテ議案ハ總テ議了ニナリマシタ、議決ニナリマシタ事柄ニ付キマシ
テハ、理事者ニ於テ夫々適當ナル處置ヲ取ル積リデゴザイマス、最早會期モ今日デ盡キマシ
タ是ニテ閉會致シマス、

各員一同敬禮

右了ツテ退場ス

干時午後七時十二分ナリ

明治四十四年三月二十八日印刷
明治四十四年三月三十一日發行

埼玉縣廳

埼玉縣北足立郡浦和町四百三十九番地

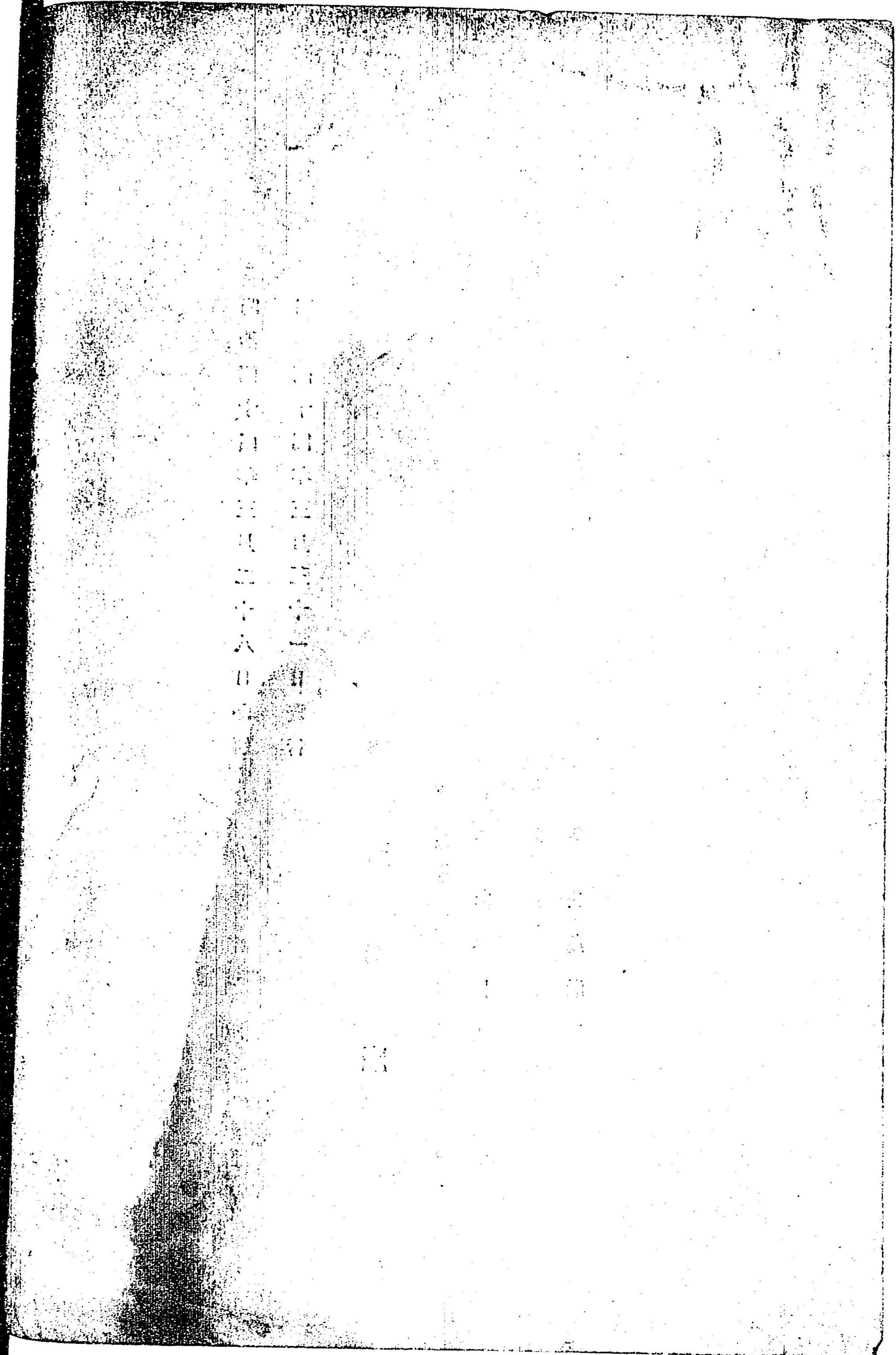
印刷人 山本長次郎

埼玉縣北足立郡浦和町四百三十九番地

印刷所 長島活版所

265

859



Vertical text in the center of the page, possibly a title or a specific section header, though the characters are too faint to read accurately.

Main body of text on the right side of the page, consisting of several columns of vertical text. The characters are extremely faint and illegible.